

# 官公庁 環境専門資料

## ◇ 主要目次 ◇

健康増進法の一部を改正する法律  
環境報告ガイドライン2018年版  
持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド  
プラスチック資源循環戦略について

JUL.2018 VOL.53 No.4

## 健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例

### 【概 要】

受動喫煙の対策強化を盛り込み 7 月に成立した改正健康増進法はホテルの客室以外の場所や飲食店など多くの人が利用する施設や店舗は原則として屋内禁煙、喫煙専用室でのみ喫煙を可能にした。同法は東京五輪・パラリンピック直前の 4 月 1 日から全面実施されます。

本報では、改正健康増進法の概要と都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙防止対策をより一層推進していくために制定された「東京都受動喫煙防止条例」について報告いたします。

### 健康増進法の一部を改正する法律 概要

#### 1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

#### 【基本的考え方 第 1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

#### 【基本的考え方 第 2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### 【基本的考え方 第 3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 2 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

### 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1) に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】
原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1) の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

### 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1) に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

#### 4. その他

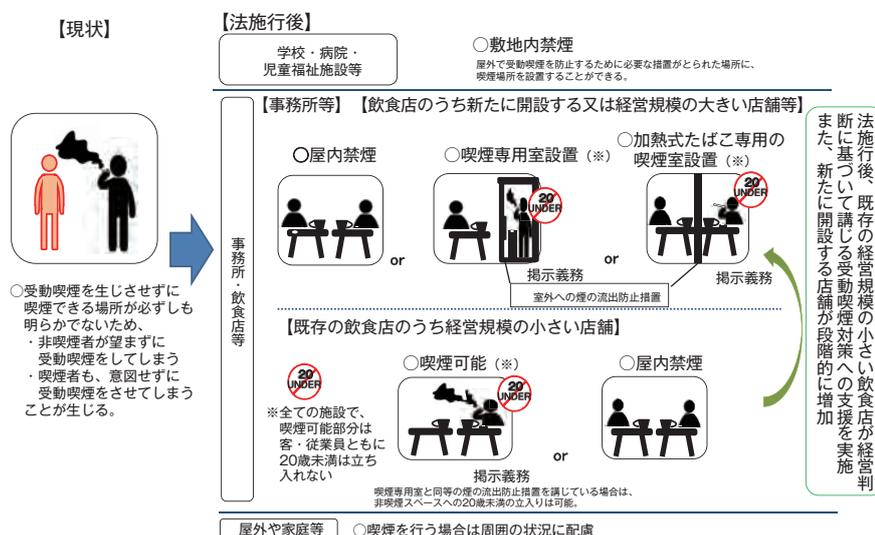
- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2（5）については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

#### 3 受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。



#### 4 国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
  - ①周知啓発  
国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。
  - ②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置  
飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備

する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

### ③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

#### ○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

#### ○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

## 5 既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

○ 既存の飲食店<sup>(※)</sup>のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

○ その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。

○ 資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金 5,000万円以下」を要件とする。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

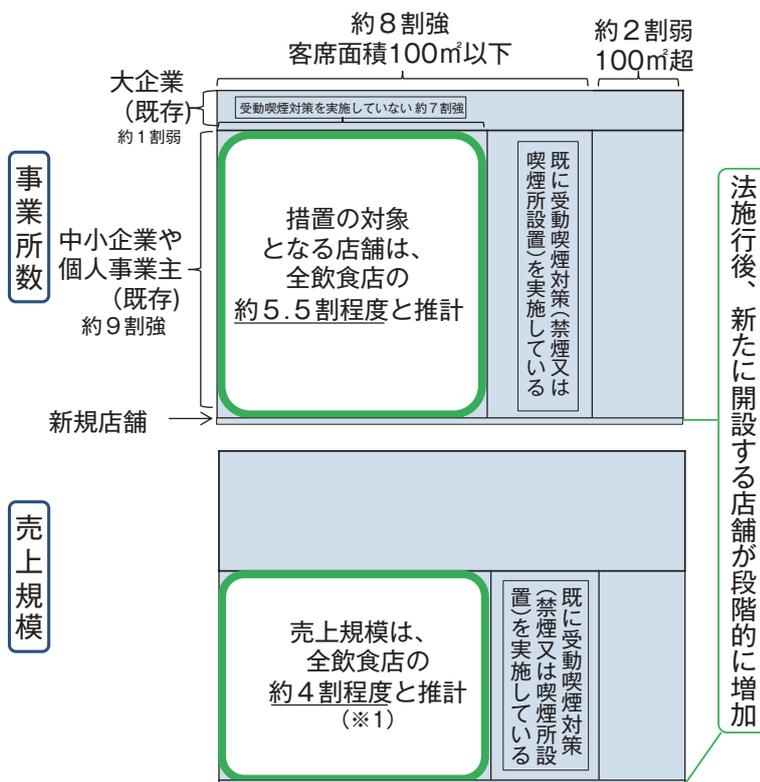
○ また、「資本金 5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「客席面積 100m<sup>2</sup>以下」を要件とする。

- また、「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

<範囲>

- 既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積 100m<sup>2</sup>以下のもの）として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに开店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）・平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。  
 ※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。  
 ※3) 経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

## 6 本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

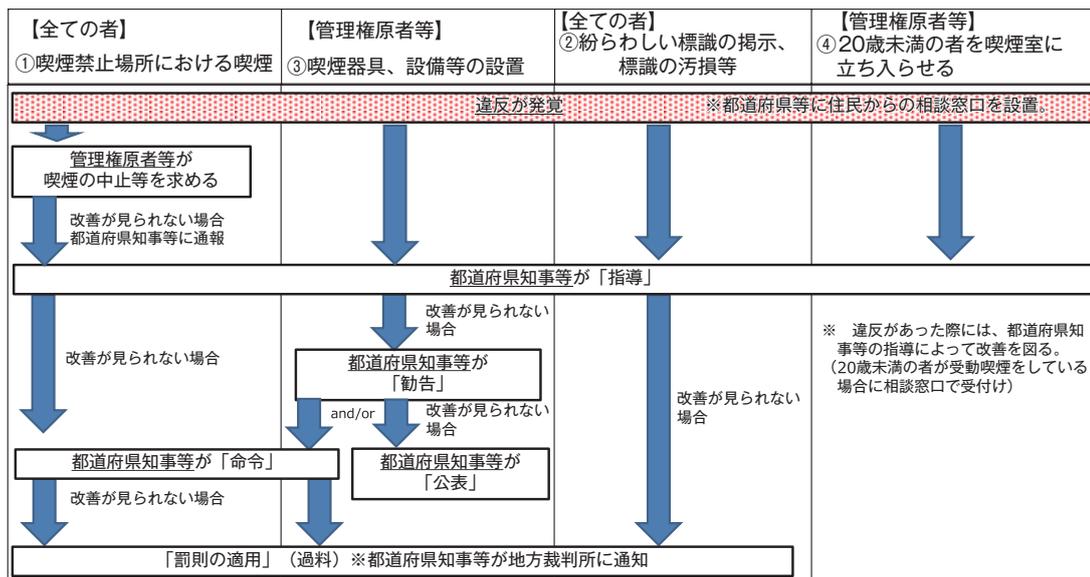
- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。  
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止

④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと等

- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

### <義務違反時の対応>



## 7 従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

### 1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

### 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

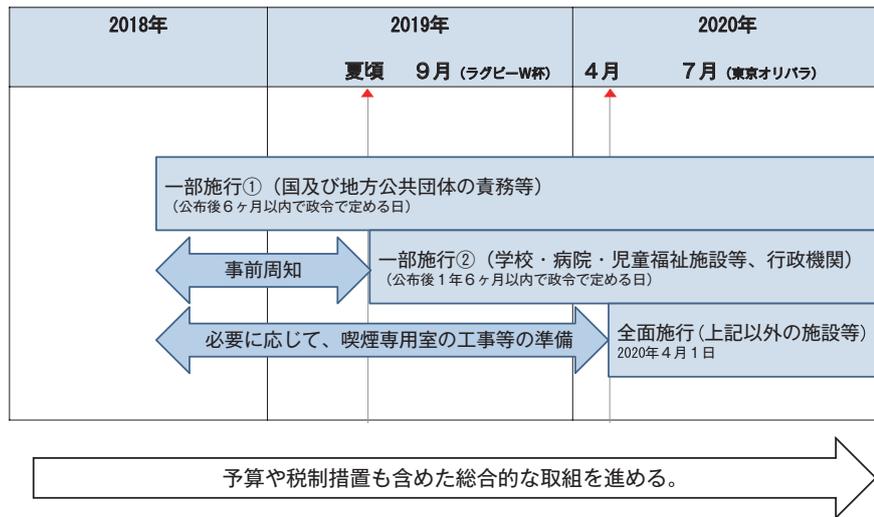
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

(参考) ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

## 8 施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



## 9 「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 【1. 法整備の骨格】

- ① 医療施設、小中高、大学等や行政機関は、敷地内禁煙とする。  
※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することは可。
- ② 上記以外の施設（事務所、飲食店、ホテル、老人福祉施設、運動施設等）は、屋内原則禁煙としつつ、喫煙専用室（室外への煙の流出防止措置を講じており、専ら喫煙を行うもの）内でのみ喫煙を可能とする。  
※住宅、旅館・ホテルの客室等の私的な空間は、適用除外とする。
- ③ 加熱式たばこについては、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることは明らかである一方、現時点の科学的知見では、受動喫煙による健康影響は明らかでないことから、当分の間、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室（喫煙専用室と同様に、室外への煙の流出防止措置を講じたもの）内でのみ喫煙を可能とする。

### <既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものに対する措置>

- ④ 法律の施行時点における既存の飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が一定規模以下のものについては、別に法律で定める日までの間、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙を可能とする。

この場合、20歳未満（客も従業員も）の立入禁止等を行うこととする。

※喫煙専用室と同等の分煙措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは認める。

※従業員に対し、受動喫煙を受けるおそれがある旨等を明示する措置等も別途行う。

### <施行期日>

- ⑤ 施設の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。

## 【2. 受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発】

- ① 受動喫煙による健康影響を低減するための環境を整備するため、喫煙専用室の設置や屋外における分煙施設（※）の整備に対し、予算や税制等による支援措置を実施する。

※受動喫煙の防止に資するよう、屋外の不特定多数の方が利用する場所において分煙を行う施設

- ② 受動喫煙が健康に与える影響等について、国及び地方自治体が一体となって周知啓発を行う。

## 10 受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発

### 支援措置

#### 【予算措置等】

- 飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行う。【33億円（平成30年度予算案）】
- 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

#### 【税制上の措置】

- 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（※）について、飲食店等に

において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

(※) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

<参考> 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等（注1）の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備（注2）の取得を行った場合に、取得価額の特別償却（30%）又は税額控除（7%）（注3）の適用を認める措置。

注1) 対象者は、租税特別措置法上の中小企業等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）及び従業員数1,000人以下の個人事業主

注2) 認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象

・器具・備品（1台又は1基の取得価額が1台30万円以上）

・建物附属設備（1台の取得価額が60万円以上）

注3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

周知啓発

- 国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。【9億円（平成30年度予算案）】

# 東京都受動喫煙防止条例について

## 1 条例の制定目的

誰もが快適に過ごせる街を実現するために「人」に着目した対策「働く人や子供」を受動喫煙から守る

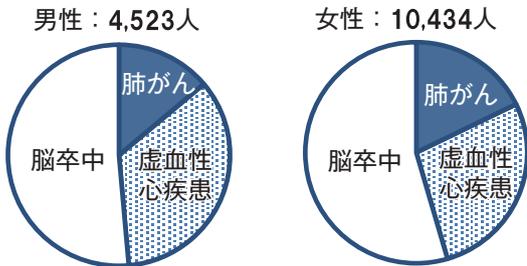
本条例の目的は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した都独自の新しいルールを構築していくことです。

健康影響を受けやすい子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を受動喫煙から守ることを、対策の柱としています。

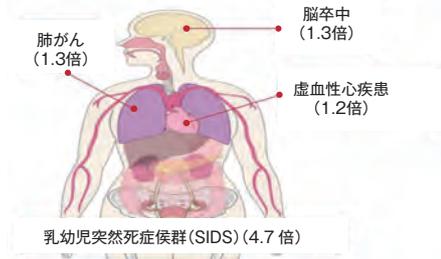
## 2 受動喫煙による健康影響

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人

受動喫煙による年間死亡数推計値



受動喫煙によってリスクが高まる病気



出典) 厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省)「喫煙と健康喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙防止対策を推進し、「健康ファースト」を実現する

子供を守ります	従業員を守ります
<p><b>敷地内禁煙</b> (屋外喫煙場所設置不可)</p> <p>幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒への禁煙教育(喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育)の徹底</li> <li>● ホテル・飲食店などの喫煙可能な場所(喫煙室など)への子供の立ち入り禁止</li> </ul>	<p><b>原則屋内禁煙</b> (禁煙又は喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置)</p> <p>多数の者が利用する施設等 例) 老人福祉施設・運動施設・ホテル・事務所・船舶・鉄道・従業員がいる飲食店</p>  <p>従業員がいない飲食店(禁煙又は喫煙) 従業員がいない飲食店は、事業者が屋内の全部又は一部を喫煙をすることができるところとして定めることができる。</p> 

### 3 健康増進法改正との比較①

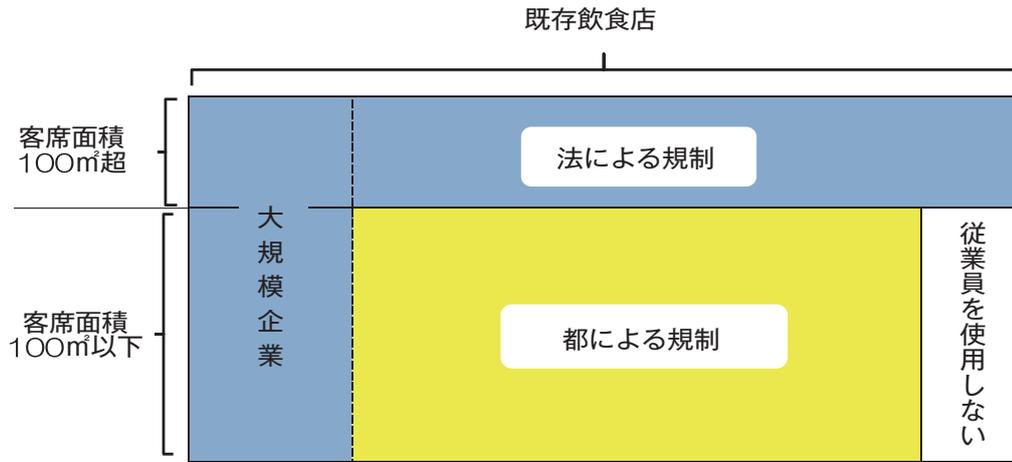
	法改正	都条例
<b>責 務</b>	国及び地方公共団体の責務	都、都民及び保護者の責務
<b>対象とする たばこ</b>	たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品 ※ 受動喫煙防止が目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かきたばこ」は規制対象外	
<b>標識の 掲 示</b>	喫煙場所のみ掲示	禁煙の飲食店も掲示
<b>罰 則</b>	50万円以下の過料	5万円以下の過料
<b>施 行 期 日</b>	平成32年4月1日 ※責務規定や学校、病院等の規定は段階的に施行	平成32年4月1日 ※左記のほか、飲食店の標識掲示も段階的に施行

### 4 健康増進法改正との比較②

施設の種類	法改正	都条例
小学校、中学校、高等学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
保育所、幼稚園		敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
大学		
医療機関		
児童福祉施設		
行政機関		
バス、タクシー、航空機	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
上記以外の多数の者が利用する施設 例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道		従業員を使用していない場合は、禁 煙・喫煙を選択することができる。
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金5千万円以下)は規制対象外	

- ※ 喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。
- ※ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

## 5 健康増進法改正との比較③



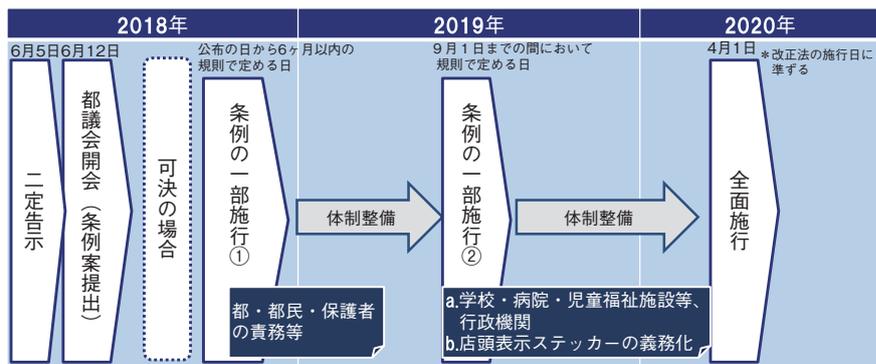
## 6 加熱式たばこの取扱い

- 加熱式たばこについては、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする。
- ※ 指定たばことはたばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するもの健康影響が明らかになるまでの間は、行政処分や罰則は適用しない。

## 7 事業者や区市町村への支援を充実

- 公衆喫煙所整備への補助
- 公衆喫煙所の整備又は改修のための区市町村への補助
- 飲食施設の喫煙室整備等への補助
- 飲食施設における喫煙室等の改修整備等のための事業者への補助

## 8 条例の施行スケジュール



## 9 東京都受動喫煙防止条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 受動喫煙を防止するための措置（第八条—第十九条）

第三章 罰則（第二十条—第二十二条）

附則

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中等の発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群の危険性が高まるなど、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかにされている。

全ての都民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするためには、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響について、都民一人一人が正しく理解することが必要である。

東京都は、都民の健康増進を一層図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対し、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するとともに、受動喫煙に対する都民の理解の促進に努めなければならない。

このような認識の下に、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- 四 特定施設第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。
- 五 第一種施設多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものをいう。
  - イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの（口に掲げるものを除く。）
  - ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずるものとして規則で定めるもの

- ハ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）
- 六 第二種施設多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。
- 七 喫煙目的施設多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として規則で定める要件を満たすものをいう。
- 八 旅客運送事業自動車等旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。
- 九 旅客運送事業自動車道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が都の区域内（以下「都内」という。）を起点及び終点として旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 十 旅客運送事業航空機航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が都内を起点及び終点として旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。
- 十一 旅客運送事業鉄道等車両鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が都内を起点及び終点として旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。
- 十二 旅客運送事業船舶海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が都内を起点及び終点として旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。
- 十三 特定屋外喫煙場所第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、規則で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の規則で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- 十四 喫煙関連研究場所たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

#### （都の責務）

- 第三条 都は、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 都は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、都民の理解を促進するように努めなければならない。
- 3 都は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関するその他必要な施策について、都民、区市町村（特別区及び市町村をいう。第六条において同じ。）、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

#### （都民の責務）

- 第四条 都民は、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。
- 2 都民は、都が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第六条 都、区市町村、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者その他の関係者は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）の次条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

## 第二章 受動喫煙を防止するための措置

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第八条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設次に掲げる場所以外の場所

- イ 特定屋外喫煙場所
- ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設次に掲げる場所以外の屋内の場所

- イ 第十二条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所
- ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設第十四条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶第十二条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第九条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（附則第三条第二項において「飲食店等」という。）（第十二条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識又は附則第

四条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識が掲示されている施設を除く。)の管理権原者は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 一 当該施設の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨
  - 二 その他規則で定める事項
- 3 第二条第五号ロに規定する施設の管理権原者は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。
- 4 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。
- 5 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めるよう努めなければならない。
- 6 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第十条 知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第十一条 知事は、特定施設等の管理権原者等が第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

第十二条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として規則で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

- 2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、規則で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。
- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三 その他規則で定める事項

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、規則で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他規則で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の規則で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第十三条 知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の規則で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあっては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の規則で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の規則で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（喫煙目的室）

第十四条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として規則で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号にお

いて「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

- 2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、規則で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下「喫煙目的室標識」という。)を掲示しなければならない。
  - 一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
  - 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
  - 三 その他規則で定める事項
- 3 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、規則で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下「喫煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。
  - 一 喫煙目的室(前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。)が設置されている旨
  - 二 その他規則で定める事項
- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二条第七号の規則で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の規則で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設(喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の規則で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。)の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二条第七号の規則で定める要件に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。
- 10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

- 第十五条 知事は、喫煙目的室設置施設が第二条第七号の規則で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の規則で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。
- 2 知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の規則で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において

掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の規則で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の規則で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

- 3 知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （標識の使用制限）

第十六条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

- 一 第二種施設等の管理権原者が第十二条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合
  - 二 喫煙目的施設の管理権原者が第十四条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合
- 2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない
- 一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第十二条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第十三条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合
  - 二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第十四条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

#### （立入検査等）

第十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用関係)

第十八条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

- 2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。
- 3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。
- 4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。
- 5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

(適用除外)

第十九条 次に掲げる場所については、この章の規定（第九条第六項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。）は、適用しない。

- 一 人の居住の用に供する場所（次号に掲げる場所を除く。）
  - 二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）
  - 三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として規則で定めるもの
- 2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この章の規定は、適用しない。
  - 3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この章の規定は、適用しない。

### 第三章 罰則

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第三項、第十三条第三項又は第十五条第四項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第十二条第三項又は第十四条第三項の規定に違反した者
- 三 第十六条の規定に違反した者

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第十二条第七項又は第十四条第十項の規定に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条（第一号から第三号までに限る。）、第三条から第七条まで、次条第一号及び附則第七条の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

二 第二条（第四号から第七号まで、第十三号及び第十四号に限る。）、第八条第一項各号列記以外の部分、同条第二項、第九条（第五項を除く。）、第十条、第十一条、第十七条、第十九条（第一項第二号を除く。）、第二十条第一号（第十一条第三項の規定に基づく命令に違反した者に限る。）、第二十一条第一号、第二十二号、次条第二号、附則第六条第一項及び同条第二項（第十一条第一項及び第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定平成三十一年九月一日までの間において規則で定める日

第二条 次の各号の期間における次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 前条第一号の規則で定める日から同条第二号の規則で定める日の前日まで

第三条第三項	施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）	施設（敷地を含む。以下同じ。）を管理する者
第六条	及び旅客運送事業自動車等の管理権原者	を管理する者
第七条第一項	特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）の次条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙	喫煙
第七条第二項	特定施設等の管理権原者	多数の者が利用する施設を管理する者

二 前条第二号の規則で定める日からこの条例の施行の日の前日まで

第三条第三項	及び旅客運送事業自動車等の管理権原者	の管理権原者
	施設又は旅客運送事業自動車等	施設
第六条	及び旅客運送事業自動車等の管理権原者	の管理権原者
第七条第一項	特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）	第一種施設
第七条第二項	特定施設等	多数の者が利用する施設
第八条の見出し	特定施設等	第一種施設
第八条第一項各号列記以外の部分	特定施設等に	第一種施設に
	次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める	特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の
第八条第二項	同項第一号から第三号までに掲げる特定施設	第一種施設
第九条の見出し	特定施設等	第一種施設
第九条一項	特定施設等	第一種施設
	施設又は旅客運送事業自動車等	施設

第九条二項	施設(附則第三条第二項において「飲食店等という。)(第十二条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識又は附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識が掲示されている施設を除く。)	施設
第九条第二項第一号	場所がない旨	場所の有無
第九条第四項	特定施設	第一種施設
第九条第六項	前二項	第四項
	特定施設等	第一種施設
第十条(見出しを含む。)、第十一条(見出しを含む。 )及び第十七条第一項	特定施設等	第一種施設
第十九条第一項第一号	場所(次号に掲げる場所を除く。)	場所
第十九条第一項第三号	前二号	第一号
第十九条第二項	特定施設等	第一種施設
第十九条第三項	特定施設等	第一種施設
	一般自動車等(旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。)が現に運行している場合における当該一般自動車等	現に運行している自動車
附則第六条第一項	指定たばこ	指定たばこ(たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。次項において同じ。)

(都指定特定飲食提供施設に関する特例)

第三条 都指定特定飲食提供施設についての第八条第一項第二号、第十二条及び第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第一項第二号イ及び第十二条の見出し	喫煙専用室	喫煙可能室
第十二条第一項	一部	全部又は一部
	専ら喫煙	喫煙
第十二条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
第十二条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第十二条第三項	喫煙専用室標識を	喫煙可能室標識を
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
第十二条第三項第一号	喫煙専用室(	喫煙可能室(
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識

第十二条第四項	喫煙専用室が	喫煙可能室が
	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
第十二条第五項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
第十二条第六項	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
第十二条第七項	喫煙専用室設置施設等の	喫煙可能室設置施設の
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
第十三条の見出し	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設
第十三条第一項	喫煙専用室設置施設等の	喫煙可能室設置施設の
	喫煙専用室の	喫煙可能室の
	喫煙専用室に	喫煙可能室に
	喫煙専用室標識	喫煙可能室標識
	喫煙専用室設置施設等に	喫煙可能室設置施設に
	喫煙専用室設置施設等標識	喫煙可能室設置施設標識
第十三条第二項及び第三項	喫煙専用室が	喫煙可能室が
	喫煙専用室設置施設等	喫煙可能室設置施設

- 2 前項の「都指定特定飲食提供施設」とは、第二種施設のうち、飲食店等（当該飲食店等で業務に従事する従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）がいるものを除く。）をいう。
- 3 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、前項に規定する都指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として規則で定めるものを備え、これを保存しなければならない。
- 4 喫煙可能室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならない。
- 5 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。
  - 一 第三項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者

二 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

第四条 第二種施設等の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ(たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下同じ。)のみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての第八条第一項、第十二条及び第十三条の規定の適用については、この条例の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第一項第二号イ及び第五号並びに第十二条の見出し	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室
第十二条第一項	たばこ	指定たばこ(たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)
	専ら喫煙	喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この条において同じ。)
第十二条第二項	を専ら喫煙	を喫煙
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十二条第二項第一号	専ら喫煙	喫煙
第十二条第三項	喫煙専用室標識を	指定たばこ専用喫煙室標識を
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
第十二条第三項第一号	喫煙専用室(	指定たばこ専用喫煙室(
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十二条第四項	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
第十二条第五項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
第十二条第六項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
第十二条第七項	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	専ら喫煙	喫煙
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

第十三条の見出し	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等
第十三条第一項	喫煙専用室設置施設等の	指定たばこ専用喫煙室設置施設等の
	喫煙専用室の	指定たばこ専用喫煙室の
	喫煙専用室に	指定たばこ専用喫煙室に
	喫煙専用室標識	指定たばこ専用喫煙室標識
	喫煙専用室設置施設等に	指定たばこ専用喫煙室設置施設等に
	喫煙専用室設置施設等標識	指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
	喫煙専用室が	指定たばこ専用喫煙室が
第十三条第二項及び第三項	喫煙専用室設置施設等	指定たばこ専用喫煙室設置施設等

- 2 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするとき、規則で定めるところにより、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。
- 3 知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二万円以下の過料に処する。

(標識の使用制限に関する経過措置)

第五条 何人も、第十六条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識、喫煙目的室設置施設標識、喫煙可能室標識、喫煙可能室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室標識若しくは指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識(以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。)又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

- 一 第二種施設等の管理権原者が第十二条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合
- 二 喫煙目的施設の管理権原者が第十四条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合
- 三 都指定特定飲食提供施設の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第二項の規定により喫煙可能室標識を掲示する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項の規定により喫煙可能室設置施設標識を掲示する場合
- 四 第二種施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十二条第二項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を掲示する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を掲示する場合

2 何人も、第十六条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

- 一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第十二条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第十三条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合
  - 二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第十四条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合
  - 三 喫煙可能室設置施設の管理権原者が附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第六項の規定により喫煙可能室標識を除去する場合、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十二条第七項の規定により喫煙可能室設置施設標識を除去する場合又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定による勧告若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を除去する場合
  - 四 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者が前条第一項の規定により読み替えられた第十二条第六項の規定により指定たばこ専用喫煙室標識を除去する場合、前条第一項の規定により読み替えられた第十二条第七項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合又は前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定による勧告若しくは前条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項の規定に基づく命令に係る措置として指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を除去する場合
- 3 前二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(指定たばこの適用除外)

第六条 指定たばこについては、当分の間、第八条第二項の規定は適用しない。

- 2 専ら指定たばこの喫煙の用に供する器具、設備又は施設の管理権原者等については、当分の間、第十一条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十条第二号、第二十一条第二号、第二十二条第一号、附則第三条第五項及び第八項第一号並びに附則第四条第三項の規定は適用しない。

(他の法令等との関係)

第七条 受動喫煙の防止について、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

(検討)

第八条 都は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 環境報告ガイドライン 2018年版

### 【概要】

環境省では、平成17年4月に施行した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号：環境配慮促進法）の制定や環境報告ガイドラインの公表などにより、事業者による環境報告の普及促進に努めてきました。

平成24年4月の「環境報告ガイドライン2012年版」公表以降、国連が主導するSDGsの採択やパリ協定の発効など、持続可能な社会への移行を推進する国際的な枠組が確立し、事業者を取り巻く環境が大きく変化しました。これに伴い、事業者は、単に自らの事業活動に伴う環境負荷低減や環境配慮の取組状況を公表するだけでなく、経営戦略の中でいかに環境課題に取り組んでいくか、将来志向的な報告が求められるようになっていきます。

このような開示要請の変化を踏まえ、事業者、利用者、有識者等からなる「平成29年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会」での検討を経て、「環境報告ガイドライン2018年版」を取りまとめました。

#### （改定ポイント）

1. 国際的な規制・実務動向と統合的な環境報告の枠組とする。
2. 報告の自由度を高めるため、ガイドライン自体はコンパクトにする。
3. 従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性（ガバナンス、リスクマネジメント等）や経営の方向性（長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル）を示す、将来志向的な非財務情報を報告事項とする。
4. 事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境に与える重要な影響」を自ら判断して、対応すべき事業者の重要な環境課題について報告を求める。
5. 環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという、環境会計（「環境会計ガイドライン2005年版」）の考え方をガイドラインに取り込む。

（ガイドラインの構成）コンパクトな「環境報告ガイドライン2018年版」本体と、ガイドラインを補完・補足する文書から構成されます。

## 目次

はじめに .....	29
序章 .....	30
1. ガイドライン改定の背景.....	30
2. 2018年版の改定ポイント .....	31
3. ガイドラインの構成.....	31
4. ガイドラインの対象.....	32
第1章 環境報告の基礎情報.....	32
1. 環境報告の基本的要件 .....	32
2. 主な実績評価指標の推移.....	33
第2章 環境報告の記載事項.....	33
1. 経営責任者のコミットメント .....	34
2. ガバナンス.....	35
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	35
4. リスクマネジメント.....	36
5. ビジネスモデル.....	36
6. バリューチェーンマネジメント .....	37
7. 長期ビジョン .....	38
8. 戦略.....	38
9. 重要な環境課題の特定方法.....	39
10. 事業者の重要な環境課題.....	39
参考資料.....	41
主な環境課題とその実績評価指標 .....	41
1. 気候変動.....	41
2. 水資源.....	42
3. 生物多様性.....	43
4. 資源循環.....	43
5. 化学物質.....	44
6. 汚染予防.....	45
用語解説.....	46
検討委員名簿.....	48

## はじめに

世界的な人口増加や経済規模の拡大により、人間活動に伴う社会・環境課題はますます深刻になっていきます。人為起源の温室効果ガスは気候変動を引き起こす要因となり、水・エネルギー・鉱物等の資源の無計画な消費は、環境を破壊するだけでなく、時として奪い合いのための紛争を引き起こします。さらに、開発や乱獲等を主な原因として、地球上の生物多様性が失われつつあります。

我が国においては、人口減少・少子高齢化、都市への人口集中の一方で、地方の衰退が顕在化し、経済成長や労働生産性は低迷しています。温室効果ガスの排出は、近年減少傾向にありますが、中期的には 2030 年度に 26% 削減、長期的には、2050 年度までに 80% の大幅削減が必要となっています。資源制約や炭素制約などに直面する今日、これまでの「量」を追求する経済システムから、環境・社会・経済の諸課題を同時解決しながら、新たな発展を可能にするシステムが求められています。

このような中で、気候変動を始めたとしてグローバルな課題の解決には、あらゆる国が共に取り組むことが重要であるとの認識が共有され、環境・社会・経済の課題の統合的解決を目指した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、(SDGs) の採択や脱炭素社会に向けて世界が大きく舵を切ったパリ協定の採択に象徴される、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されつつあります。

これまで、「環境や社会に良いこと」を行うのはコストの発生要因であり、自主的に行う事業者以外には関係ないこととみなされてきました。しかし、環境や社会を犠牲にした経済の発展も、経済を犠牲にした環境や社会も成立しないこれからの社会の中では、環境・社会課題に対応しないことによって発生するリスクを最小化し、さらに、再エネ技術などを通じて環境・社会課題を解決することで、利益を獲得できる企業こそが評価されるため、企業経営の中での環境・社会課題への取組の位置づけは、大きく転換しています。

このような変化の中でも、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷低減や環境配慮の取組状況を公に報告することを目的に行ってきた、これまでの環境報告の意義がすべて失われるわけではありません。しかし、持続可能な社会への移行過程においては、事業者が、中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、どのように企業と企業存在の基盤である経済社会や環境に貢献していこうとしているのか、という情報が企業の持続可能性を説明する重要な要素となります。この将来志向的な情報は、事業評価の軸を短期的な経済的視点から、長期的に ESG を統合した視点へと移していこうとしている機関投資家等との対話においても重要な材料です。

情報開示に対する社会要請の変化に合わせて、今回、「環境報告ガイドライン」を改定しました。事業者自らの実績情報の報告を求める内容から、事業者がバリューチェーンを含めて重要課題を特定し、自らの持続可能性を説明することを求めるものになっています。この新ガイドラインの内容は、ICT 技術を活用して、環境情報の分析と対話のプラットフォームとなる情報開示基盤の整備を目指して環境省が行っている「環境情報開示基盤整備事業」の報告様式にも反映します。

環境省の第 5 次環境計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として「環境・生命文明社会」を提唱しています。これは、経済成長を続けつつ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図ることにより「低炭素」をも実現する循環共生型の社会のことであり、時代の転換点であるという認識と、新たな文明社会を目指すという意味を含めて名付けたものです。

「環境報告ガイドライン 2018」を踏まえ、新たな文明社会の実現に向けて企業が適切に情報開示を行うとともに、開示情報に基づく利害関係者との対話の取組がさらに進んでいくことを期待しています。

## 序章

### 1. ガイドライン改定の背景

- ✓ 環境報告ガイドラインは、前回の改定（2012年4月）から6年余の歳月が経過し、その間に環境報告を巡る社会動向が大きく変化したことから、構成や内容等に抜本的な見直しが必要になりました。
- ✓ 国際的には、国連が主導するSDGs(2015年9月採択)やパリ協定(2016年11月発効)など、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたことが大きな見直し理由です。
- ✓ 持続可能な社会への移行は、環境規制等の強化や市場環境の変化を通じて、ほぼ全産業における事業者の事業活動に多大な影響を長期的に与え続けると予想されており、それらの事業者を長期的な投融資対象とする金融セクターの情報ニーズに反映されて、環境報告のあり方にも強い影響を及ぼします。
- ✓ 例えば、近年、機関投資家を中心とする金融セクターの関心は、持続可能な社会への移行促進を前提として、従来型の財務情報のような過去情報から、組織体制の健全性（ガバナンス、リスクマネジメント等）や経営の方向性（長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル）といった、将来志向的な非財務情報に向けられるようになり、実務的にはESG情報の提供要請として顕在化しています。
- ✓ さらに、その関心は世界各地の財務報告制度にも反映されて、フランス、英国、欧州連合（EU）では会社法・商法により、また、その他の先進国・新興国では上場規則によって、上場会社の非財務報告制度が多く国・地域で拡充・強化されつつあります。
- ✓ そうした動向を踏まえて、国際的なサステナビリティ報告ガイドラインを作成してきたGRIは、非財務報告制度を補完するために、GRIスタンダードによる基準化の途を選び、非財務情報が増加した財務報告を補完する統合報告の開示枠組みも、国際統合報告評議会（IIRC）によって策定されました。
- ✓ 特に、早急な対応が求められる気候変動に関しては、G20の要請を受けて、2016年9月に金融安定理事会（FSB）が、気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）勧告書を答申し、今後の金融セクターと事業者による環境報告に大きな変化をもたらす要因になっています。
- ✓ 国内的には、環境報告を行う事業者の伸び悩みが依然として解消されておらず、環境と経済の好循環を一層促進するために、さらなる取組の強化が必要です。
- ✓ 環境省の「環境にやさしい企業行動調査結果」によれば、環境報告を行う事業者の割合は2006年まで右肩上がりに伸長したものの、その後は横ばい傾向にあり、「環境報告ガイドライン（2012年版）」の策定以降も、その状況に大きな変化はありません。また、かつて作成割合が著しく低かった売上高1,000億円未満の事業者は、近年、作成割合を伸ばしていますが、大規模事業者と比較すると、依然として伸長の余地を残しています。
- ✓ また、少数の先進的な大規模事業者を除いて、記載事項が横並びで、個社の事情を反映しない傾向にあることも、環境報告のあり方を巡る大きな検討課題です。
- ✓ さらに、ESG情報の提供要請が増えるに連れて、報告内容の高度化や情報収集範囲の著しい拡大が事業者の負担になっており、これらに適切に対応することが難しいと思われる事業者も企業規模を問わず存在しているのが実情です。

## 2. 2018年版の改定ポイント

- ✓ ガイドライン改定の背景を踏まえた今回の改定ポイントは以下のとおりです。
- ✓ ガイドラインは、国際的な規制・実務動向と整合的な環境報告の枠組みとしています。
- ✓ 先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン自体はコンパクトに構成し、環境報告を作成する際の手順等を例示した「作成の手引き」と、難解な記載事項等を平易に解説した「解説書」を併せて作成します。
- ✓ 事業環境が持続可能な社会への移行過程にあることを前提に、環境報告を ESG 報告の枠組みで利用する投資家の情報ニーズに配慮し、従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性（ガバナンス、リスクマネジメント等）や経営の方向性（長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル）を示す、将来志向的な非財務情報を記載事項にしています。
- ✓ 「マテリアルバランス」全体を網羅的に報告するのではなく、事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境に与える重要な影響」を自ら判断して、事業者が対応すべき重要な環境課題について報告を求めるように変更しました。
- ✓ また、事業者が特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告事項とし、環境会計（「環境会計ガイドライン 2005 年版」）の環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという考え方を本ガイドラインに取り込みました。

## 3. ガイドラインの構成

- ✓ 本ガイドラインでは、環境報告で報告する事項と、報告に際しての留意点を示すとともに、それらについて解説しています。
- ✓ コンパクトで見やすいガイドラインとするために、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の基礎知識については解説していません。
- ✓ 第1章の「環境報告の基礎情報」では、環境報告の前提となる「環境報告の基本的要件」と、事業者の経年的な取組成果を一覧表示する「主な実績評価指標の推移」についての報告事項として示し、解説しています。
- ✓ 第2章の「環境報告の記載事項」では、経営者のコミットメント等、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるような項目を報告事項として示し、解説しています。
- ✓ 参考資料として掲げた「主な環境課題とその実績評価指標」は、事業者が重要な環境課題を特定する際に参考となる情報です。
- ✓ なお、本ガイドラインの内容を補完・補足する「作成の手引き」「解説書」を平成30年度中に発行する予定です。環境報告の基礎知識、環境報告を行う際の手順、書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説が含まれるため、事業者の環境報告に関する知識や経験の度合いに応じて、本ガイドラインだけを利用する、又は、本ガイドラインと作成の手引き等を併用するなど、事業者ごとに使い方を工夫することが望まれます。

## 4. ガイドラインの対象

### (1) 環境報告を行う事業者

- ✓ 本ガイドラインは事業者が環境報告を行う際の報告指針です。
- ✓ 本ガイドラインに沿って環境報告を行うことで、環境報告に必要な情報を網羅的に開示できます。
- ✓ 対象とする事業者には、すでに環境報告を行っている大規模事業者だけでなく、これから環境報告に取り組もうとする中規模以下の事業者も含まれています。

### (2) 環境報告を利用するステークホルダー

- ✓ 本ガイドラインは、環境報告を利用するステークホルダーにも、環境報告を理解する上での有用な指針となります。
- ✓ 事業者が環境報告を行う際の報告指針を知ることで、環境報告の構成要素や記載事項の意味をより深く理解できます。
- ✓ 対象とするステークホルダーには、基本的に全てのステークホルダーが含まれます。ただし、とりわけ、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点に配慮して、ガバナンス、リスクマネジメントといった組織体制に関する情報や、長期ビジョン、戦略などの経営の方向性に関する情報を拡充しています。

## 第1章 環境報告の基礎情報

- ✓ 環境報告の利用者が前提として理解すべき情報や環境報告の理解を促進する総括的情報を記載します。

### 1. 環境報告の基本的要件

- ✓ ステークホルダーが環境報告を利用する際に、前提として理解すべき環境報告の基本的要件に関する情報です。環境報告の冒頭など分かりやすい場所に記載します。
- ✓ 有価証券報告書やサステナビリティ報告書等で環境報告を行う際に、環境報告の基本的要件に相当する内容が記載されている場合には、環境報告の中では、環境報告の基本的要件の記載を省略できます。

#### 報告事項

- 報告対象組織
- 報告対象期間
- 基準・ガイドライン等
- 環境報告の全体像

#### 解説

- ✓ 報告対象組織とは、財務報告における連結財務諸表の対象組織である企業集団を指しています。そのため、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合は、原則として、報告対象組織に事業者とその連結の範囲に入る全ての子会社を含みます。
- ✓ 報告対象期間には、環境報告の作成対象とした期間を記載します。適時性の観点から、環境報告は少な

くとも年一回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は、財務報告の決算期間（事業年度）と一致していることが望まれます。

- ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイドライン等の名称を記載します。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨が分かるように、事業者が適用した作成指針を、「自社基準」などの適切な表記によって、記載します。
- ✓ 環境報告の全体像では、環境報告を複数の企業報告媒体（サステナビリティ報告書、アニュアルレポート、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等）や複数の形式（冊子、ウェブサイト等）で行う場合に、それらの相互関係を、図示などの分かりやすい方法を用いて、説明します。

## 2. 主な実績評価指標の推移

- ✓ 環境報告の利用者が、事業者の経年的な取組成果を理解しやすいように、主な実績評価指標の推移を一覧表示します。

### 報告事項

- 主な実績評価指標の推移

### 解説

- ✓ 主な実績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して、連結売上高などの主な経営指標を併記しながら、直近の連続する3～5年程度の推移が分かるように、一覧表示します。
- ✓ 年次報告書やサステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主な実績評価指標に事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。

## 第2章 環境報告の記載事項

- ✓ 環境報告は、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるようにすることを目的としています。
- ✓ そのため、単に過去の取組成果を示すだけでなく、ガバナンスやビジネスモデル等の組織体制や経営の方向性に関する情報等を具体的かつ明確に記述して、将来志向的でダイナミックな状況を説明することが望まれます。
- ✓ 第2章の各項目は、環境報告を行う事業者が、自社の企業理念、事業環境、事業特性等を考慮して、それぞれ適切と考えられる順序で報告する性格のものであり、本ガイドラインの解説順序は環境報告で求められる記載順序を表していません。
- ✓ また、ガバナンスのように、環境報告以外の企業報告媒体で報告される情報については、重複開示の負担を避けるために、環境報告に、その旨と参照先情報を明示した上で、省略することも一つの方法です。

- ✓ もちろん、情報利用者の検索の負担を軽減するために、すでに他の企業報告媒体で報告されている情報について、その全文又は要約を環境報告に含めることは有用です。
- ✓ いずれにしても、どの開示方法を採用するかは、環境報告を行う事業者の判断に委ねられます。
- ✓ 環境報告の記載事項のうち、「1. 経営責任者のコミットメント」から「9. 重要な環境課題の特定方法」の9項目は、全ての事業者に通ずる事項です。続く、「10. 事業者の重要な環境課題」は、各事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響を自ら評価し、その開示内容を決定するために、記載する重要な環境課題の種類と報告範囲は事業者ごとに異なっています。

## 1. 経営責任者のコミットメント

- ✓ 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホルダーの評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業者が重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明言します。

### 報告事項

- 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

### 解説

- ✓ 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとするれば、事業者は社会との共有価値を創造しながら、持続可能な社会に適切なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環境課題への対応は、このプロセスの中で取り込まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。
- ✓ 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤などの諸資本を利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資本をどのように利用したのかについての道義的な説明責任を有します。環境報告は、自然環境の利用について、この説明責任を果たす手段ともなります。
- ✓ そのため、環境報告を行う際に、経営責任者は重要な環境課題への対応について、基本的な考え方や方針を、自らの言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言することが求められます。そうした性格上、経営責任者のコミットメントには、単なる挨拶とは異なる、重要な意義があります。
- ✓ また、コミットメントの内容自体が適切かどうか、環境報告を利用するステークホルダーの判断に委ねられるため、コミットメントは明瞭かつ分かりやすく記載する必要があります。
- ✓ コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられているか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなど、可能な限り、事業者の将来見通し情報と関連付けて説明することが望まれます。

## 2. ガバナンス

- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、その間、事業者が、重要な環境課題に対し、組織として適切な対応を一貫して継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

### 報告事項

- 事業者のガバナンス体制
- 重要な環境課題の管理責任者
- 重要な環境課題の管理における取締役会及び経営業務執行組織の役割

### 解説

- ✓ ガバナンスに関する情報開示は、事業者の取締役会が、どのように重要な環境課題とそれに起因するリスク・機会を認識し、対応しているか、又は、しようとしているかについて、説明することが目的です。
- ✓ 事業者のガバナンス体制では、コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。
- ✓ ただし、ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会の行動を監視する仕組みであるため、ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にすることが重要です。
- ✓ 重要な環境課題の管理責任者には、事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を記載します。
- ✓ 取締役会が、重要な環境課題の管理権限を環境委員会（CSR 委員会、ESG 委員会、サステナビリティ委員会等を含む）に移譲している場合、又は、重要な環境課題を環境マネジメントシステムの仕組みの中で管理しているような場合には、その旨と取締役会が環境委員会や環境マネジメントシステムの責任者から重要な環境課題の管理についての情報提供を受けているかどうかを記載します。

## 3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

- ✓ 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境課題の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを実施する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向にどのように配慮しているかを示す有効な手法です。

### 報告事項

- ステークホルダーへの対応方針
- 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要

### 解説

- ✓ ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合など、非常に多様な行動体系を意味しています。
- ✓ ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際してどのようにステークホルダーエ

ンゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針、ステークホルダーエンゲージの実施方針等、ステークホルダーエンゲージメントを実施する上で事業者が策定した方針について説明します。

- ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要には、対象としたステークホルダー・グループ、エンゲージメントの種類又は形態、それらの実施状況を記載します。
- ✓ 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている場合は、その状況を説明することが望まれます。

#### 4. リスクマネジメント

- ✓ 重要な環境課題への対応に良好な実績を残していても、事業環境が大きく変化すれば、過去の実績は必ずしも潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す指標になりません。潜在的な環境課題に対するリスク管理能力の存在を伝えるために、リスクマネジメント体制が有効に機能することを示す必要があります。

##### 報告事項

- リスクの特定、評価及び対応方法
- 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け

##### 解説

- ✓ この場合のリスクは重要な環境課題に関連するリスクを意味しており、主として、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の著しい変化が発生原因になっています。
- ✓ また、大規模な自然災害、事故などの異常事態によってもたらされるリスクも、このリスクマネジメント対象に含まれることがあります。
- ✓ リスクの特定、評価及び対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評価し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。
- ✓ 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関連するリスクの特定、評価及び対応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

#### 5. ビジネスモデル

- ✓ 業種や業態、事業規模、事業を営む国・地域等によって事業活動が環境に及ぼす影響の種類や大きさが異なります。このため、ビジネスモデルを説明することで、事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会が明確になり、情報の利用者は重要な環境課題への対応状況を理解しやすくなります。

##### 報告事項

- 事業者のビジネスモデル

##### 解説

- ✓ ビジネスモデルは、事業者が、どのような事業により、どのように競争力を得て、長期間にわたり利益を稼得・保持しているかを表現するものであり、主要な製品・サービス、事業環境、販売市場の動向、

- バリューチェーンにおける事業者の位置付け・役割、顧客、販売方法等で説明されることが一般的です。
- ✓ ビジネスモデルは事業者ごとに大きく異なるため、的確に分かりやすくビジネスモデルを記述するには、事業者独自の工夫が望まれます。
  - ✓ 統合報告の開示フレームワークを策定する国際統合報告評議会（IIRC）では、ビジネスモデルを「企業の戦略的目的を達成し、短中長期にわたり価値創造することを目的として、組織が選択した投入資源・事業活動・産出物・成果によるシステム」と定義し<sup>1</sup>、ビジネスモデルを統合報告書の記載事項に含めています。
  - ✓ また、欧州連合（EU）では、上場会社の財務報告にビジネスモデルの開示を義務付けており、ビジネスモデルを「会社が何を、どのように、なぜ行っているか」の概要であるとしています<sup>2</sup>。

## 6. バリューチェーンマネジメント

- ✓ 気候変動、水資源、生物多様性などのように、重要な環境課題の特定に際して考慮する範囲（バウンダリー）がバリューチェーン全体に及ぶ場合には、その予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメント体制の構築が必要です。バリューチェーンマネジメント体制を構築している事業者は、その運用状況等について説明します。

### 報告事項

- バリューチェーンの概要
- グリーン調達の方針、目標・実績
- 環境配慮製品・サービスの状況

### 解説

- ✓ バリューチェーンの概要では、主要な製品・サービスのバリューチェーンがどのような構造になっているかについて、図示するなどの方法により、分かりやすく説明します。その際に、バリューチェーンマップ、バリューチェーンの各段階における重要な環境課題、それらに付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する取組内容等について、記載することが望まれます。
- ✓ バリューチェーンの上流への対応では、グリーン調達（CSR 調達を含む）の方針と、その遵守を要請するサプライヤーの範囲（直接的・間接的な取引業者のどこまでをカバーしているか）を記載します。目標を設定している場合は、設定した目標と運用実績を併記して、取組の有効性を評価し、目標を設定していない場合は運用実績を記載します。
- ✓ バリューチェーンの下流への対応は、環境配慮製品・サービスの状況によって説明します。また、それらによる削減貢献量（環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量）を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に記載することが必要です。
- ✓ バリューチェーンの下流（得意先）から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められている場合は、それらへの対応方針や対応状況について説明することが望まれます。

<sup>1</sup> International Integrated Reporting Council (2013), Business Model, Background Paper for <IR>, p.6.

<sup>2</sup> European Commission (2017), Guidelines on non-financial reporting (2017/C215/01), p.10.

## 7. 長期ビジョン

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に成長しようとすれば、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長期間にわたる、ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありたい姿」を示し、それを基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダーの理解を得ます。

### 報告事項

- 長期ビジョン
- 長期ビジョンの設定期間
- その期間を選択した理由

### 解説

- ✓ 長期ビジョンは、重要な環境課題への対応と持続可能な社会の実現に向けた貢献を通じて、事業者が将来的に「ありたい姿」を社会に示すものであり、定量的な目標を伴うことが多いですが、定性的な場合も少なくありません。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間は、専ら事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定しますが、2030年から2050年の期間を展望できるように設定することが望まれます。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間内に、適度な中間目標を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする工夫が望まれます。中間目標は可能な限り定量的に設定することが有用です。
- ✓ 社会の変化に応じて、長期ビジョンや中間目標は定期的な見直しが必要になります。

## 8. 戦略

- ✓ 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可欠です。環境報告では、その進め方を事業者が策定した持続可能な社会の実現に向けた事業戦略によって説明します。

### 報告事項

- 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略

### 解説

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略です。
- ✓ 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋（体系的な仕組み、大局的な方策）で取組を進めるのかについて、分かりやすく説明します。

## 9. 重要な環境課題の特定方法

- ✓ 事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、自らの判断に基づいて、重要性の高い環境課題を特定し、その対応に取り組みます。事業者の判断が妥当かどうかをステークホルダーが判断するため、環境報告には、事業者が重要な環境課題をどのような方法で特定したかについて、分かりやすく説明します。

### 報告事項

- 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順
- 特定した重要な環境課題のリスト
- 特定した環境課題を重要であると判断した理由
- 重要な環境課題のバウンダリー

### 解説

- ✓ 本ガイドラインでは、事業者が重要な環境課題を特定した方法についての説明を求めるだけで、重要な環境課題をどのように特定するかについては、専ら事業者の判断に委ねています。
- ✓ しかし、本ガイドライン利用者の利便性を考慮して、一般的な重要性の判断方法を含む、重要性（マテリアリティ）に関しては、本ガイドラインを補完・補足する文書で解説します。
- ✓ 重要な環境課題には、事業活動の間接的な影響まで含まれることから、重要な環境課題の特定に際して考慮した範囲（バウンダリー）はバリューチェーン全体に拡大する可能性があります。事業者の重要な環境課題の特定に際して考慮した範囲が適切であることを示すために、そのバウンダリーを、次の①・②の観点から説明します。
  - ① 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか
  - ② 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

## 10. 事業者の重要な環境課題

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて、特定した事業者の重要な環境課題ごとに、次の報告事項を記載します。

### 報告事項

- 取組方針・行動計画
- 実績評価指標による取組目標と取組実績
- 実績評価指標の算定方法
- 実績評価指標の集計範囲
- リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法
- 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

### 解説

#### 取組方針・行動計画

- ✓ 取組方針・行動計画では、事業者の持続的な成長とともに、持続可能な社会の実現に向けた事業者の事

---

業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を説明します。

- ✓ 取組方針・行動計画を、事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

#### 実績評価指標

- ✓ 実績評価指標は、取組方針・行動計画の進捗状況の評価するための指標であり、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指していますが、重要な環境課題の種類によっては、定性的な目標が用いられる場合もあります。
- ✓ 実績評価指標の設定に際して、一つの環境課題に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況を評価する場合があります。
- ✓ 取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするために、計画期間の終了時に達成を目指す目標（取組目標）を設定し、それをあらかじめ公表します。
- ✓ 計画期間の終了時には、取組方針・行動計画の実施結果を実績評価指標で評価し（取組実績）、それを取組目標と対比して、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。
- ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが求められます。
- ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望まれます。
- ✓ 実績評価指標は、その算定方法（用いた係数等の情報を含む）・集計範囲を記載して、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくします。
- ✓ 環境負荷の削減貢献量のように、算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合には、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に説明します。
- ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に説明します。

#### リスク・機会の財務的影響

- ✓ 財務的影響額を記載する場合には、その定義、算定方法、集計範囲を併記します。

#### 保証報告書

- ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨が分かるような説明をすることが望まれます。

## 参考資料

### 主な環境課題とその実績評価指標

- ✓ 第2章で説明した重要な環境課題を特定する際の参考として、主な環境課題とその実績評価指標を例示し、解説しています。
- ✓ 主な環境課題として、多くの事業者にとって重要性が高いと考えられる環境課題を例示していますが、必ずしも全ての環境課題を網羅しているわけではありません。例示した環境課題以外に重要な環境課題が考えられる事業者は、その環境課題を事業者の重要な環境課題として特定してください。
- ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題ごとに、「第2章 10. 事業者の重要な環境課題」に掲げる報告事項を記載します。6つの主な環境課題については、実績評価指標を例示しています。主な環境課題以外に重要な環境課題を特定した事業者は、その環境課題について、適切な実績評価指標を設定する必要があります。
- ✓ 実績評価指標とは、事業者が取組成果を評価するために自ら設定する指標のことで、多くの場合は定量的な指標ですが、取組対象とする環境課題の特性によっては定性的な指標の場合もあります。
- ✓ 重要な環境課題の発生場所は、バリューチェーン全体に拡散するケースが多いため、実績評価指標の集計範囲もバリューチェーン全体を視野に入れて決定することが必要です。

### 1. 気候変動

- ✓ 気候変動は地球規模で経済と社会システムに壊滅的な影響を及ぼす危険性があり、世界的に脱炭素社会への早期移行が大きな社会課題になっています。事業活動は何らかの形で化石燃料に依存するので、その依存状況・程度と脱炭素化への取組内容を開示することが事業者に求められています。

#### 報告事項

温室効果ガス排出

- スコープ1 排出量
- スコープ2 排出量
- スコープ3 排出量

原単位

- 温室効果ガス排出原単位

エネルギー使用

- エネルギー使用量の内訳及び総エネルギー使用量
- 総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量の割合

#### 解説

温室効果ガス排出

- ✓ 温室効果ガス排出量をスコープ別に記載します。スコープ3排出量については、各事業者で算定方法の違いが大きいため、特に算定方法を併せて記載することが望まれます。
- ✓ 報告の対象となる温室効果ガスは、CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素、代替フロン等3ガス

(HFC：ハイドロフルオロカーボン、PFC：パーフルオロカーボン、SF6：六ふっ化硫黄)です。

- ✓ 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの種類別排出量を合計し、それを地球温暖化係数に基づいてCO<sub>2</sub>量に換算した後、総合計を「t-CO<sub>2</sub>e」単位で記載します。ただし、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量が僅少である場合には、CO<sub>2</sub>排出量のみを報告することができます。

#### 原単位

- ✓ 原単位は、温室効果ガス排出量の削減効果等について、時系列比較や事業者間比較を容易にする指標です。
- ✓ 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。

#### エネルギー使用

- ✓ エネルギー使用量は、電気及び各燃料等の種類別 (kWh、kg 等)、及び種類別発熱量の合計である総エネルギー使用量を記載します。

#### シナリオ分析

- ✓ 気候変動のような事業者と社会にとって、とりわけ重要性が高い環境課題の場合には、シナリオ分析によって、長期的な戦略の妥当性を検証することが求められる業種、業態、事業規模の事業者が存在します。
- ✓ シナリオ分析にあたっては、長期的な政策動向や事業環境の変化を複数予想して、各シナリオが戦略に与える影響を、それぞれリスク・機会によって分析し、シナリオごとに戦略の強靱性や弾力性を評価することで、その妥当性を検証します。
- ✓ シナリオ分析を報告事項の例示に含めていませんが、TCFD の提言書でシナリオ分析が推奨されているため、今後の情報開示において注意が必要です。

## 2. 水資源

- ✓ 水資源（特に淡水）は、世界的に見ると代替物質の入手が困難で、人類の生存に不可欠な資源です。人口増加に伴う水使用量の増加や気候変動による降水状況の変化などで、水資源へのアクセスが制約される可能性が高い状況では、事業活動における水資源管理は重要な環境課題になります。

#### 報告事項

- 水資源投入量
- 水資源投入量の原単位
- 排水量
- 事業所やサプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、その水ストレスの状況

#### 解説

- ✓ 水資源投入量を上水、工業用水、地下水、河川水、海水等の内訳ごとに記載します。
- ✓ 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。
- ✓ 水資源の偏在性により、事業所だけでなく、サプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、それらの状況を説明します。
- ✓ 水ストレスの状況を説明する際は、可能な限り、地域の水系全体に対する全般的な影響やその水資源管理の状況について言及することが望まれます。

### 3. 生物多様性

- ✓ 持続可能な社会への移行を進める上で、生物多様性を基盤とする生態系を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現が不可欠であり、事業者は事業活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わるために、その保全に貢献することが求められています。

#### 報告事項

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響
- 事業活動が生物多様性に依存する状況と程度
- 生物多様性の保全に資する事業活動
- 外部ステークホルダーとの協働の状況

#### 解説

- ✓ 事業活動が生物多様性に及ぼす影響には、事業者の事業活動による直接的な影響だけでなく、事業者のサプライチェーンに含まれる他の事業者の事業活動が生物多様性に及ぼす影響や、事業者の生産した製品・サービスを消費者が使用・廃棄することを通じて生物多様性に及ぼす影響のように、事業者の事業活動に起因する間接的な影響も含まれます。
- ✓ 事業者の重要な環境課題の報告事項として記載する取組目標には、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化するための目標を記載します。これには、事業者が取組状況を確認できる項目で、かつ対外的に報告可能な項目を設定しますが、必ずしも定量的な目標である必要はありません。また、事業活動が生物多様性に及ぼす影響の範囲に、事業活動の間接的な影響も含まれることから、バリューチェーンに含まれる他の事業者や消費者との連携も視野に入れた現実的な目標を設定します。
- ✓ 事業活動が生物多様性に依存する状況では、事業活動がどのような自然資本や生態系サービスに依存して営まれているか（例、生物由来の原材料を調達している）を説明し、事業活動の持続可能性の観点から、その依存の程度にも言及します。
- ✓ 生物多様性の保全に資する事業活動には、事業者が保有する技術や生産する製品・サービスが、どのように生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に貢献しているかを記載します。
- ✓ 協働する外部ステークホルダーには、地方公共団体、NGO/NPO、地域住民等が含まれます。

### 4. 資源循環

- ✓ 持続可能な社会では、世代間公平の観点から、将来世代の資源欲求を充足できる範囲での資源消費が求められており、事業者が持続可能なビジネスモデルを確立する上で、資源循環の促進が不可欠です。
- ✓ エネルギー源として使用する化石燃料、水資源は「資源の投入」量に含みません。エネルギー源として使用する資源については「1. 気候変動」を、また水資源については「2. 水資源」をご覧ください。

#### 報告事項

##### 資源の投入

- 再生不能資源投入量
- 再生可能資源投入量

- 循環利用材の量
- 循環利用率（＝循環利用材の量／資源投入量）

#### 資源の廃棄

- 廃棄物等の総排出量
- 廃棄物等の最終処分量

#### 解説

- ✓ 再生不能資源とは枯渇性の天然資源であり、金属、鉱物等、自然による再生の時間が、非常に長いものをさし、再生可能資源とは、農産物、木材、海産物等、自然のサイクルや保護的な措置等により短期間で再生される資源をいいます。
- ✓ 使用量の多さや希少性などから報告対象とすべき資源を種類別に記載します。
- ✓ 資源を循環利用するための回収にかかるコストとバージン材の価格との比較で循環利用されるかどうか決まることがあるため、バージン材か循環利用材かの違いを把握することも望まれます。
- ✓ 循環利用材の量は、バージン材を代替した循環利用される資源の量をいいます。
- ✓ 事業活動で消費される資源を、将来世代の資源欲求を充足できる範囲に制限するとすれば、再生不能資源の利用は著しく制約されることになるので、再生可能資源への転換を進め、再生不能資源の利用を削減すると同時に、資源の循環的利用を進めることにより、廃棄物等の最終処分量を削減することが必要です。
- ✓ 資源の廃棄に関する報告事項は、廃棄物等の処理における環境への影響等を説明できるように、種類別や処分方法別に報告します。

## 5. 化学物質

- ✓ 事業者は、化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境を保全する上での支障を未然に防止することが求められており、化学物質等の適正な管理、及び代替物質の使用等による化学物質取扱量の削減が社会的課題になっています。

#### 報告事項

- 化学物質の貯蔵量
- 化学物質の排出量
- 化学物質の移動量
- 化学物質の取扱量（使用量）

#### 解説

- ✓ 化学物質が適切に保管されている限りにおいて、平常時でのリスクは高くありません。しかし、事故や天災等に見舞われた場合（異常時）には、貯蔵量により重大な環境影響が発生する可能性があるため、重要な環境課題となり得ます。
- ✓ 主な化学物質については、種類別に数量を記載します。
- ✓ 化学物質の貯蔵量、排出量等に前期と比較して大幅な増減があった場合には、その理由を具体的に説明します。

- ✓ 化学物質は、少量であっても適正管理が必要なので、「事業者の重要な環境課題」の報告事項として記載する「取組方針・行動計画」には、化学物質の管理状況に関する説明も含めます。
- ✓ 化学物質の管理範囲は、事業者の報告対象組織だけでなく、バリューチェーン全体を視野に入れて決定する必要があります。

## 6. 汚染予防

- ✓ 環境汚染を引き起こせば、地球環境や将来世代に大きな影響を及ぼし、原因者である事業者も莫大な損害賠償や原状回復コストを負担するだけでなく、深刻な評判リスクにさらされます。特に、発展途上国で健康被害を発生させるような公害問題は、事業者が早急に取り組むべき重要な環境課題です。

### 報告事項

全般

- 法令遵守の状況

大気保全

- 大気汚染規制項目の排出濃度、大気汚染物質排出量

水質汚濁

- 排水規制項目の排出濃度、水質汚濁負荷量

土壌汚染

- 土壌汚染の状況

### 解説

- ✓ 法令違反の発生又は認識時点が報告対象期間より前であっても、それが報告対象期間に影響を及ぼす場合には、その法令違反について説明することが望まれます。その事例としては、影響の大きかった過去の法令違反が現在までコンプライアンス対応に影響している場合があります。
- ✓ 法令遵守の範囲を超えた事業者の活動（法令では求められていないものの、事業者が自主的に土壌汚染調査を実施し、その結果を開示する場合など）を記載することも可能です。
- ✓ サプライチェーンにおいても重要な法令違反等については、記載が望まれます。

## 用語解説

(注) 出典明記のないものは、環境省にて定義ないし解説されていることを示します。

### SDGs(p.29, 30)

平成 27 (2015) 年 9 月 25 日にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成すのが 17 の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) であり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。17 のゴールのうち、少なくとも 12 が環境に関連。環境省としてもアジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）等の分野において国内外における施策を積極的に展開している。

### パリ協定 (p.27, 29, 30)

2015 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、気候変動に関する 2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定 (Paris Agreement)」が採択された。パリ協定には、世界共通の長期目標として 2℃目標の設定や、全ての国による削減目標の 5 年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況を報告・レビューを受けること、「二国間クレジット制度 (Japan Credit Mechanism; JCM)」を含む市場メカニズムの活用等が位置付けられている。歴史上初めて全ての国が国情に応じて自主的に参加することを実現化した公平な合意として、これまでの歴史を塗り替える大きな転換点となった。

### ESG 情報 (p.30)

事業者の環境・社会・ガバナンス情報。機関投資家を中心とする金融セクターが、投融資先の事業者の中長期的な価値向上を図るために企業の状況を把握するに当たり想定し得る着眼点として、事業者の環境・社会課題に関連するリスク及びガバナンスがある。こうした中、2015 年 9 月、世界最大の年金資産規模を持つ年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が、国連が支持する責任投資原則 (PRI) に署名し、これを一つの契機として我が国でも、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に関する情報を考慮した投資、いわゆる「ESG 投資」に対する認知度や関心は高まる方向にある。

### GRI スタンダード (p.30)

GRI スタンダードは、組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際の、グローバルレベルにおけるベストプラクティスを提示するための規準。スタンダードに基づいて作成されたサステナビリティ報告書では、組織が持続可能な発展に対して与える、プラスおよびマイナスの寄与に関する情報が提供される。

(出典)GRI ウェブサイト

### 国際統合報告評議会 (IIRC) (p.30, 37)

国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council : IIRC) は、規制当局、投資家、企業、基準策定機関、会計専門家、NGO 等で構成される国際的連合組織である。価値創造に関するコミュニケーションが企業レポートの発展における次のステップであるという考えの下、2013 年に「国際統合報告フ

レームワーク」を策定した。統合報告は、価値創造プロセスが様々なステークホルダーによる資源提供で成り立っている事実を認識し、それらのステークホルダーに適切な配慮を行って経営するという統合思考の存在を前提として、事業者の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しに関する重要な情報を、環境・社会を含む事業環境を反映できるような方法でまとめた企業報告である。

(出典)IIRC ウェブサイト

#### マテリアルバランス (p.31)

事業活動に投入された資源・エネルギー量（インプット）と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量（アウトプット）を、分かりやすく対応させたものである。

#### ステークホルダー (p.32, 34, 35, 36, 38, 39, 43)

一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいう。

#### バリューチェーン (p.29, 37, 39, 41, 43, 45)

企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

#### スコープ別排出量 (p.41)

温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳については、下記活動範囲（スコープ）別に記載することが考えられる。

スコープ1－事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

スコープ2－他人から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

スコープ3－スコープ2以外の間接排出

#### サプライチェーン (p.42, 43, 45)

事業者が製品・サービスを提供する一連の活動やサプライヤー全体のこと。バリューチェーンの上流を指している。

## 検討委員名簿

### 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

(敬称略、五十音順、◎：委員長、所属・肩書きは平成 30 年 3 月末時点)

あわの 粟野	みかこ 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
いづか 飯塚	ゆうこ 優子	住友林業株式会社 CSR 推進室長
いちかわ 市川	よしあき 芳明	株式会社日立製作所 研究開発グループ 技術戦略室 チーフアーキテクト室長
うおずみ 魚住	りゅうた 隆太	魚住サステナビリティ研究所 公認会計士
きったか 橘高	ましま 真佐美	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士
◎ とうづま 上妻	よしなお 義直	上智大学 経済学部 教授
ごとう 後藤	としひこ 敏彦	サステナビリティ日本フォーラム 代表理事
とみた 富田	ひでみ 秀実	ロイドレジスタージャパン株式会社 取締役 事業開発部門長
ふじわら 藤原	けいいちろう 啓一郎	キリン株式会社 CSV 戦略部 シニアアドバイザー
まつかわ 松川	えみ 恵美	株式会社 QUICK ESG 研究所 プリンシパル
みずぐち 水口	たけし 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
よねやま 米山	まさき 正樹	東京大学大学院 経済学研究科 教授

## オブザーバー

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室  
日本公認会計士協会  
一般社団法人 日本経済団体連合会 環境エネルギー本部  
株式会社 東京証券取引所

環境省では、平成 17 年 4 月に施行した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号：環境配慮促進法）の制定や環境報告ガイドラインの策定などにより、事業者による環境報告の普及促進に努めてきました。

本ガイドラインは、それらの施策の一環として、「環境報告ガイドライン（2012 年版）」以降の環境報告をめぐる国際的・国内的な動向変化等を踏まえ、「平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会」での検討を経て、環境省がとりまとめました。

## 「食品ロス実態調査」(結果報告)

### 【概要】

神戸市では、資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会(循環型社会)の実現、ひいては二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会(低炭素社会)を目指して、ごみ排出量 10%削減を目標に掲げ、さまざまな取り組みを重ねてきました。

特に「食品ロス(手つかず食品・食べ残し)」に関しては、日本の食品ロス(約 621 万 t)が世界全体の食糧援助量(約 320 万 t)を上回るなど、全国的な社会課題となっています。

これまでも国の調査において、食品ロスに関する「世帯員構成別の廃棄量」や「食品別の廃棄量」など基本的な情報は把握できていましたが、神戸市では、一歩進んだ食品ロス削減の対策を検討するため、市民モニターの協力のもと、さらに踏み込んで「食品別の廃棄理由」や「廃棄につながる具体的要因」など、各家庭の実態を把握できる調査を行いました。

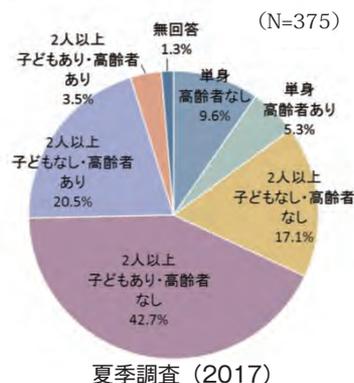
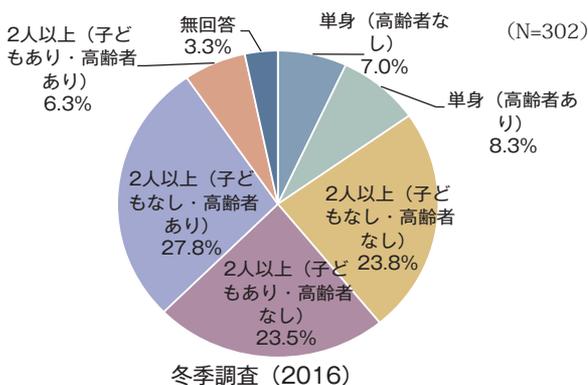
このたび、食品ロス削減対策検討に向けて、一定の視点のもと調査結果を整理しましたのでお知らせします。

#### (調査の概要)

食品ロスダイアリー手付かず又は食べ残しで食品を廃棄した場合に、その種類、量、廃棄理由、保存方法などを記録する「食品ロスダイアリー」を作成しました。

このダイアリーを約 700 世帯の市民モニターの方々に協力いただき、日記形式で廃棄のたびに記録していただくことで、各家庭の実態を把握することができました。

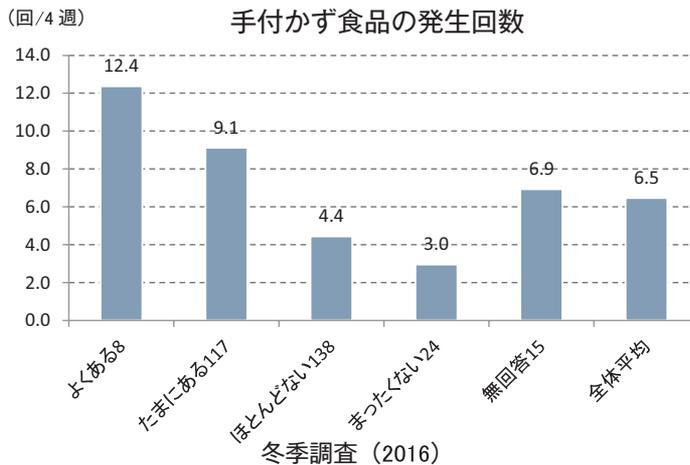
### 1. 世帯の属性



## 2. 食品ロスに対する市民の意識と効果

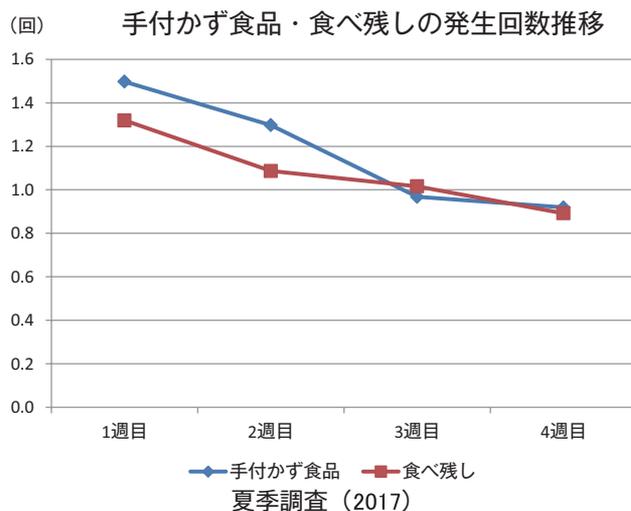
### ○自分の家から発生する食品ロス量は過小評価される傾向にある

・食品ロス調査では、事前アンケートで食品ロスは「まったくない」、「ほとんどない」と回答した世帯でも、4週間で平均3～4回、手付かず食品を捨てており、「記録して初めてかなり捨てていることがわかった」という人が多かった。このように食品ロス量を過小評価していると、削減につながる行動への動機が生じないと考えられるため、食品ロスを自覚し、自分自身の問題として認識することが第一歩である。



### ○食品ロスを記録することで、発生量は減少する

・食品ロス調査に取り組んだモニター世帯では、手付かず食品と食べ残しのいずれも、週を追うごとに発生量が減少していた。食品ロスの量や食品ロスにつながりやすい行動を自覚することで、減らす工夫が取り入れられ、削減につながったと考えられる。

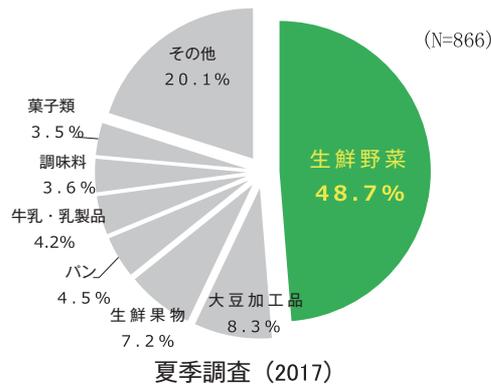


### 3. 廃棄された食品の品目

#### ○手付かず食品は生鮮野菜が最も多い

・生鮮野菜の廃棄が48.7%で最も多く、夏季・冬季を通じて、きゅうり、レタス、キャベツ、もやし、ミニトマト、にんじん、だいこん、たまねぎの廃棄件数が多かった。

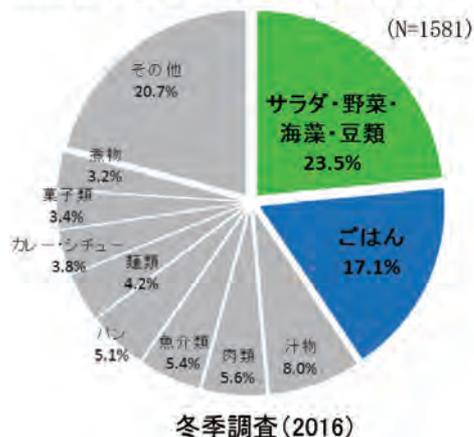
廃棄された手付かず食品の分類（件数ベース）



#### ○食べ残しは副菜やごはんが多い

・「サラダ・野菜・海藻・豆類」（23.5%）や「ごはん」（17.1%）の廃棄が多かった。

廃棄された食べ残しの分類（件数ベース）



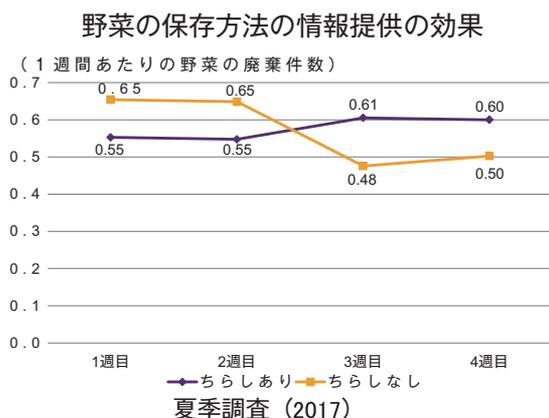
### 4. 食品ロスの発生や削減につながる行動

#### ○冷蔵庫等の整理・在庫管理ができればロスを減らせる

・手付かず食品で廃棄回数が多かった生鮮野菜、生鮮果物、大豆加工品について、捨てずに済んだ方法は、「冷蔵庫等の整理・在庫確認」と「期限を早めに確認」が上位に挙げられた。

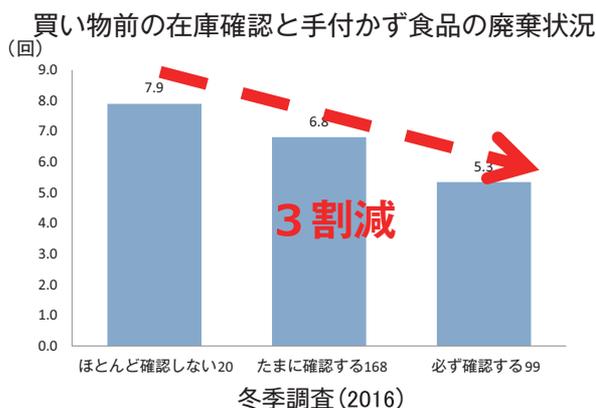
## ○保存の工夫だけでは生鮮野菜のロスは減らない

- ・廃棄回数の4割から5割を占める生鮮野菜について、保存の工夫を行っている世帯が生鮮野菜を廃棄した回数は、全ての工夫を行っていない世帯よりも約3割少なかった。一方で、食品ロス調査の対照実験の結果から、生鮮野菜の保存方法を情報提供するだけでは、保存期間が延びるものの、最終的に使い切られずに廃棄されてしまう可能性が高いことが明らかになった。上手な保存方法と併せて、使い切る方法の情報発信や、モチベーションづくりを行う必要がある。



## ○買い物前に在庫をチェックしている世帯はロスが少ない

- ・買い物前の食品・食材の在庫確認について、「必ず確認する」という世帯が手付かず食品を捨てた回数は、「ほとんど確認しない」世帯よりも約3割少なかった。しかし、買い物前の食品・食材の在庫確認を「必ず確認する」という世帯は、モニターの約3割と少ない状態にあるため、在庫チェックを促すことによる食品ロスの削減が期待できる。

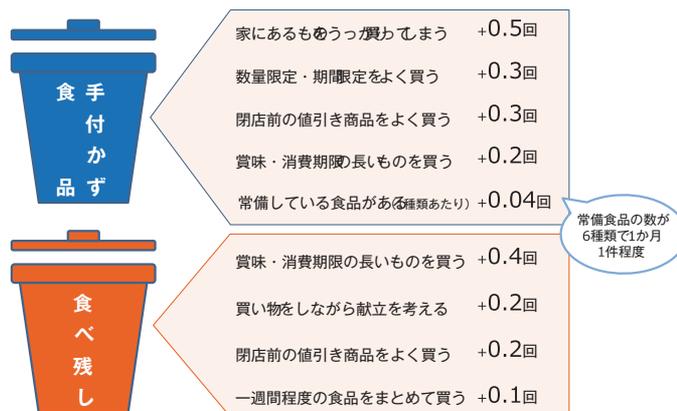


## ○「うっかり同じものを買う」はロスにつながる

- ・食品ロス調査の結果、「家にある物をうっかり買ってしまう」、「閉店前の値引き商品をよく買う」といった行動が手付かずや食べ残しで廃棄回数の増加に影響していることが明らかになった。さらに、食べ残しでは「買い物をしながら献立を考える」という買い物行動も廃棄の増加につながっていた。これは、

家にある物から献立を考えないことや、材料を計画的に使いつぶすことを考えないこと等が原因と考えられる。

### 食品ロスの増加につながる買い物行動



夏季調査(2017)

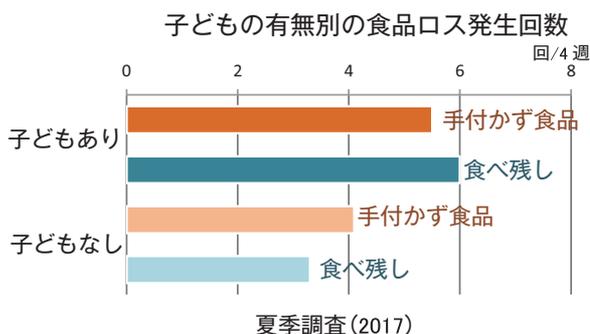
※回数は、1週間あたりの廃棄回数への影響

## 5. 世帯の特徴について

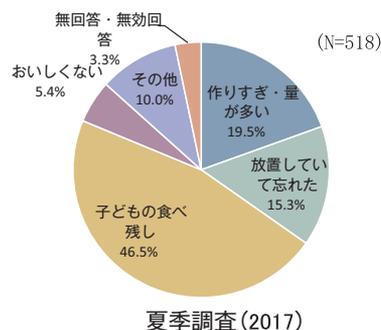
### (1) 子どもがいる世帯

#### ○子どもがいる世帯は食品ロスが多い傾向

・子ども（18歳未満）がいる世帯の方が、子どもがいない世帯よりも未开封食品・食べ残しの廃棄が多い傾向にある。特に食べ残しは、子どもがいない世帯の2倍近く多く発生しており、発生理由の約5割は、子どもの食べ残しである。



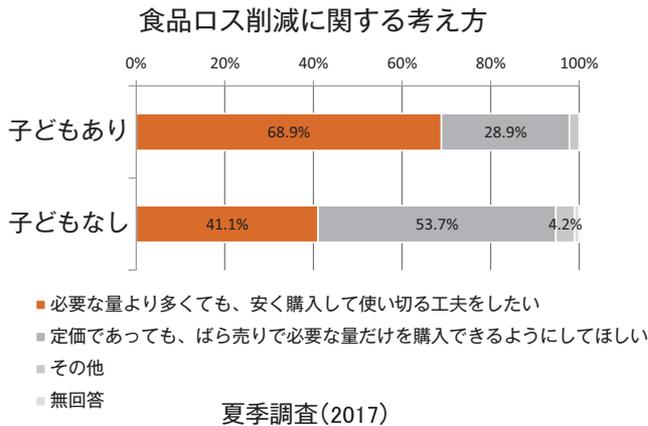
#### 子どもがいる世帯の食べ残し発生理由



#### ○子どもがいる世帯は使い切る工夫に対するニーズが高い

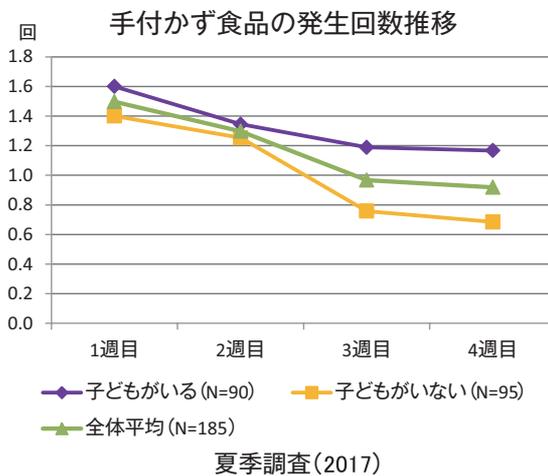
・子どもがいる世帯は、「必要な量より多くても、安く購入して使い切る工夫をしたい」と考える世帯が7割と多い。また、30・40代の世帯では、「野菜を美味しく食べられる期限を伸ばす方法」の認知度が低く（30代7.8%、40代13.9%）保存方法や使い切るための工夫の情報発信が、食品ロス削減に対

する関心向上のきっかけになりやすいと考えられる。



#### ○子どもがいる世帯は保護者の意識だけでは削減が難しい

・子どもがいる世帯は、食品ロスダイアリーに記録することによる削減効果が、子どものいない世帯に比べて低くなっている。子どもの予定外の行動等が食品ロスの発生要因となっており、買い物・調理を行っている人の意識改善だけでは削減することが難しいと考えられる。

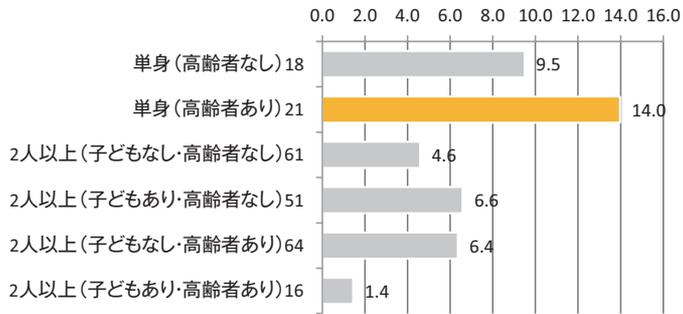


## (2) 単身高齢者

#### ○単身高齢者世帯は食べ残しが多い

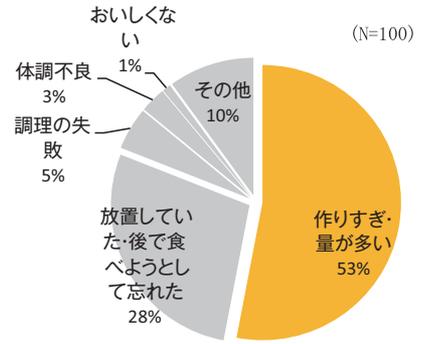
・単身高齢者世帯は、1人1日あたりの食べ残し量が他の世帯に比べて多く、その主な理由が「作りすぎ・量が多い」であった。これは、家族の人数の減少や自身が食べられる量の減少にも関わらず、以前と同じ量の食品を調理・購入してしまうことが背景にある。また、小売店舗においても、必要な量だけを購入することができていないと考えられる。

1人1日あたり食べ残し重量比較(世帯構成別)



冬季調査(2016)

単身高齢者世帯の食べ残しの発生理由



冬季調査(2016)

## 「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」

### 【概要】

環境省は、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取組の進展に寄与することなどを目的として、すべての企業が持続的に発展するためのSDGsの活用ガイドを作成しました。

本ガイドでは、変化するビジネス環境の中で企業が置かれている状況と、企業にとってSDGsに取り組む意義について説明した上で、具体的な取組の進め方を示しています。また、既にSDGsに先駆的に取り組んでいる企業の事例などを紹介しています。

本ガイドを活用してSDGsに取り組むことにより、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得し、持続可能な企業へと発展していくことを期待しています。

### 【ガイドの特徴】

本ガイドは、SDGsについてこれまで特段の取組を行っていない、あるいはSDGsに関心を持ち何か取組を始めてみようと考えているような、とりわけ職員数や活動の範囲が中小規模の企業・事業者を主な対象としています。このため、地域経済を支え、地域の活力の中心となって活動しているこれからの方々の目線で眺め、使いやすい内容となることを意図して構成しています。

また、SDGsには17のゴールがありますが、本ガイドにおいては、環境保全と関係の深いゴールや取組を中心とした内容となっています。例えば、4（教育）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、11（都市）、12（持続可能な生産と消費）、13（気候変動）、14（海洋）、15（陸域生態系・生物多様性）、17（実施手段・パートナーシップ）に係るものです。

### 【ガイドの構成】

本ガイドには、本編と資料編で構成されています。

本編では、企業を取り巻く社会の変化やSDGsを巡る国内外の動きなどを紹介するとともに、SDGsに取り組むための具体的な方法を示しており、SDGsへの理解を深めるところから実践へとつなげるものとなっています。

資料編では、SDGsに取り組むにあたり、活用しやすいツールや参考情報、取組事例などをまとめたものとなっています。

いずれも環境省のホームページからダウンロードできるようになっていますので、活用してください。

（環境省WEBリンク先）

環境省／総合環境政策／環境と経済／環境に配慮した事業活動の促進

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進（7月2日更新）

<http://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>

## はじめに

SDGs(エスディージーズ、持続可能な開発目標)をご存知ですか。

これは、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。

同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsは、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。

環境課題や社会課題の解決を通して儲ける、環境課題や社会課題に配慮していないと儲けられない、そんな時代が来ようとしています。

でも、本当に？ なんで？ そうはいつでもどうしたらいいの？

そんな質問への答えが本ガイドです。

本ガイドは民間企業がSDGsを取り入れる際に経営者から担当者までの幅広い関係者が使いやすいように整理した構成となっています。

少しでも興味をもたれたら、ページを開いてみてください。

新しい時代の経営の形がそこにはあります。

平成30年6月

環境省大臣官房環境経済課民間活動支援室

## 持続可能な企業になるために何をすればよいか

### 🌍 これからの企業に必要なことは？

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売上拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、**SDGs(エスディーゼーズ)**の活用が注目を集めています。

### 🌍 企業経営の道しるべとなる SDGs

SDGs とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で 2030 年を目指して明るい未来を作るための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

#### 持続可能な開発目標 (SDGs)

- ◇ 2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。
- ◇ 気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指しています。
- ◇ 先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。



SDGs の根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」のことをいいます。SDGs にはあらゆる分野における社会の課題と長期的な視点でのニーズがつまっているということです。

2017 年には、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人) が ESG 投資に 1 兆円規模の投入を決めました。これは、環境問題や社会問題を視点として経営に取り入れることにより、将来的なリスクを軽減できる、課題解決のために生まれる新規市場に参入できる、といった評価が市場においてなされているからです。

#### ■ ESG 投資

投資するために企業の価値を測る材料として、非財務情報である環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素を考慮する投資のこと。

### 🌍 市場は今、SDGs の時代に

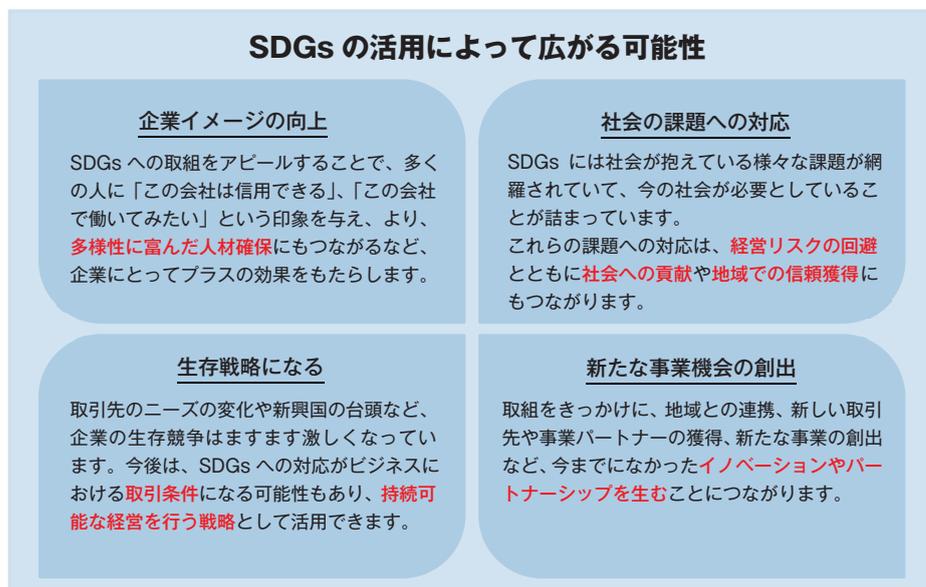
SDGs は国連で採択されたものですが、すでに **ビジネスの世界での「共通言語」** になりつつあります。そして、これらのゴールを達成するために、個別の企業においても取組が広がってきています。特に、世界を相手に事業を展開する大企業では、**バリューチェーン全体の見直し**を始めており、関連する **サプライヤーにも影響が広がる**と考えられます。



「SDGsって大事なことだと思うけど、私の会社と関係あるの？」

SDGs の普及とともに、市場のニーズ、そして取引先からのニーズとして、SDGs への対応が求められる

ようになってきています。実際、**投資の条件**として、収益だけではなく、SDGsに取り組んでいるかどうかも見られる時代になってきているのです。



## 🌱 企業活動と SDGs のつながり

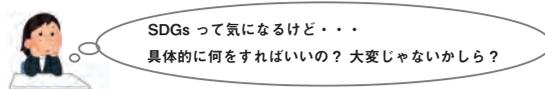
SDGs が関係するのはグローバルな取組だけではありません。企業が行う事業そのものはもちろん、普段から取り組んでいる節電や節水、社員の福利厚生など、企業が行う行動すべてが SDGs とつながります。



## 🌱 SDGs を活用して持続可能な企業を目指そう！

SDGs のゴール・ターゲットを見ると、自社の取組とのつながりに気づきます。そこから、自社の強みは何であるかを改めて見直したり、SDGs に示された課題を解決できる**自社の潜在能力に気づく**ことができました。

持続可能な会社にするためには、今の社会のニーズだけでなく将来のニーズも満たすような事業展開が必要です。SDGs を掲げた企業経営によって、**持続可能な企業へと発展**していきましょう。



## 本ガイドの目的や特徴

### 1. 目的

本ガイドは、持続可能な開発目標（SDGs）について、これまで特段の取組を行っていない企業に活用いただくことにより、SDGsに係る取組の進展に寄与することを目的としています。また、既に何らかの取組を行っている企業にも参照していただき、さらなる取組の充実・発展を期待しています。

### 2. 対象

本ガイドの対象は、SDGsに関心を持ち、何か取組を始めてみようと考えている、職員数や活動の範囲が中小規模の企業・事業者を主な対象としています。このため、地域経済を支え、地域の活力の中心となって活動しているこれらの方々の目線で眺め、使いやすい内容となることを意図して構成しています。

### 3. 特徴

SDGsには17のゴールがありますが、本ガイドにおいては、環境保全と関係の深いゴールや取組を中心とした内容となっています。

例えば、4（教育）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、11（都市）、12（持続可能な消費と生産）、13（気候変動）、14（海洋）、15（陸域生態系・生物多様性）、17（実施手段・パートナーシップ）です。

最初はひとつのゴールに関する取組でも、取組の充実・発展に伴って、すべてのゴールに関わっていくことを期待しています。

### 4. 構成

本ガイドには、この冊子の他に資料編が付属しています。

本冊子では、企業を取り巻く社会の変化やSDGsを巡る国内外の動きなどを紹介するとともに、SDGsに取り組むための具体的な方法を示しており、SDGsへの理解を深めるところから実践へとつなげるものとなっています。

資料編では、SDGsに取り組むにあたり、活用しやすいツールや参考情報、取組事例などをまとめたものとなっています。資料編は環境省のホームページからダウンロードできるようになっていますので、本冊子と合わせて活用してください。

## 資料編ダウンロードアドレス

環境省／総合環境政策／環境と経済／環境に配慮した事業活動の促進

・持続可能な開発目標（SDGs）の促進

<http://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>

## 目 次

1	企業を取り巻く社会の変化	63
1.1	これからの企業に必要なこと	63
1.2	未来を見据えた世界の潮流	64
1.3	日本国内の主な動き	65
2	企業の持続可能性に関わる動き	66
2.1	拡大する ESG 投資と持続可能性	66
2.2	バリューチェーンの持続可能性	67
3	企業にとっての SDGs とは	68
3.1	経営リスクの回避とビジネスチャンスの獲得	68
3.2	SDGs の活用によって広がる可能性	69
3.3	強みを活かした独自性のある展開	70
4	取組の進め方	71
4.1	どのように進めたらよいか	71
4.2	ケーススタディ事例	72
(1)	テラオライテック株式会社の取組	72
(2)	農事組合法人 One の取組	73
(3)	来 <sup>ライ</sup> ハトメ工業株式会社の取組	74
4.3	取組手順	75

## 略語・用語一覧

### CSR (Corporate Social Responsibility) :

企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

### CSV (Creating Shared Value) :

共通価値の創出。社会問題の解決と企業の利益や競争力の向上を両立させて、社会と企業の双方に価値を生み出す取組。

### パリ協定 :

2015年にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。

### コーポレート・ガバナンス (corporate governance) :

企業統治。ステークホルダーによって企業を統制し、監視する仕組。

### エコアクション 21 :

環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の発行に合わせて 1996 年に環境庁（当時）により策定。2004 年には認証・登録制度に活用できるものへ改訂された。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション 21 に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。環境経営を巡る情勢の変化を反映し、「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に改訂。

### クラウドファンディング (Crowdfunding) :

プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法。

### ポストハーベストロス :

農産物を収穫してから消費者に届くまでの流通過程で発生する損失。

### ISO (International Organization for Standardization) 認証 :

スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関の国際標準化機構による、国際的に通用する規格。

### FSC (The Forest Stewardship Council) 認証 :

環境団体、林業家、木材会社、先住民団体などによって 1993 年に設立された国際 NGO の森林管理協議会による、適切な森林管理がなされているかどうかを評価した森林に対する認証。

### CoC (Chain-of-Custody) 認証 :

森林管理協議会 (FSC) による森林認証制度のひとつで、木材製品などが森林から切り出されて消費者に届くまでの過程に対する認証。

### ASC (Aquaculture Stewardship Council) 認証 :

WWF (世界自然保護基金) と IDH (オランダの持続可能な貿易を推進する団体) の支援のもと、2010 年に設立された水産養殖管理協議会による、海の自然や資源を守って獲られた持続可能な水産物 (シーフード) に対する認証。

# 1 企業を取り巻く社会の変化

## 1.1 これからの企業に必要なこと

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして環境との共生のために求められる製品・サービスの提供をしてきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売上拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。更に、これからの社会は、IT化の進展・エネルギー転換・更なる消費者ニーズの変化に伴い、非常に大きな変化を迎えることが予想されます。そのような中で、日本の企業数は、2015年末の約400万社から2040年末には約300万社(73.4%)へと減少することが予想されており、特に首都圏や大都市以外での減少が顕著となっています<sup>1)</sup>。

企業が生き残り、発展していくためにはどうすればよいのでしょうか。まずは、これまで関係ないと思っていたような社会の動きに関心を持ち、先を読むことによって、これまでの経済活動の前提であった生活様式や消費行動、働き方などが変わっていくことを認識していくことが必要です。環境制約下に描かれる2030年の社会の姿から、長期的な視点で自社の将来を考え、持続的な発展につながる経営と事業展開を図る必要があります。

### ■ 企業の取組の変化

物流や通信などネットワークの発達により、個々の組織の活動が社会に与える影響はますます大きく、そして広がるようになってきました。それらは、企業の社会的な評価・評判や資金調達にも影響するようになり、それに従って企業の意識も変化してきました。

特に、1990年代以降、地球温暖化をはじめとした環境問題への取組が企業に求められるようになり、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility / CSR)」という用語が一般的になりました。そして、最近では、企業経営を経済性・社会性・環境性の3つの視点から考えることが企業の持続可能性に必要であるとの認識から、投資の意思決定においてそれらを重視する「ESG (Environment / 環境・Social / 社会・Governance / ガバナンス) 投資」が拡がりつつあります。

そして、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals / SDGs)」の策定、パリ協定の採択によって、持続可能な社会に向けた企業の役割はますます大きくなり、特に経営リスクの回避と新たなビジネスチャンスの獲得による持続可能性を追求するためのツールとして、「SDGs (エスディーゼズ)」の活用が注目を集めています。

### ■ 主な変化の流れ

#### 1990年代 企業の環境意識

環境憲章、環境マネジメントシステム、環境報告書

#### 2000年代 企業CSRの浸透

CSR憲章、CSRマネジメント、CSR報告書 (+環境報告書)

#### 2010年代 ESGの浸透

ESG投資、コーポレート・ガバナンス (企業統治)、CSV (共通価値の創造)、サステナビリティ報告書

#### 2015年～パラダイムシフト

SDGsの策定、気候変動枠組条約パリ協定の採択

<sup>1)</sup>「フィナンシャル・レビュー平成29年(2017年)第3号(通巻第131号)」(財務省財務総合政策研究所、2017年6月)

## 1.2 未来を見据えた世界の潮流

### 動き始めたパリ協定と持続可能な開発目標 (SDGs)

気候変動や生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題が溢れています。それらを解決に導き、より良い未来を目指すために世界が合意した目標、それが「SDGs」と「パリ協定」です。この2つは経済社会の抜本的転換を求めており、この両方が採択された2015年は環境と持続可能な発展にとって画期的な年となりました。

さらに、ビジネスの世界においても、将来の持続可能性に関わる大きな変化だと考える企業が多くなるとともに、目標達成に向けたビジネスへの期待も一層の高まりをみせています。

#### ■パリ協定ってなに？

パリ協定は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であり、産業革命前と比べて気温の上昇を2℃よりも十分低く、さらには1.5℃以内に抑えることを目指す、という目標を掲げています。これは、21世紀後半には温室効果ガス排出をネットでゼロにするということであり、経済社会の大転換を意味するものです。このような中で、ビジネスは、地域のコミュニティとともに脱炭素社会のパートナーとして関わっていく必要があります。



Photo taken on Friday, 18 November 2016 by IISD/ENB | Kiara Worth

#### ■SDGsってなに？

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっていて、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。



UN Photo by Cia Pak/Flickr

国連持続可能な開発目標 (SDGs)		
<p><b>1 貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>7 持続可能なエネルギー</b></p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>13 気候変動と災害対策</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p><b>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p>	<p><b>8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p>	<p><b>14 持続可能な海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p>
<p><b>3 健康な生活を確保し、福祉を促進する</b></p>	<p><b>9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p>	<p><b>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p>
<p><b>4 質の高い教育を促進する</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>10 各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p>	<p><b>16 平和と公正な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p>
<p><b>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</b></p>	<p><b>11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p>	<p><b>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p>
<p><b>6 安全な水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p>	<p><b>12 持続可能な生産消費形態を確保する</b></p>	

### 1.3 日本国内の主な動き

#### ■ 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置

SDGs はすべての主体が関わる普遍的な目標であることから、日本では国内での実施体制として、関係府省庁が連携して取り組むための「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を2015年5月に設置しました。そして、同年12月には、日本のSDGsに対する取組指針として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、国として民間企業も含めたあらゆるステークホルダーの取組を後押しすることが示されました。

#### ■ 環境省のSDGsに係る取組

SDGsには環境に関連するゴールが多く、少なくとも12のゴールが関連しています。これらの実施には多様な主体が関係し、取組方法も様々であることから、環境省ではこれまでに国内外で取り組んできた、気候変動、生物多様性、資源循環等の施策をSDGsの視点で振り返るとともに、関係府省庁とも連携しながら取組を進めています。

また、民間企業や地域における取組の先進事例などを共有する「SDGsステークホルダーズ・ミーティング」も2016年度から開催しています。

#### ■ SDGsをめぐる業界団体の動き

##### ■ 日本経済団体連合会「企業行動憲章」の改定

一般社団法人日本経済団体連合会では、2017年11月に、会員企業に向けた行動指針「企業行動憲章」にSDGsの理念を取り入れた改定を行いました。

改定の主なポイントは、SDGsに示されている社会的課題の解決に企業も積極的に取り組むことを促していることであり、会員企業が自社だけでなく多様な組織との協働を通じて、持続可能な社会の実現に向けて行動することを推進しています。

##### ■ SDGsに向けた化学産業のビジョン策定

化学メーカーや製薬会社などの会員企業で構成される一般財団法人日本化学工業協会では、2017年5月に化学産業のSDGsビジョンを策定しました。各企業が、日本の強みである革新的技術・製品・問題解決力を生かし、更なる発展に向けた事業活動と持続可能な開発への貢献の両立を目指したものとなっています。

#### ■ 「ジャパンSDGsアワード」制度の開始

SDGsの達成に向けて優れた取組を行う企業・団体等を表彰する制度で、平成29年度から始まりました。第1回目では、SDGs推進本部長賞を北海道下川町が受賞し、企業としてはSDGs推進本部長賞をサラヤ株式会社と住友化学株式会社、SDGsパートナーシップ賞を吉本興業株式会社と株式会社伊藤園が受賞しました。



出典：首相官邸ホームページ

#### ■ 第五次環境基本計画にSDGsの考え方の活用を明記

2018年4月、国の環境保全に関する基本的な計画である第五次環境基本計画が閣議決定されました。本計画では、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化すると明記されています。

分野横断的な6つの重点戦略の中に、グリーンな経済システムの構築が位置付けられ、環境政策として「企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化」が盛り込まれています。

#### ■ 企業行動憲章の主な改定ポイントと関連するSDGsの目標の例

サブタイトルを「持続可能な社会の実現のために」へ変更	
イノベーションを発揮して、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ることを新たに追加（第1条）	SDG 8
人権の尊重を新たに追加（第4条）	SDG 5
働き方の改革の実現に向けて表現を追加（第6条）	SDG 8
多様化・複雑化する脅威に対する危機管理に対応（第9条）	SDG 13
自社・グループ企業に加え、サプライチェーンにも行動変革を促す（第10条）	SDG 12
そのほか、実行の手引きにおいて、SDGsの達成に資するアクション・プランの例やコラムを追加	

出典：一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ

## 2 企業の持続可能性に関わる動き

### 2.1 拡大する ESG 投資と持続可能性

ESG 投資とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。投資における企業の価値を測る材料としては、これまで主に企業の業績や経営状況などの「財務情報」が使われてきましたが、それに加えて二酸化炭素排出量抑制の取組や社員のワークライフ・バランスなどの「非財務情報」も用いられるようになり、これからは企業の環境や社会の取組が一層評価される時代となります。

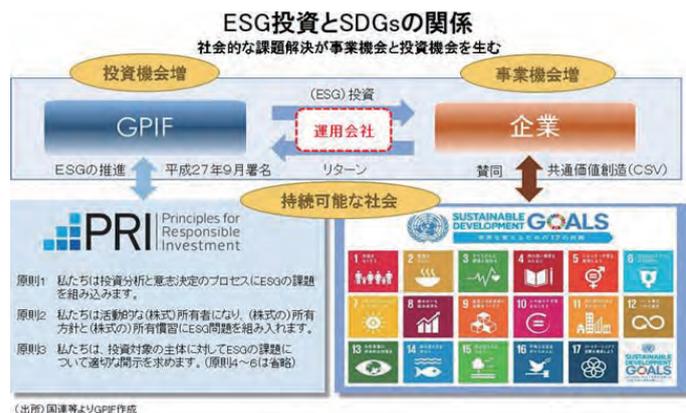
ESG 投資においては、企業の社会課題への対応と企業価値のバランスが評価の基準となります。これまででは、CSR(企業の社会的責任)を基本とし、さらに社会に対してどのような価値を創造しているかを問う CSV(共通価値の創造)も重要な要素となっています。さらに、そこに新たに加わったのが SDGs(持続可能な開発目標)であり、世界が抱えている課題への対応の共通言語として用いることが期待されています。これらの概念の根本にあるのは「持続可能性 (サステナビリティ)」であり、これは企業の規模に関わらず、これからの企業の成長・発展・存続に重要な要素であるといえます。

#### 金融・証券業界の動き

##### ■年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) による ESG 指数の選定

厚生労働大臣から委託を受けて日本の年金積立金の管理及び運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は、資金運用において ESG の視点を反映させる国連責任投資原則 (PRI) に 2015 年に署名し、2017 年 7 月、国内の上場企業の株式を対象に ESG 指数を選定しました。投資規模は当初は約 1 兆円程度で開始し、将来的には更なる拡大が検討されています。

GPIF は外部の運用会社を通じて投資していますが、年金基金の動きは株式市場への影響力があることから、今後は他の投資家や企業の ESG の視点に立った取組促進につながるものと考えられます。



出典：年金積立金管理運用独立行政法人ホームページ

##### ■「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」の設置

日本証券業協会は、証券業界として SDGs で掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、2017 年 9 月に「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」を設置し、同年 10 月に第 1 回を開催しました。証券業界における SDGs の推進について、①貧困・飢餓をなくし地球環境を守る、②働き方改革として女性活躍支援、③社会的弱者への教育支援の 3 つの分科会で議論が重ねられています。

## 2.2 バリューチェーンの持続可能性

企業は、製品やサービスの供給に関し、原料の採取、運搬、加工、販売などの企業活動の全過程（バリューチェーン）において、環境と社会に何らかの負荷をかけています。また、それは企業側だけではなく、製品やサービスの消費・廃棄の段階における消費者側についても同様です。

近年は、グローバル企業を中心に、環境負荷の低さを取引先の選定や購入の基準とする「グリーン調達」やCSRの実施状況を選定基準とする「CSR調達」が広がりつつあり、アメリカやEU(欧州連合)では、政府レベルでこれを推進しています。これは、取引先選定の基準が“持続可能性”へと変化していることを意味しており、バリューチェーン全体で持続可能な調達に取り組んでいく必要が出てきています。

また、消費者にもこのような流れが広がってきています。企業がバリューチェーンにおいて環境負荷を抑制し、サプライヤー（原材料等の生産者）に不当な圧力をかけていないかをチェックし、社会や環境に対して十分配慮された商品やサービスを選択して買い求めることを「エシカル（ethical：倫理的な）消費」と呼び、この行動は近年日本でも普及しつつあります。

### バリューチェーンをめぐる持続可能な調達に関する動き

#### ■ ISO20400 の発行

2017年4月、国際標準化機構の新規格ISO20400が発行されました。これは、持続可能な調達に関する初めての国際規格であり、バリューチェーン全体に持続可能な調達を展開するための規格として位置づけられています。つまり、グローバル企業や大企業だけでなく、製品・サービスの生産や供給に関わるすべての企業にとっても影響のある重要な動きとなっています。

#### ■ 日本企業によるバリューチェーンにおける取組

日本企業でも、バリューチェーン全体を通じた2050年までの長期の環境目標を掲げる企業が増えています。しかも二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量ゼロを宣言する意欲的な目標が目立ちます。

トヨタ自動車では、2015年10月、持続可能な社会の実現のために2050年に向けてトヨタ自動車として何をしていくかを示した「トヨタ環境チャレンジ2050」を発表しました。そして、それを踏まえて2016年1月にはサプライヤー向けの「TOYOTA グリーン調達ガイドライン」を改定し、環境の取組内容の拡充やライフサイクル全体での環境負荷低減など、バリューチェーン全体での環境マネジメントの強化を打ち出しました。

このような調達基準の変更は、関連するサプライヤーにも影響が広がります。



出典：トヨタ自動車株式会社ホームページ

### トヨタ環境チャレンジ2050 「トヨタが成し遂げるべき6つのチャレンジ」



リスク

取引先の基準を満たす環境に配慮した商品でないと思われない？



チャンス

例) 新商品の開発や製造ラインの刷新が他社との差異化、優位な販売に？

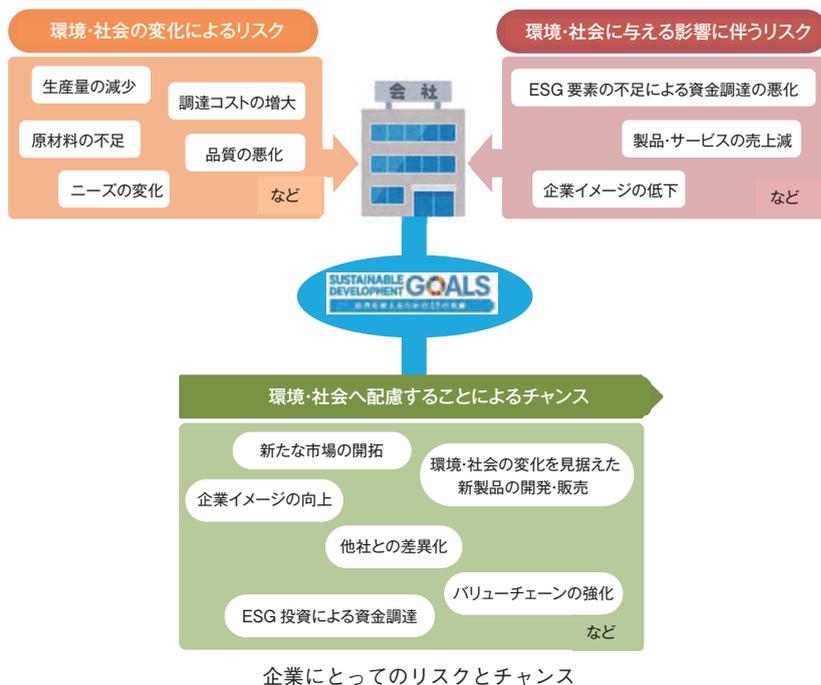
### 3 企業にとってのSDG sとは

#### 3.1 経営リスクの回避とビジネスチャンスの獲得

企業が行う多くの事業活動は、環境に何らかの影響を与えていることから、事業者が環境の持続可能性を意識した取組を実践することは、企業を持続可能なものとする上で不可欠となります。また、事業活動が環境に与える影響を把握することで、事業者は潜在的なリスクを把握し、また、新たなビジネスチャンスを見つけることが可能となります。

例えば、人類が引き起こした気候変動や生物多様性の損失は、企業にとってはリスク要因であると同時に、どのようにして他社との差異化を図りビジネスチャンスにつなげられるかが勝負どころとなってきています。

SDGsは、社会が抱える課題が包括的に網羅されており、企業にとってはリスクとチャンスに気付くためのツールとして用いることができます。つまり、SDGsの取組によって、リスクをチャンスに変えることができるのです。



## 3.2 SDGsの活用によって広がる可能性

SDGsは、“誰一人取り残さない”ことを基本理念としています。そのため、企業にも消費者を含めた様々なステークホルダーと連携し、SDGsの実現に向けた積極的な取組を実施することで、目標達成に貢献することが期待されています。既に取組を始めている企業では、CSR報告書においてSDGsと自社事業の関連性について言及するなど、具体的なアクションを見せ始めています。

SDGsは市場に変化をもたらすものであり、SDGsを無視した事業や活動は長期的に成り立たないことを示唆しています。また、SDGsのゴールやターゲットに示された内容は、世界が直面する社会課題を網羅していることから、その解決を模索することはビジネスにおけるイノベーションを促進する可能性を持っていると考えられます。

中小企業にとっても、SDGsは遠い世界のことでありません。SDGsを知り、ただ学ぶだけでも、新たな気づきを呼び起こし、新しいビジネスを考える上でのよい教科書になります。これまでも企業は、国際的な取り決めに基づく政府の様々な方針などを踏まえたビジネスを展開してきました。そして今、環境問題や社会的な課題をビジネスの力で解決していくことにチャレンジしていこうと考えている時に、地域社会にイノベーションを起こそうとアイデアを練っている時に、SDGsはヒントを与えることができるものです。

### < SDGsの活用によって期待できる4つのポイント >

#### ポイント1 企業イメージの向上

SDGsへの取組をアピールすることで、多くの人に「この会社は信用できる」、「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より**多様性に富んだ人材確保**にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。

#### ポイント2 社会の課題への対応

SDGsには社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の社会が必要としていることが詰まっています。これらの課題への対応は、**経営リスクの回避**とともに、**社会への貢献**や**地域での信頼獲得**にもつながります。

#### ポイント3 生存戦略になる

取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後は、SDGsへの対応がビジネスにおける**取引条件**になる可能性もあり、**持続可能な経営を行う戦略**として活用できます。

#### ポイント4 新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかった**イノベーション**や**パートナーシップ**を生むことにつながります。

### 3.3 強みを活かした独自性のある展開

一般的に、大企業に比べて中小企業は規模が小さいことによる資金など経営資源の脆弱性等が指摘されますが、SDGsの取組においては、必ずしも大企業に劣っているわけではありません。中小企業だからその強みがあり、それを活かすことで大企業には簡単に真似できないものとなるでしょう。自社の特徴を十分に発揮して、SDGsという新たな考え方を取り入れてみましょう。

#### 意思決定のスピード

企業が何か新たな取組を始める際には、必ず社内での意思決定が必要となります。中小企業の強みとして、トップダウンで行動に移すまでの速さがあることや、経営者と社員との距離が近いことで目的に対する理解や情報の伝達も速いということがあげられます。今からでも十分ビジネスセクターでの先進事例になり得ることが考えられます。

#### 地域での信頼やつながり

中小企業は、大企業と比べて地域に根ざした事業活動を積み重ねてきた経験が多く、地域住民との距離感も近く、地域課題との関係も強いと考えられます。また、地域の中で同業や取引先、顧客などとのネットワークも有しています。

ビジネスとして地域課題の解決策を提案していくことで、SDGsへも貢献するような道筋が見えやすくなると考えられます。

#### 創意工夫と柔軟性

中小企業には、限られた経営資源を効率的に活用すること、消費者や取引先などの個々のニーズに細かく対応できる柔軟性があること、現場での創意工夫により新たな製品やサービスを生み出すことなど、生き残るために積み重ねてきた経験の蓄積があります。つまり、昨今の持続可能性に関わる変化にも柔軟に対応できる大きな可能性を持っていると考えられます。

#### 《株式会社大川印刷の取組事例》



## 4 取組の進め方

### 4.1 どのように進めたらよいか

SDGs の達成に向けた中小企業の取組は、今のところ多くありません。しかし、経営者と社員の距離が近い中小企業なら、組織の設置や会議の開催などの形式にとらわれず、“とりあえず担当者を決めて、何かやってみる”ことから始めると、いろいろな気づきにつながっていきます。そして、社内活動から地域へと、より社会にインパクトのあるものへと深めていくとよいでしょう。

企業規模、業種、得意分野、成り立ち、経営課題、人員構成や業務体制などは、企業によって様々ですが、各企業の個性を生かして「自社だからできる」取組の実践へとつなげることが重要となります。ここでは、ケーススタディの取組事例とともに、企業がSDGsに取り組む際の手順と具体的な進め方を紹介します。

ケーススタディとして、以下の3団体の取組内容を紹介します。

#### テラオライテック株式会社

<創業> 1966 (昭和 41) 年

<所在地> 福井県越前市

<従業員数> 36 名

<業種> 設備工事業

<事業内容>

給排水衛生設備、空調換気設備、電気設備、リフォーム全般の設計・施工

<関連会社>

株式会社ライフモア (介護事業)、株式会社 NEIGHBORFOOD (飲食事業)



#### 農事組合法人 One<sup>おん</sup>

<創業> 2013 (平成 25) 年

<所在地> 石川県金沢市

<従業員数> 8 名

<業種> 農業

<事業内容>

無農薬・減農薬栽培を中心に米、レンコン、にんにく、じゃがいも等の生産・販売



#### 来ハトメ工業株式会社<sup>らい</sup>

<創業> 1946 (昭和 21) 年

<所在地> 埼玉県八潮市

<従業員数> 役員 3 名、社員 15 名、パートタイマー 22 名

<業種> 製造業

<事業内容>

金属材料を使用する容器、ケース、ガイドの製造



## 4.2 ケーススタディ事例

### (1) テラオライテック株式会社の取組

# 福井から世界まで 自社の技術・サービスで 持続可能な社会の実現と 自社の持続的発展を両立 それがSDGs

#### トップのメッセージ

SDGsの考え方は、もともと当社の経営の軸にあって真新しいものではありませんでしたが、SDGsを取り入れることで、改めて今取り組んでいることの意味づけができるとともに、自社の課題を絞り込めるのではないかと考え、取り組んでみることを決めました。

また、SDGsは世界の目標であり、これは世界の問題に一地域の企業に取り組めるチャンスだと捉えました。国連の理念に直結する取組を、他の企業も巻き込みながら中小企業としてやりたいという考えを持っています。

テラオライテック株式会社  
代表取締役社長 寺尾 忍 氏



#### ○トップの考えを社員にも

SDGsに取り組むにあたっては、自社に関係するゴールとして、一番身近で日頃の活動を活かすことができるゴール6と7を掲げました。特にゴール6は貧困や飢餓、健康と福祉、格差やジェンダー平等といった他の課題解決にも直結する重要なゴールでやりがいも大きいと考えました。社員と考えを共有するために、経営会議や社内研修の場を使って理念の共有を行うとともに、社内の各所にSDGsのステッカーを掲示して日常的にSDGsを目にする機会も作っていきました。そして、まずは4つある部門ごとにゴール6と7に関する取組のアイデアを話し合い、各部で目標を立てていきました。はじめからいきなり取組を広げることはせず、部門ごとに取り組んでいったのです。

また、対外的な取組として、客先にも出向く社用車全てにゴール6・7のステッカーを貼り、名刺や会社パンフレットにもアイコンを印刷して、「我が社はSDGsに取り組んでいます」ということをアピールすることも行いました。



▲社内でのステッカー掲示



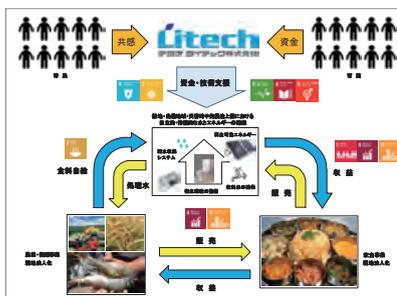
▲名刺・社用車へのアイコンの掲示

#### ○SDGsをビジネスにつなげる

SDGsの取組はボランティアでは継続できません。Win-Winになる仕組みがあってこそ、持続可能な社会の実現と企業の持続的発展が両立できることになり、成功事例として共有できると考えています。

そのため、水とエネルギーのプロフェッショナルとして自社の強みを活かし、「すべての人々の安全な飲料水への不変的アクセスを可能にする」、「屋外排泄をなくす」、「発展途上国への持続可能なエネルギーサービスの供給」に取り組むべき課題に設定し、災害時や途上国においても自立して水やエネルギーが確保できるシステムを提供していきます。そして、本システムを国内の僻地や島礁地域、発展途上国へ設置する事業に、地域の市民を広く巻き込み共感を生み出すとともに、資金を調達していきます。

事業の目的はシステムの販売ではなく、水と衛生環境、エネルギーを確保できるようにすることをベースに、農業や飲食事業などの新たな産業と雇用を創出し、現地で法人を立ち上げることで、このようなロールモデルをいくつか作れば出資や技術支援という形で、他の企業も広く巻き込んでいけると考えています。



(2) 農事組合法人 One の取組

農業こそ持続可能  
農業こそ地域活性化

そして、農業こそが  
SDGs に貢献できる

担当者のメッセージ

農業は今後、「持続可能性」がキーワードとなり、SDGs に一番アプローチしやすい分野であると考えています。また、自分達の理念と SDGs に共通点があったことから、取り組むことを決意しました。そして、SDGs と現在までの取組を紐付けることで、取り組む意義の再認識や整理ができ、「自分たちは何のためにやっているのか」ということを改めて考えるきっかけにもなりました。

また、自分達の取組が今までは「いいことをしている」と、ぼんやりとしたイメージしかありませんでしたが、自分達にしかできないことだと考えるようになり、自信にもつながりました。

農事組合法人 One  
副代表 宮野 義隆 氏



○地域住民と考える“水”と“農”

ターゲット 6.b に関連する取組として、生産した農作物の収穫祭イベントを開催しました。イベントでは、これまで苦手としていた情報発信に力を入れ、農産物そのものを PR するのではなく、地域において身近な水辺である河北潟にスポットをあて、農業排水が濁りの一因となっている現状を紹介しました。

地域住民や特に次世代を担う子供たちに、水田の役割や河北潟の現状を知ってもらうとともに、入場料という形で河北潟の水質浄化活動を行う「河北潟クリーンキャンペーン」への募金にも参加してもらいました。入場者は 200 名ほどになり、ここでは SDGs に関する展示も行い、普及啓発にも取り組みました。



6.b：水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する  
▲収穫祭イベントのチラシ(左:表面、右:裏面)

○未来につながる One としての取組

新たな取組として自分達に何ができるのか、今ある課題は何なのか。それらの課題をメンバーそれぞれが提案し合い、類似した課題毎にチームを結成しました。チームの中では、目標と現状を整理した上で、目標達成に向けた課題整理を行いました。

今後の取組としては、現在廃棄している収穫後の残渣の肥料化を検討しています。もみ殻とレンコンの残渣で堆肥を作り、その分の肥料代を削減できることと、自分達の仕事の中で物質循環を実現できることから、持続可能な肥料の獲得につながると考えています。設備を導入すれば、堆肥化のためのコストも削減できると考えています。

その他にも、ドローン空撮やセンシングといった先進技術を積極的に取り入れることで、栽培・管理の見える化を行い、将来的には経験をも定量的に示し、生産プロセスのノウハウをパッケージ化することによって、誰でも質の高い農業を、いち早く低負荷にて実践できるようにしていきたいと考えています。

今はまだ、農産物の認証 (GAP、HACCP など) のように、SDGs への取組を認証する制度はありませんが、今後は SDGs を商品のパッケージ等に採用し、情報発信の際に、積極的に活用していきたいと考えています。



▲循環型環境農法における循環図

ライ  
(3) 来ハトム工業株式会社の取組

今SDGsに取り組むことは  
大きなチャンスであり、  
これまでの活動に足りない  
ところを教えてくれる  
気づきのきっかけ

担当者のメッセージ

今現在、SDGsに取り組んでいるのは大企業ばかりで、中小企業はほとんどいないことから、今取り組みれば先進企業になれるチャンスだと考えました。これまで、2010年にエコアクション21認証を取得し、継続して環境活動に取り組んできました。そこで積み重ねてきた土台もあり、早速新たな取組としてSDGsを取り入れました。

来ハトム工業株式会社  
管理部係長 石原 隆雅 氏



○これまでの環境活動の経験を活かした取組

これまで継続して取り組んできたエコアクション21に関わる環境活動をベースに、社員全員を巻き込んでSDGsに取り組みました。

取組として最初に行ったのは、エコアクション21で設定した環境活動計画とSDGsとの紐付けです。また、社内内で実施している環境活動の記録簿にも関連するゴールのアイコンを貼り、その活動は何のためにやっているのかを意識してもらえるように工夫しました。

しかし、社員一人ひとりがSDGsを理解するには、日常的に触れる機会が必要です。そのため、SDGsの細かい説明をする前に、社員に仕事やプライベートで取り組みたい目標を考えてもらうことから始めました。どんな目標であってもSDGsのゴール・ターゲットのうちいづれかに関係すると考え、全員の目標を社内掲示板に張り出すことで、互いの考えを共有し、普段の生活からSDGsを意識してもらったのです。

また、社内掲示物としてSDGs情報を盛り込んだ「月刊まいにちSDGs」の創刊、環境活動の一環として毎月実施している生物多様性に関するクイズ形式の社内テストにおいてSDGs関連の問題を出題するなど、これまでの経験を活かして社内にSDGsを浸透させていきました。

○現状の取組に足りないことの発見と次への展開

環境活動計画で設定した取組内容とSDGsを紐付けたことにより、現在の活動では対応できていないゴールや取組内容に偏りがあることが分かりました。つまり、SDGsをきっかけに課題を抽出することができたのです。エコアクション21も5年ぶりにガイドラインが改訂されたことから、2018年度の環境経営計画では足りない分野の活動を加えるとともに、それぞれの活動とSDGsとの関連性も加えて他社との差別化を図り、SDGsに取り組む中小企業の先進事例になりたいと考えています。

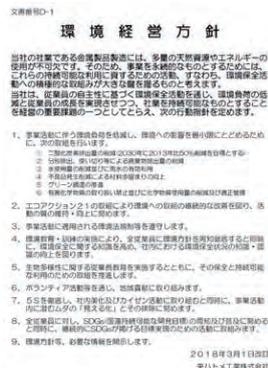
さらに、2018年3月に改訂した会社の環境経営方針には、「SDGsへの取組」と「環境問題だけでなく、経済、社会問題への解決力のある企業へ」を加えました。今後は、環境経営目標や環境経営計画にもSDGsを組み込んで、SDGsに対応した環境活動をスタートさせる予定です。



▲記録簿へのステッカーの貼付(右)と個人目標の掲示の様子(左)



▲月刊まいにちSDGs創刊号(左)・第2号(右)



▲来ハトム工業(株)の環境経営方針

### 4.3 取組手順

SDGsに取り組む際には、以下に示す手順1~5の順番で進めてみましょう。具体的な進め方については、次のページから詳しく紹介します。

#### PDCAサイクルによるSDGsの取組手順



## 手順 1: 話し合いと考え方の共有

- 企業理念を改めて確認し、自社の将来ビジョンについて考え、共有する
- 経営者（社長など）に説明し、その理解と意思決定を得る
- 取組における主体（担当者、チーム）を決める
- 社内向けの説明資料を作成し、社内での普及啓発に取り組む



### 1) 企業理念の再確認と将来ビジョンの共有

取組を始める前に、まずは自社の企業理念を再確認してみましょう。そうすると、SDGs のゴールとのつながりが理解できるかもしれません。また、2030 年の自社の姿を考え、将来像を全員で共有する機会を持つことも重要です。特に会社の将来を担うこととなる若手職員が中心となって話し合い、自らのミッションは何かを考えることは、個々の意識改革にもつながります。

### 2) 経営者の理解と意思決定

取組を進めるためには、経営者（社長など）の理解が必要となります。まずは、SDGs に取り組む理由や意義などをまとめた資料を作成し、それをを用いて説明を行って、会社全体として SDGs に取り組むことの意味決定をしてもらいます。

### 3) 担当者（キーパーソン）の決定とチームの結成

担当者を決めることで取組が実際に動くようになります。主担当にはリーダーシップを発揮できる人を選び、その他、社内・社外での活動に柔軟に対応できるメンバーで構成しましょう。また、主担当を決めるのではなく、プロジェクトチームを結成して役割分担しながら取り組む方法もあり、ここは自社に合った形で進めましょう。

なお、取組を始めるにあたり、同じような活動をしている他企業とのネットワークがあると助けになります。例えば、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）では、SDGs の取組に関する会員企業向け支援ツールや事例集の提供、SDGs をテーマとした分科会活動を行っています。他社の取組を見ることでモチベーションの向上や勉強になるとともに、そこでのネットワークから次のビジネスが生まれることもあるかもしれません。

まずは、ケーススタディ3 団体の例も参考にして、取組を始めてみましょう。

## 🌐 ケーススタディ事例から：3 団体における取組の進め方

### テラオライテック株式会社の場合

社長によるトップダウンで始まり、社長に選任された担当者が取組のリーダーとなって進めています。社内への周知に際しては、4 つの部門長が集まる経営会議や月 2 回の商品開発会議などを活用して各部長へ伝え、さらに部門ごとの部会で全社員へ伝えています。また、具体的な取組については、部門ごとに話し合いを行い、目標を決めています。

### 農事組合法人 One の場合

副代表からの情報共有により、メンバー全員で SDGs について勉強し、全員で考えながら取組を進めています。SDGs を理解するために資料ではなく関連する動画を視聴し、メンバー間の情報共有には LINE のノート機能やクラウドストレージを活用していつでも情報の確認やアイデアの共有ができるような工夫をしています。

### 来ハトム工業株式会社の場合

環境活動の責任者である社員が取組を提案し、社長の理解も得て、パート社員を含めた全社員を巻き込みながら取組を進めています。担当者は業務の隙間時間をうまく活用して取り組み、さらに社内の掲示物や環境活動の一環として継続的に行ってきたクイズ形式の社内テストで SDGs 問題を出題するなど、日頃から SDGs に触れる機会を設けて社員に浸透させています。

## 手順 2：自社の活動内容の棚卸を行い、SDGs と紐付けて説明できるか考える

- 自社の事業・活動の内容を整理する
- 取組に対する社内の理解と協力を得る



企業によっては、これまで実施してきた環境に関する取組や事業活動の中で配慮してきた事項が、そのまま SDGs の取組につながることもあれば、“持続可能な事業活動”という視点で見直してみると、関係性が把握できることもあります。

まずは、自社が現在どのような取組を行っているのかを整理する棚卸をして、課題の整理と取組内容の見直しを行います。それにより自社の特性が見えてきます。また、必要に応じて外部の第三者からの意見を取り入れることにより視野が広がり、SDGs との関係性がより明確になるだけでなく、新たな気づきをもたらすこともあります。

取組を始めるのは経営者であっても、実際に継続して行うには社員の力が必要です。そこで、日頃から行っている取組と SDGs の関連性を認識することが、“世界全体の目標”である SDGs を“自分たちの目標”として意識するきっかけになるのではないのでしょうか。

### 1) 棚卸の進め方

#### ① ホームページや会社案内等を活用して事業・活動をリストアップする

まずは、自社がどのような事業や社会貢献活動を行っているかを整理することが必要となります。社外向けの業務・製品紹介や技術案内、環境レポート等を活用して、自社の事業を整理しましょう。また、社会貢献活動や、外部認証、表彰なども保有していれば、併せてリストアップしておきましょう。

#### ② 事業・活動リストを社内で確認する

SDGs の担当者だけでは、自社のことであっても、すべてを把握できるとは限りません。リストアップした内容を社内で確認し、不足があれば追加する必要があります。そのためには、各部署ともコミュニケーションをとって、より多くの社員を巻き込むことが重要になります。その際には、既存の社内委員会や会議等を利用して趣旨を説明し、協力をお願いするのもよいでしょう。

### 2) 事業・活動と環境や地域社会との関係の整理

リストアップした自社の事業・活動の内容を踏まえて、それらがもたらす環境や地域社会への効果・影響を整理します。ここでは、整理しやすい方法として、各取組に関連するキーワードを挙げておくとうよいでしょう。

### 3) SDGs のゴール・ターゲットとの紐付け

環境配慮・地域社会との関係に係る内容をもとに、どのゴール・ターゲットに貢献するのかを整理する紐付け作業を行います。SDGs との関連性を示す際には、“誰にでも分かる”ように 17 のゴールのアイコンを使って視覚的にも分かりやすくすることも効果的です。

環境配慮・地域社会との関係の整理で挙げられたキーワードをもとに、次のページの早見表も参考にしながら、自社の事業・活動と SDGs を紐付けてみましょう。

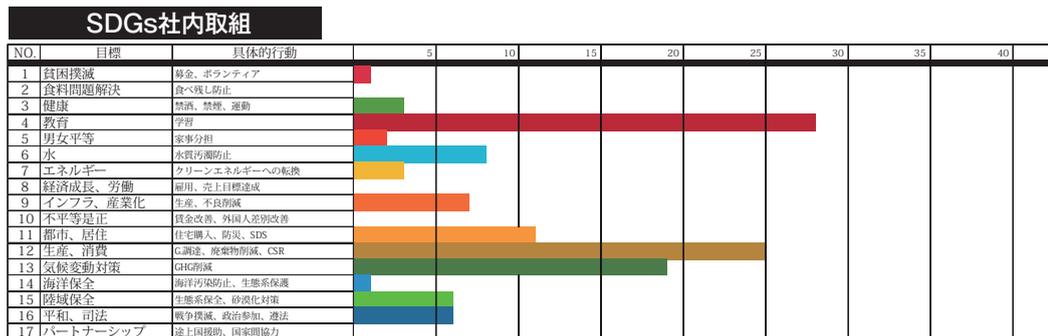
紐付けをすることで、自社の特徴がよく見えてくるはずです。それは、強み・弱み（得意・不得意）として捉えることもできるでしょうし、将来のビジネスチャンスと経営リスクとして捉えることもできるでしょう。紐づけた結果を分析することで、次の戦略へ活かすことができます。

#### ケーススタディ事例から：来ハトメ工業株式会社

##### 自社の環境活動と SDGs の紐付けによる気づき

同社では、エコアクション 21 で設定した環境活動計画の内容について、担当者が SDGs のゴール・ターゲットを読みながら紐付けを行いました。さらに、紐付けられたゴールを集計して、ゴール毎にどれくらいの数の活動が関連しているのかを視覚的に分かりやすく整理しました。

この整理によって、これまで同社が取組んできた活動が特に多く関連する分野が見えるとともに、1 つも活動内容が該当しないゴールがあり、現在の計画に足りない分野も見えてきました。SDGs との紐付けは、同社にとってエコアクション 21 の環境活動レポートを始めて数年が経って取組がマンネリ化してきたところで、新たな視点で取組を見直し、今後取組むべき分野を見出すきっかけにもなりました。



▲来ハトメ工業（株）の環境活動計画と紐付けされたゴールの集計結果

<SDGsとの紐付け早見表>

分野	取組内容	取組の対象となるキーワード	SDGs
エネルギー	使用量削減	省エネ 節電	7 再生可能エネルギー, 13 気候変動
	エネルギー転換	燃料電池 天然ガス 再生可能エネルギー	7 再生可能エネルギー, 13 気候変動
資源	使用量削減	節約 コピー用紙 電子媒体利用 工程転換	12 持続可能な消費と生産
	利活用	再生利用 バイオマス 未利用資源(間伐材など)	12 持続可能な消費と生産, 15 陸域生態系
廃棄物	発生量削減	一般廃棄物 産業廃棄物 長寿命製品	12 持続可能な消費と生産
	3R <small>リデュース・リユース・リサイクル</small>	リターナブル容器 修理 再利用	12 持続可能な消費と生産
大気	温室効果ガス 排出量削減	CO <sub>2</sub> フロン カーボン・オフセット モーダルシフト エコドライブ	11 持続可能な都市とコミュニティ, 13 気候変動
	大気汚染物質 排出量削減	ばい煙(NOx, SOx) VOC モーダルシフト エコドライブ	9 持続可能な産業とインフラ, 11 持続可能な都市とコミュニティ
水	使用量削減	水道使用量 節水 循環利用 中水利用 雨水利用	6 安全な水と衛生
	排水管理	下水道排水 排水処理 水質汚濁防止	6 安全な水と衛生, 14 海の豊かさ
生物多様性	調達	原材料調達 認証制度(FSC, MSC, ASC, CoC)	14 海の豊かさ, 15 陸域生態系
	事業所・社有地 での生物多様性	緑化 植林 ビオトープ 社有林の保全・活用	15 陸域生態系
	環境教育	社員教育 教材 教育支援 啓発	4 質の高い教育をみんなに, 15 陸域生態系
製品・サービス	原材料	再生原材料 認証原材料 グリーン購入	12 持続可能な消費と生産
		オーガニック フェアトレード	1 貧困をなくそう, 2 公正な働き場をみんなに, 8 豊かさをみんなに実感, 12 持続可能な消費と生産, 15 陸域生態系, 17 パートナーシップを強めよう
	開発	低燃費 長寿命化 節電 環境ラベル 環境配慮設計	7 再生可能エネルギー, 9 持続可能な産業とインフラ, 12 持続可能な消費と生産, 13 気候変動
	製造工程	製品アセスメント 省エネ 環境負荷低減	7 再生可能エネルギー, 9 持続可能な産業とインフラ, 12 持続可能な消費と生産, 13 気候変動
流通	CO <sub>2</sub> 削減 簡易包装	7 再生可能エネルギー, 12 持続可能な消費と生産, 13 気候変動	
雇用	条件	高齢者雇用 障害者雇用 人権 出産 育児 介護	3 持続可能な健康と福祉, 5 ジェンダー平等, 8 豊かさをみんなに実感, 10 人や国を問わずに繁栄を分かちあう
	環境	ワーク・ライフ・バランス 研修制度 福利厚生 働き方改革	3 持続可能な健康と福祉, 8 豊かさをみんなに実感
社会・地域	貢献	地産地消 防犯 防災 寄付 環境教育 途上国支援	4 質の高い教育をみんなに, 11 持続可能な都市とコミュニティ, 12 持続可能な消費と生産, 16 平和と公正, 17 パートナーシップを強めよう
	配慮	景観 騒音 振動 悪臭 緑化	3 持続可能な健康と福祉, 11 持続可能な都市とコミュニティ, 15 陸域生態系

### 手順 3：何に取り組むか検討し、取組の目的、内容、ゴール、担当部署を決める

- 扱いやすく、効果が期待できる取組を抽出する
- 取組の内容、ゴール、スケジュール、担当部署を決める
- コストについての考え方を整理しておく



#### 取組の行動計画を作成し、社内での理解と協力を得る

- 経営者（社長など）の理解を得る
- 社内に周知し、広く意見を募集する

#### 1) 取組の動機と目的

SDGs に関する取組は、一部の大企業の間で進みつつある一方で、中小企業の多くは「何から取り組めばよいのか分からない」という状況にあります。また、担当者が取組に費やせる予算と時間は、ある程度限られてしまいます。そのため、取組に価値が見出せるかどうかは、とても重要となります。

まずは、SDGs をどう使うのか、何のために取組を始めるのかを考えてみましょう。SDGs の使い方は、自社にとってメリットとなり、社内の協力が得られやすい内容とするのがよいでしょう。例えば次のようなものが考えられます。

SDGs の使い方と取組の動機・目的（例）

目的	動機	SDGs の使い方
コスト削減	燃料費や電気代が高騰してきた	🌱 従業員の省エネ意識を、SDGs を活用して改善する。活動や製造方法の改善などをして、コストを削減する
経営計画の策定	顧客の幅が狭く、売上も縮小	🌱 SDGs に示された目標から 2030 年の世の中を想像し、何が必要か従業員みんなで考えてみる
新製品・新サービスの開発	取引先からの要請	🌱 “持続可能性” を組み込んだ製品やサービスにより付加価値をつける
新規顧客の開拓	売り上げ増	🌱 SDGs に則した調達基準を設定している企業などに営業する
事業パートナーの募集	新たな事業をはじめたい	🌱 異業種交流会や SDGs に関心のある企業セミナー等に参加しネットワークを構築する
従業員のスキルアップ	生産性を向上したい	🌱 SDGs により仕事と社会や地球環境とのつながりを理解することで、モチベーションの向上や意識改革を狙う
就労環境の改善	働き方改革への対応	🌱 ゴール 5 やゴール 8 を参考に新しく制度や仕組を考える
女性の活躍	優秀な人材確保	🌱 ゴール 4 を参考に家庭や育児と仕事を両立できるような制度や仕組を考え、女性を積極的に採用する
知名度の向上とブランディング	取引先や消費者からの信頼度を高めたい	🌱 SDGs のアイコンを使って社会への貢献度や貢献内容をアピールする 🌱 認証の取得や表彰にチャレンジするなど、外部評価を得ることで対外的にアピールする 🌱 地域の子供達に学習機会を提供し、自社の取組を題材にして SDGs を説明する

取組の動機と目的が決まったら、それをいつまでに取り組むかというスケジュールを立てることが必要となります。設定する期間は、あまり長期でない方がよいでしょう。

また、取組を始める前に、省エネの取組であれば電気使用量やCO<sub>2</sub>排出量、社員の福利厚生に関する取組であれば社員へのアンケート調査など、事前のモニタリングを実施しておく、取組後の結果と比較ができ、評価がしやすくなります。

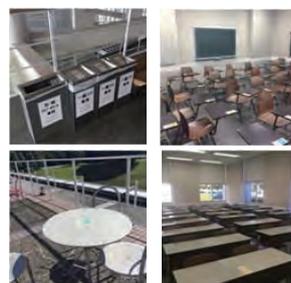
複数のゴール・ターゲットに取り組むのは大変だと感じたら、取り組むゴール・ターゲットを絞って始めてみましょう。例えば、自社の有している中心的な技術に関連するゴール、現在取り組んでいるCSR活動に関連するゴール、あるいは、企業イメージと関連付けやすいゴールなどが考えられます。

## 《SDGs への理解を得るための取組事例》

### キャンパス SDGsプロジェクト

慶應義塾大学では、キャンパス内でSDGsのゴール・ターゲットに関連する場所や人が多く集まる場所に関連するゴールのアイコンのステッカーを貼り、SDGsの認知度向上を図るプロジェクトが行われました。プロジェクト前後の認知度調査では、学生の認知度が18%から83%まで上昇し、その効果が得られています。

企業のオフィスや工場でも、17のゴールのアイコンをオフィス内の関連する場所に貼り、社内でのSDGsの理解促進につなげることもできます。

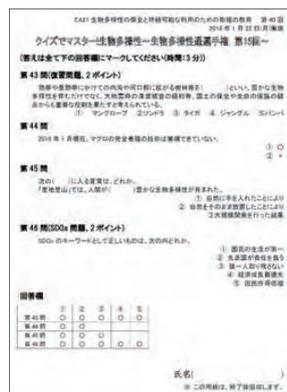


出典:蟹江研究室 SDGs プラットフォーム  
▲慶應義塾大学構内でのプロジェクト実施の様子

### クイズや英語版資料を用いた社内普及

ケーススタディ事例の来ハトム工業株式会社では、環境活動の一環として、全社員に向けた生物多様性に関するクイズ形式のテストを継続して実施してきました。具体的な取組をするのは難しくても勉強ならできるという趣旨で始まったもので、数分で回答できる内容となっていますが、その中でSDGsに関する問題も出題して、より社員に理解してもらえるように工夫しました。

また、海外出身のパート社員が多いという特徴から、SDGsに関する説明資料を担当者が翻訳サイトを活用しながら訳し、英語版の資料を作成して説明することで、全社員のSDGsに関する理解の促進につなげました。



▲来ハトム工業(株)の社内テスト

## 2) 取り組み方

SDGsの取組は大掛かりな投資や体制整備が伴う大規模なものである必要はなく、利用できる経営資源の範囲で実施できる小規模なものから始めればよいものです。むしろ、柔軟性や革新性、地域コミュニティとの密接なつながりなど、中小企業の強みを活かしながら、それぞれの「身の丈に合った」地道な活動を継続することが重要です。

ここではまず、本業として取り組む方法と、それよりも比較的簡単に始められるCSR活動や社会貢献活動として取り組む方法を紹介します。その他にも、CSR活動として始めた取組が将来的に本業につながる可能性などもありますので、ぜひ様々な角度から考えて取り組んでみましょう。

## ① 本業としての取組

本業としてSDGsに取り組む際には、大きく二つの考え方があります。一つは、製品の作り方やサービスの提供の仕方を改善していく方法で、すぐに着手することができ、経費の削減効果など、取組の結果を測りやすい取組です。もう一つは、製品やサービスそのものを改善していく方法で、技術開発を伴うこともあり、長期的な取組となる場合が多くなります。

どちらの取り組み方も製品やサービスの付加価値を高め、上手にプロデュースしていくことで直接的な収益にもつながる結果をもたらします。

例えば、製品の作り方やサービスの提供の仕方を改善していく方法として、事業活動に必要なエネルギーの使い方を見直すことが挙げられます。この取組は、コスト削減というメリットにつながり、そこで削減された分を製品やサービスの改善に投資して、新たな価値を生み出すことにつなげるという循環も期待できます。そして、このような自らの構造改革で資金を捻出し、それを付加価値の創出につなげていくという流れこそ、SDGsへの貢献という視点からの取組が企業経営の強みにもなる機会になると考えられます。

### ■省エネ効果の考え方

企業にとっての省エネ対策は、光熱費等の削減によって浮いたコストがそのまま利益の創出につながります。昨今の電力料金の上昇なども鑑みると、省エネによる利益増加分を売上アップで達成しようと思うと、どの程度売上を伸ばす努力をする必要があるでしょうか。

例えば、

年商1億円、年間の光熱費が売上の3%の企業の場合  
 $1 \text{ 億} \times 0.03 = 300 \text{ 万円}$   
年間光熱費の10%を削減すると、  
 $300 \text{ 万円} \times 0.1 = 30 \text{ 万円}$



売上に対する営業利益率を2%とした場合  
 $30 \text{ 万円} \div 0.02 = 1500 \text{ 万円}$   
売上を**1500万円**伸ばしたことで  
同じ効果になります!

資料:「儲けにつながる省エネ術」(経済産業省資源エネルギー庁、一般財団法人省エネルギーセンター)より引用

## ② CSR活動や社会貢献活動としての取組

最初から本業とつなげてビジネスに発展させる取組である必要はなく、まずは地域活動への社員の参加や募金・寄付による間接的な貢献でもよいのです。ただし、その取組によって得られる効果と関連するSDGsのゴール・ターゲットは意識して取り組む必要があります。そしてその後、自社が主体となる本業とも関係した取組へと広げていくことも考えられます。

### 《募金による途上国支援の取組事例》

#### 日本青年会議所の「JAPAN SMILE by WATER キャンペーン」

公益社団法人日本青年会議所では、2016年度からSDGsのゴール6「水と衛生」に貢献する取組として、本キャンペーンを実施してきました。自動販売機型募金(売上金額の一部が募金となる仕組)と市民や各地の青年会議所からの募金によって集めた資金を使い、衛生的な水の確保が困難な途上国の地域に雨水タンクを設置する取組となっており、これまでに100世帯200基を設置してきました。

今後はさらに収益事業も導入することで、地域の自立的な発展を促す取組も計画されています。

出典:公益社団法人日本青年会議所ホームページ  
シンポジウム「石川・金沢から発信するSDGsビジネス」発表資料



▲自動販売機型募金(左)と募金箱(右)



▲募金により設置された雨水タンク

### 3) コストについての考え方

SDGsの取組を進めようとする、まず始めに資金をどのように準備するかを考える必要があります。本業として取り組む場合には、省エネなどによるコストの削減という考え方があります。

また、CSR活動として取り組む場合には、多くの企業では活動費が売上に準じた予算で決められることから、取組の実践やその継続を担保することが課題として挙げられます。しかし、取組に係る経費をコストと捉えるか、投資と捉えるかについては、その取組がもたらす効果の中長期的な視点で見ることによって変化します。

また、資金を外部から調達する場合、補助金や助成金、あるいはクラウドファンディングを活用する事例も多く見られます。特に中小企業やベンチャー企業にとっては行政機関の支援策や銀行による融資も重要な調達方法であることから、情報収集をして積極的に活用してみましょう。

#### <助成制度などの施策を検索できるサイト>

- ◆「J-Net21」中小企業ビジネス支援サイト (<http://j-net21.smrjgo.jp/index.html>)  
中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する、中小企業向けの情報提供サイト
- ◆「ミラサポ」 (<https://www.mirasapo.jp/index.html>)  
中小企業庁の委託により、民間企業が運営する中小企業向けの情報提供サイト

#### <海外事業に関連した支援制度の例>

- ◆国際協力機構（JICA）による「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」  
開発途上国におけるSDGsの達成に貢献するビジネスを計画している企業の提案に基づき、JICAがビジネスモデル策定に必要な情報収集と事業計画立案を支援してくれる、2017年から始まった新たな制度です。

##### 採択案件の一例

【案件】小規模農家の収入向上及びポストハーベストロス抑制のためのサツマイモ生産・加工品販売ビジネス調査

【概要】バングラデシュのダッカ市内及び近郊において、小規模農家を取り込むサツマイモ加工品のバリューチェーンを構築することで、農家の収入向上、ポストハーベストロスの減少を目指すもの。

##### 【SDGsゴール】



出典：JICA ホームページ

#### <自然資本・生物多様性に関連した融資制度の例>

##### ◆滋賀銀行の「琵琶湖原則支援資金（PLB 資金）」

融資により環境・生物多様性保全の取組をサポートする仕組として、独自に策定した「しがぎん琵琶湖原則（PLB）」に賛同した企業への6つの融資プランが用意されています。「環境保全や地域社会等の持続的な発展」に役立つ資金を必要とする場合に活用できます。

##### プランの種類

- ①エコ・アクションプラン→環境保全に役立つ製品・サービスの開発・販売資金
- ②みずましプラン→水質汚濁防止または水質改善のための設備資金
- ③ISOプラン→ISO認証取得にかかる資金
- ④省エネ・温暖化ガス削減プラン→地球温暖化防止のための設備資金
- ⑤土壌汚染防止プラン→土壌汚染の防止・除去のための資金
- ⑥リサイクルプラン→廃棄物リサイクルのための設備資金及びリサイクル商品製造資金



滋賀銀行は2017年11月に地方銀行としては初めて「しがぎんSDGs宣言」を表明しました。社会課題の解決につながる産業の育成を目指し、SDGsを支援する融資商品「ニュービジネスサポート資金（SDGsプラン）」の取り扱いを始めています。

出典：滋賀銀行ホームページ

##### ◆三井住友信託銀行の「自然資本評価型環境格付融資」

企業の環境に対する取組を評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や取組を評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を提供しています。この融資では、自然資本評価ツールを活用し、企業の自然資本への負荷や依存度を、国・地域別及び調達品目ごとに算定し、リスクマネジメントに活用できる有用な情報を提供するオプションのサービスも提供しています。



出典：三井住友信託銀行ホームページ

## 手順 4: 取組を実施し、その結果を評価する

- 経営者（社長など）も社員も積極的に巻き込んで取り組む
- 取組前後と取組過程で記録とモニタリングを行う
- 取組のレポートを作成する



### 1) 取組過程の記録

取組の過程では、後でふりかえりができるように、関係する資料や写真を残しておきましょう。また、取組の進み具合を確認しながら、実施前と比較して実施後はどのように変化したかをモニタリングし、取組の効果を評価してみましょう。数字で表せる分かりやすい指標があれば、誰でも取組の効果が一目で把握でき、次にもつなげやすくなります。なお、SDGs と関連付ける前から取り組んでいた事柄については、できるだけ遡って経過をみていくとよいでしょう。

### 2) 取組結果の評価とレポート作成

取組過程及び取組後に記録した結果を用いて、取組のレポートを作成します。SDGs のゴール 12、ターゲット 12.6「持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する」にもあるように、2017 年度は各社で SDGs への取組が報告されています。一般的に、CSR 活動は「宣言する(コミットメント)→実行する(PDCA)→成果を出す(価値創造)」という大きく 3 つのプロセスに分かれており、日本の多くの企業の SDGs への取組は、「事業と SDGs の紐づけ」の段階です。

作成の仕方については、他の企業の事例や CSR ガイドラインを参考にしたり、外部の有識者などにアドバイスをもらうなどするとよいでしょう。また、他社がどのように発信しているか、事例を参考に自社の独自性をアピールする手法も考えながら作成してみましょう。

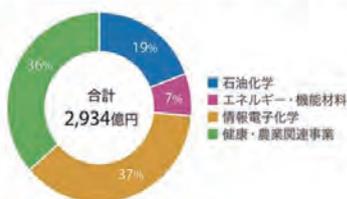
## 《SDGs に貢献する自社認定製品の売上高向上で見える化》

### 「スマカ・サステナブル・ソリューション」プロジェクト

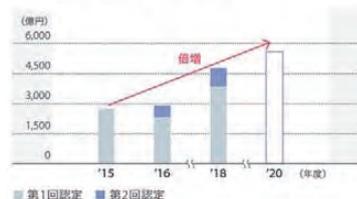
住友化学グループは、2016 年 11 月より、温暖化対策や環境負荷低減等を含む 9 つの要件から自社の製品や技術を「Sumika Sustainable Solutions」として認定し、その開発や普及を推進することにより、SDGs の達成等、サステナブルな社会構築への積極的な貢献や情報開示をしています。

これまでに 34 の製品・技術が認定され、これらの 2016 年度の売上高は 2,934 億円、温室効果ガスの削減貢献量は CO<sub>2</sub>換算で約 5,300 万トンとなっています。この認定基準を満たす製品を増やし、売り上げを倍増させることを目標として、わかりやすく貢献度を発信しています。

部門別認定製品・技術の売上高比率 (2016年度)



認定製品・技術の売上高推移



出典：住友化学株式会社ホームページ

## 手順 5: 一連の取組を整理し、外部への発信にも取り組んでみる

- 取組のふりかえりを行い、アピールポイントを整理する
- ビジネスチャンスへとつながる発信方法を考える



### 評価結果を受けて、次の取組を展開する

- 取組が間接的・直接的に影響することを考える
- 自社の活動と SDGs を改めて考える
- PDCA サイクルで動かし、次の展開を考えてみる



### 1) 外部への発信

すでに SDGs の取組を実施している大企業では、CSR 報告書や社外ホームページへの掲載だけでなく、環境省主催のステークホルダーズ・ミーティングや SDGs 関連のシンポジウム・セミナー等で自社の取組状況を対外的に発表し、広く外部とのコミュニケーションをとっています。中小企業においても、取組を自社の中で完結させず、積極的に外部へ発信することが大切です。例えば、取組結果のアウトプットとしては、次のようなものが挙げられます。

- 自社の他の事業所や他社へ取組スキームを紹介する
- 新製品発売の際に、SDGs とのつながりもアピールする
- イベント等での展示に SDGs の取組を加える
- 営業用のパンフレットに SDGs に関する活動レポートを掲載する
- ISO やエコアクション 21 などの既存の活動に SDGs の観点を追加する

“とりあえずやってみた”だけで終わらせない工夫により、先進事例として注目され、新たなパートナーシップやビジネスチャンスが生まれる可能性も大きく広がります。

### 《SDGs のロゴ・アイコンを使った発信事例》

SDGs の日本語版アイコンは、国連広報センターのホームページからダウンロードすることで、誰でも自由に使うことができます。自社の取組を内外にアピールする際にぜひ使ってみましょう。

#### 【SDGs ロゴ・アイコンの入手先】

国際連合広報センター「SDGs のロゴ」

([http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/))



▲メモ帳  
(株式会社大川印刷 作成)

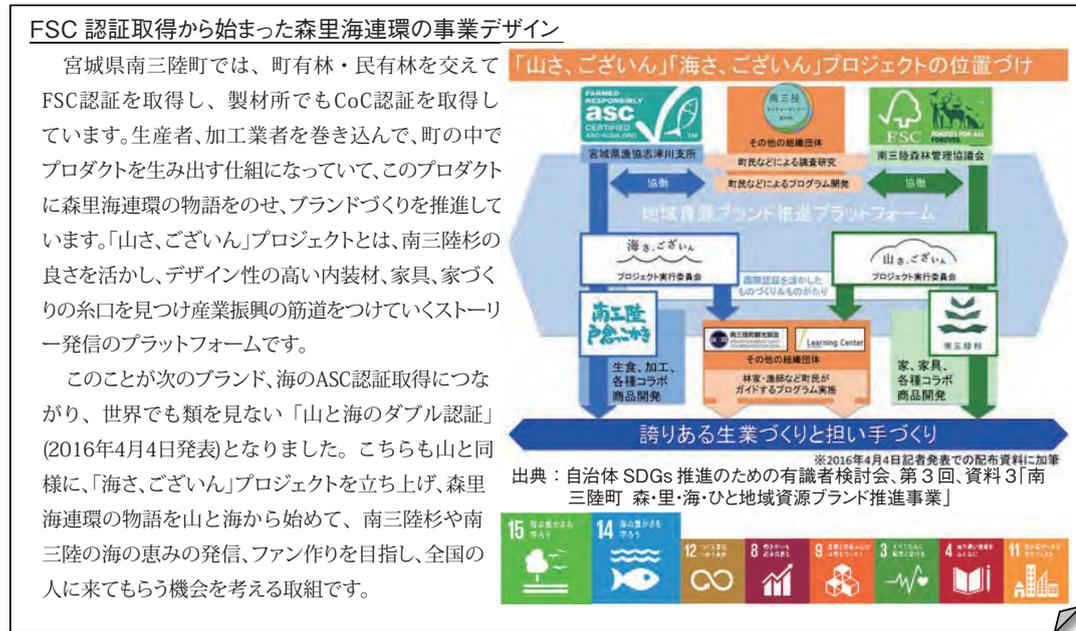


▲缶バッチとクリアファイル  
(国際協力機構 (JICA) 作成)

## 《認証マークを使った発信事例》

製品やサービスの認証制度を取得することを取組の目的の一つとした場合、認証マークを使って取組のアピールをすることができます。これは、消費者に対しても自社の環境配慮等の取組を視覚的に分かりやすく伝えることができ、幅広く効果的に情報発信できる方法といえます。

なお、認証制度には、国際機関によるものだけでなく日本発の制度もあり、認証までのハードルが高いものばかりではありません。



## 2) 次の取組への展開

### ■ 自社内での新たな取組

1つのゴール・ターゲットに絞って取り組んでみると、それは他のゴール・ターゲットにもつながっていることに気がつきます。そこで、次は複数のゴールやターゲットに視点を当てて取り組んでみてもよいでしょう。また、社内でSDGsが普及し、取組に対する理解が得られてきたのなら、商品開発や営業活動などのより戦略的なSDGsの使い方も視野に入れることもできます。

### ■ 他主体とのパートナーシップ

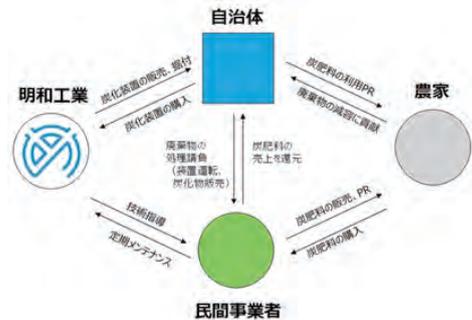
地方自治体では、政策や規制の策定や実行のためのロードマップとして、既にSDGsを活用し始めています。日本の企業の99%は中小企業であり、多くの中小企業は地域性が高く、地域社会から様々な経営資源の提供を受けることでその経営が成り立っている場合も少なくありません。中小企業とその経営者や従業員も、地域の中で仕事と生活を営んでいることから、中小企業の活性化は地域社会の活性化でもあり、地域社会の課題は中小企業の課題でもあるのです。

パートナーシップは、ゴール 17 に「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」とあるように、目的であり、手段にもなります。次の展開として、地域の中での連携や地域活性化に向けた取組を考えてみるのはどうでしょうか。

《パートナーシップによる取組事例》

**明和工業株式会社：炭化装置を軸とした循環型社会の構築**

同社では、汚泥や生ごみなどの有機ごみを炭化物に換え、生成した炭は肥料や土壌改良材、燃料として利用できる「バイオマス炭化装置」を開発し、約 20 年に渡り製造・販売しています。例えば、某県の浄化センターでは、下水汚泥の炭化を行っています。その仕組として、まずは同社から自治体に装置を販売し、装置のオペレーションや炭の販売は民間事業者へ委託して、炭の普及を通じて恩恵をもたらすという、地域におけるパートナーシップの取組を行っています。同社では、この装置を導入することで、SDGsのゴール2,6,7,12,13,15,17などに貢献できると考え、今後は各パートナーとの連携によりこのビジネスモデルを国内外で実現することを目指しています。



▲炭化装置導入に係るビジネスモデル  
出典：シンポジウム「石川・金沢から発信する SDGs ビジネス」発表資料

**株式会社大川印刷：多言語版おくすり手帳普及プロジェクト**

同社では、日本で初めて 4ヶ国語に対応したお薬手帳「わたしのおくすり手帳」を作成しました。この取組は、SDGsのゴール7,8,10,12,17に貢献できるものとして紐付けています。



作成は自社だけでは難しかったため、市民団体の協力を得て行いました。さらに、販売は地域企業や行政の協力も得て、これまでに2,733部の売上が達成しました（2018年2月7日現在）。大企業、大使館、薬剤師会、個人からの注文もあり、更なる広がりが期待されます。



▲わたしのおくすり手帳  
出典：株式会社大川印刷ホームページ

**SDGsビジネスコンソーシアム金沢：SDGsをテーマとした産官学連携の新しい試み**

UNU-IAS いしかわ・かなざわオペレーティングユニット (OUIK) ・金沢工業大学・金沢青年会議所・JICA 北陸支部は「SDGs ビジネスの普及のための共同検討に関する覚書」(2017年8月30日)を締結しました。

SDGs×ビジネス×地方創生×産官学連携のアライアンスにより、次のような取組を進めるとしています。

- ・SDGs のさらなる普及
- ・SDGs ビジネスを推進する企業を増やすための方策
- ・継続して協働できる仕組みづくりの検討



▲締結式の様子

出典：UNU-IAS いしかわ・かなざわオペレーティングユニットホームページ

## 国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けたパートナーシップのあり方検討会

本ガイドの作成にあたっては「国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けたパートナーシップのあり方検討会」から様々な指導や助言をいただきました。委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

検討会委員名簿（敬称略、50音順、所属・役職は2018.3時点）

氏名	所属・役職等
荒井 眞一*	一般社団法人低炭素社会創出促進協会 審議役兼事業評価部部長
上野 明子***	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 国連大学サステナビリティ高等研究所 シニア・リサーチ・フェロー
河口 真理子***	株式会社大和総研調査本部 主席研究員 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 理事
武内 和彦 (委員長)	東京大学サステナビリティ学連携研究機構 機構長・特任教授 公益財団法人地球環境戦略研究機関 理事長
仲泉 拓郎***	公益社団法人日本青年会議所 2017年度 UN 関係委員会 委員長 (2017.12 まで)
佐々木 隆浩***	公益社団法人日本青年会議所 2018年度 UN 関係会議 議長 (2018.1 から後任)
長谷川 雅世**	特定非営利活動法人国際環境経済研究所 主席研究員
廣野 良吉*	成蹊大学 名誉教授 一般社団法人環境パートナーシップ会議 代表理事
星野 智子*	一般社団法人環境パートナーシップ会議 副代表理事
松下 和夫*	京都大学 名誉教授 公益財団法人地球環境戦略研究機関 シニアフェロー
森下 研***	一般財団法人持続性推進機構 専務理事
森 秀行	公益財団法人地球環境戦略研究機関 理事・所長

注：検討委員のうち、無印は2015～2017年度、\*は2015～2016年度、\*\*は2016年度、\*\*\*は2017年度に就任。

【環境省】〔平成 30 年 6 月〕

## 土壌の汚染に係る環境基準及び 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の 見直しその他法の運用に関し必要な事項について (第 3 次答申) 1,2-ジクロロエチレン

### 【概 要】

平成 25 年 10 月 7 日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮問第 362 号）（1,1-ジクロロエチレン等の 6 物質が対象）諮問がなされました。

このことから、1,2-ジクロロエチレンについて中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会における土壌環境基準の見直し、土壌制度専門委員会における土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項に関する審議を経て、土壌農薬部会（第 35 回）において、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 3 次答申）が取りまとめられ、平成 30 年 6 月 18 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

---

## 目 次

第1章 土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて .....	91
I 基本的考え方 .....	91
II 1,2-ジクロロエチレンに係る土壌環境基準について .....	92
第2章 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について .....	95
I 土壌汚染対策法の概要 .....	95
II 1,2-ジクロロエチレンに係る土壌汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準の検討について .....	96
第3章 施行等について .....	106
I 施行について .....	106
II 課題について .....	106

## 第1章 土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）については、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、環境としての土壌が果たしている機能（以下「土壌環境機能」という。）を保全することを念頭に置いて、特に「地下水等の摂取に係る健康影響の防止」と、「食料を生産する機能」の二つの機能を保全する観点から、現在、29項目について定められている。

平成21年11月30日に1,4-ジオキサン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの4項目について、平成23年10月27日にカドミウムについて、平成26年11月17日にトリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目の追加及び基準値の見直しが行われた。

このような状況等を踏まえ、平成25年10月7日に環境大臣から中央環境審議会に対し、これら6物質について諮問がなされた。（土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について）（諮問第362号）

これら検討対象6物質のうち、1,1-ジクロロエチレンについては、平成25年12月26日に開催された中環審土壌農業部会土壌環境基準小委員会において審議し、第1次答申<sup>1)</sup>がとりまとめられ、平成26年3月20日に土壌環境基準が0.02mg/Lから0.1mg/Lに改正、施行された。また、1,4-ジオキサン及びクロロエチレンについては、平成26年9月4日に開催された同小委員会において審議し、第2次答申<sup>2)</sup>をまとめ、平成28年3月29日に1,4-ジオキサンの土壌環境基準を0.05mg/L、クロロエチレンの土壌環境基準を0.002mg/Lとして土壌環境基準に追加され、平成29年4月1日から施行されている。

今般、検討対象6物質のうち、1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン（以下「シス体」という。）とトランス-1,2-ジクロロエチレン（以下「トランス体」という。）の和として）について、科学的知見の収集・解析を行い、土壌環境基準の見直しについて以下のとおり結論を取りまとめた。

### I 基本的考え方

#### 1. 土壌環境基準設定の基本的考え方

土壌環境基準は、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壌の汚染状態の有無を判断する基準でもある。また、政府の施策を講ずる際の目標となるものである。土壌環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点等から設定されている。

このうち、土壌環境基準（溶出基準）については、土壌中に存在する汚染物質が、土壌中を浸透する水により溶出され、その溶出された水が地下水として飲用に供される可能性があるとの想定の下、溶出水が水質環境基準及び地下水環境基準（人の健康の保護に関するもの）に適合したものになるようにするとの考え方で設定している。その際、環境基準の対象となっている項目について、土壌（重量：g）の10倍量（容量：mL）の水でこれらの項目に係る物質を溶出させ、その溶液中の濃度が各々該当する水質環境基準に適合するようにする考え方で環境上の条件を定めてきたところである。

また、農用地基準は、農用地の土壌に適用されており、人の健康を損なうおそれのある農畜産物の生産を

防止する観点と、農作物の生育の阻害を防止する観点から定められている。

## 2. 土壌環境基準の見直しについて

地下水環境基準については、新たな科学的知見等に基づき平成 21 年 11 月に「シス -1,2- ジクロロエチレン」が 1,2- ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和として）に見直された<sup>3)</sup>ことから、今般、1. の考え方により土壌環境基準の検討を行った。

なお、農用地基準については、これまでシス体について農用地基準を設定していないこと、トランス体は農用地に意図的に施用されるものでないこと、土壌に吸着しにくいこと、汚染事例が把握されていないことから、人の健康を損なうおそれのある農畜産物が生産されたり、農作物の生育が阻害されたりするおそれは想定されないと考えられることから、今回は農用地基準の検討は行わないこととした。

## II 1,2- ジクロロエチレンに係る土壌環境基準について

### 1. 水道水質基準の検討状況

水道水質基準ではシス -1,2- ジクロロエチレンについて基準値が設定されていた。（シス体に関する反復毒性試験の報告は少ないため、トランス体に係るマウス 90 日間飲水試験における血清 ALP(アルカリフォスファターゼ) 上昇、胸腺重量低下から NOAEL(無毒性量) を 17mg/kg/ 日、不確実係数 1,000 で除した 17  $\mu$ g/kg/ 日を TDI(耐容一日摂取量) とし、寄与率 10% として算出した 0.04mg/L を水道水質基準として設定してきた<sup>4)</sup>。）

これまでに、平成 15 年 7 月に厚生労働大臣から食品安全委員会に対し、清涼飲料水の食品健康影響評価(1,2- ジクロロエチレン) について意見を求め、平成 19 年 3 月に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,2- ジクロロエチレン) の結果として、「1,2- ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和) の TDI を 17  $\mu$ g/kg/ 日と設定する」と通知された。

また、平成 20 年 4 月に厚生労働大臣から食品安全委員会に対して、水道により供給される水の食品健康影響評価(1,2- ジクロロエチレン) について意見を求め、平成 20 年 5 月に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、「1, 2- ジクロロエチレン(シス -1,2- ジクロロエチレンとトランス -1, 2- ジクロロエチレンの和) の耐容一日摂取量を 17  $\mu$ g/kg 体重/ 日と設定する」と通知されている。

平成 19 年 10 月及び平成 20 年 12 月の厚生科学審議会生活環境水道部会において、「水道原水及び浄水から 10% 値を超える検出事例(いずれも低濃度) があるのはシス体に限定されているが、食品安全委員会における健康影響評価を踏まえ、シス体とトランス体を合算して評価することが適切である」<sup>5)</sup> とされ、平成 21 年 4 月に、水道水質基準の物質をこれまでのシス -1,2- ジクロロエチレンから 1,2- ジクロロエチレンに改正し、水道水質基準は引き続き 0.04mg/L 以下とした<sup>6)</sup>。

### 2. 地下水環境基準等の検討状況

#### (1) 検討経緯

平成 21 年 9 月中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第 2 次答申)」<sup>7)</sup> において、地下水については、シス体は過去 5 年間毎年超過がみられトランス体は過去 5 年間のうち 2 年間でそれぞれ 1 箇所の超過が見られること、基準値の 10% を超える検出はシス体、トランス体ともに毎年継続して確認されていること、地下水中でトリクロロエチレン等の分解により 1,2- ジクロロエチレンが生成した可能性があり、シス体とトランス体が共存する状況がみられること、異性体個別

では 0.04mg/L を超えないものの両異性体の和が 0.04mg/L を超える箇所が過去 5 年間で 3 か所あったことから、平成 21 年 11 月に地下水環境基準の物質を「シス -1,2- ジクロロエチレン」から 1,2- ジクロロエチレン（シス体とトランス体の和として）に改正し、基準値は引き続き 0.04mg/L 以下とした。

なお、公共用水域については、平成 10 年度以降の自治体による測定の実況でトランス体は指針値の 10% の値の超過が見られないこと、平成 21 年現在、両異性体ともに意図された製造はほぼ行われておらず、他の化学物質を製造する際に副生成されているものが主と考えられたことから、水質環境基準は引き続き「シス -1,2- ジクロロエチレン」とし、「トランス -1,2- ジクロロエチレン」は要監視項目<sup>\*</sup>とされた。

※ 要監視項目とは、平成 5 年 1 月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成 5 年 3 月に設定したもの。その後、平成 11 年 2 月、平成 16 年 3 月及び平成 21 年 11 月に改正が行われ、現在は 26 項目が設定されている。

## (2) 基準値の導出

マウスを用いたトランス体の 90 日間の飲水実験（Barnes ら、1985）<sup>8)</sup> による雄マウスの血清中酵素の増加などを根拠とした NOAEL 17mg/kg/day から不確実係数 1,000（短期実験を考慮）を適用して、TDI 0.017mg/kg/day と算定した。水の寄与率 10%、体重 50kg、飲用水量 2L/day として、基準値を 0.04mg/L 以下とした。

## 3. 関連基準の設定状況

1,2- ジクロロエチレンの関連基準の設定状況を表 1 に示す。

表 1 1,2- ジクロロエチレンの関連基準の設定状況

基準の種類	物質	基準値	備考
水道水質基準	1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	これまでの「シス -1,2- ジクロロエチレン」を「1,2- ジクロロエチレン」に変更（平成 21 年 4 月 1 日施行）
地下水環境基準	1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	これまでの「シス -1,2- ジクロロエチレン」を「1,2- ジクロロエチレン」に変更（平成 21 年 11 月 30 日施行）
水質環境基準	シス -1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	「トランス -1,2- ジクロロエチレン」は引き続き要監視項目として設定（0.04mg/L 以下）

## 4. 1,2- ジクロロエチレンの土壌環境基準（溶出基準）について

地下水環境基準において 1,2- ジクロロエチレンに変更されたこと、すでに測定方法があることから、II の 1. 土壌環境基準設定の基本的考え方に基づき、土壌環境基準項目（溶出基準）を 1,2- ジクロロエチレンに変更することとし、基準値（環境上の条件）については表 2 に示すとおりとし、測定方法、達成状況の評価方法及び 3 倍値基準の取り扱いについては下記の（1）～（3）のとおりとすることが適当である。

表2 1,2-ジクロロエチレンの環境上の条件

項目	新たな環境上の条件	現行の環境上の条件
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (シス体とトランス体の和として)	0.04mg/L 以下 (シス 1,2-ジクロロエチレンとして)

### (1) 1,2-ジクロロエチレンの測定方法

検液の作成方法は、現行どおり平成3年環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）付表の2に掲げる検液の作成方法のとおりとする。

検液中濃度に係る測定方法は、平成9年環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の別表に掲げる方法とする。

測定結果の数値の取扱い方法は以下のとおりとし、シス体とトランス体の測定を行う際のそれぞれの定量下限値は土壌環境基準の1/10を目安とする。

- ・ シス体とトランス体が両方とも定量下限値以上の場合は、シス体とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- ・ シス体、トランス体の測定値のいずれか一方が定量下限値未満で、いずれか一方が定量下限値以上の場合は、分析結果を記録として残す際、それら両方を併記し、評価にあたっては定量下限値以上の方の測定値を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- ・ シス体とトランス体が両方とも定量下限値未満の場合は、「定量下限値未満」と表示することとする。

なお、既に基準値が複数物質の濃度の和で設定されている1,3-ジクロロプロペンについても同様とすることが適当と考えられる。

### (2) 達成状況の評価

水質環境基準については、基準値が有害物質の長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、公共用水域における達成状況は、基本的には年間平均値（全シアンのみ最高値）により評価することとされている。

しかしながら、土壌汚染の汚染状態は水質におけるほど経年的に変化しやすいものではないことから、従来、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壌環境基準を達成していないものとして評価することとされており、1,2-ジクロロエチレンについても、この考え方にに基づき評価する。

### (3) 3倍値基準

1,2-ジクロロエチレンは土壌への吸着性が低いことを考慮して3倍値基準<sup>※</sup>は適用しないこととする。

※ 3倍値基準とは、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれら物質の濃度が土壌環境基準の値を超えていない場合に適用される環境上の条件（溶出基準）で土壌環境基準の告示別表の備考2に規定されている。具体的には、土壌中に元来存在する物質でもあり土壌に吸着されやすい重金属類（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素）について、通常の基準値の3倍値としている。

## 第2章 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について

土壤環境基準の見直しに関する結論を踏まえ、1,2-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他土壤汚染対策の制度運用等について、以下のとおり結論を取りまとめた。

### I. 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）は、特定有害物質による土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成14年に制定された。この法律については、制定から5年が経過した時点での課題を解決するため、汚染の除去等の措置が必要な区域と措置が不要な区域の分類による講ずべき措置の内容の明確化等の改正が平成21年に行われた。さらに、平成22年の施行から5年が経過したことから、中央環境審議会において、施行状況調査の点検結果や自治体・産業界などからのヒアリングを踏まえた検討が行われ、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が成立した。

法では、土壤汚染の状況を的確に把握するため、有害物質の製造、使用又は処理する施設であって、使用が廃止されたものに係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査させて、その結果を都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事」という。）に報告すべきものとしている。また、都道府県知事は、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると認めるとき、又は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとされている。

法に基づく特定有害物質は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第306号）で揮発性有機化合物や重金属等の26物質が指定されている。これらの特定有害物質については、汚染状態に関する基準として、有害物質を地下水経路で摂取するリスクの観点から設定された土壤溶出量基準と、有害物質を含む土壤を直接摂取するリスクの観点から設定された土壤含有量基準が、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）に定められている。

このうち土壤溶出量基準は、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）、第三種特定有害物質（農薬等）の26物質すべてについて設定されており、土壤含有量基準については、人が直接摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる、第二種特定有害物質の9物質について設定されている。

また、各種特定有害物質について、土壤汚染に起因した地下水の水質汚濁に係る基準（以下「地下水基準」という。）や汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標として「第二溶出量基準」が規則に定められている。

法に基づく調査（以下「土壤汚染状況調査」という。）では、指定調査機関はまず調査対象地及びその周辺の土地について、土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、試料採取等対象物質の種類特定、土壤汚染のおそれの区分の分類を行う（以下「地歴調査」という。）。その後、土壤汚染のおそれの区分に応じて試料採取等を行う区画を選定し、試料採取等を行う。第一種特定有害物質

に関する試料採取等は、まず表層部分において土壤中の気体（以下「土壤ガス」という。）を採取し、土壤ガス中の第一種特定有害物質の量を測定する「土壤ガス調査」を実施する。

土壤ガスから特定有害物質が検出された地点があるときは、土壤汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点においてボーリング調査を行って土壤を採取し、土壤ガスから検出された特定有害物質について土壤溶出量を測定する。

また、第二種特定有害物質については、まず汚染のおそれが生じた場所の位置から 50cm までの土壤試料を採取し、土壤溶出量及び土壤含有量を測定する。

第三種特定有害物質については、第二種特定有害物質と同様の方法で試料を採取し、土壤溶出量を測定する。

土壤汚染状況調査において土壤汚染が確認された場合、都道府県知事は、当該土地を汚染状態及び健康被害が生ずるおそれに応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）に指定することとしている。また、土地の所有者等が法の規定の適用を受けない土地で、その土地の土壤が汚染状態に関する基準に適合しないと料するときは、区域の指定の申請をすることができるとしている。

要措置区域に指定された土地では、土地の形質の変更が原則禁止されるとともに都道府県知事から期限を定めて汚染の除去等の措置を講ずべきことが指示される。指示を受けた者は、期限までに指示された汚染の除去等の措置又はこれと同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるものを講じなければならない。

形質変更時要届出区域に指定された土地では、土地の形質変更を行おうとするときの都道府県知事への事前届出が義務付けられる。

また、いずれの区域も汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとするときは都道府県知事に事前に届出ることが義務付けられ、また、搬出する際には汚染土壤の運搬基準や汚染土壤処理の汚染土壤処理施設への委託の義務付け等が適用される。ただし、要措置区域等外へ搬出する土壤を法の対象から外すための調査（以下「認定調査」という。）を行い、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合すると都道府県知事に認められた場合はこの限りではない。

## Ⅱ. 1,2-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準の検討について

### 1. 1,2-ジクロロエチレンの使用実態や土壤汚染状況について

#### (1) 1,2-ジクロロエチレンの使用等の実態について

1,2-ジクロロエチレンは、シス体、トランス体ともに現在、国内において意図された製造はほぼ行われていないものと考えられるが、過去には、シス体とトランス体の混合物として他の塩素系溶剤の製造工程中に反応中間体として使用され、また、溶剤、染料抽出、香料、ラッカー等にも使用されていた。平成 28 年度の PRTR の届出集計結果によると、シス体の届出事業所数は 3,125 事業所で、業種では下水道業（2,003 事業所）、次いで一般廃棄物処理業（930 事業所）が多かった（表 3）。トランス体の平成 20 年度の届出事業所数は 6 事業所のみで全て化学工業であった。なお、平成 20 年度にトランス体の届出があった事業場は、いずれも同年にシス体の届出も行われていた。

1,2-ジクロロエチレンの排出量は、シス体は公共用水域への排出量が最も多く、トランス体は大気への排出量が最も多いが、土壤への排出量はいずれも 0 kg であった（表 4）。他方、1,2-ジクロロエチレンは、1,1-

ジクロロエチレンあるいはクロロエチレン製造時の副生成物として、またはテトラクロロエチレンやトリクロロエチレンが嫌気性の状態で微生物により分解されることによって生成される可能性があることに留意する必要がある。

※ トランス体は平成 20 年度の PRTR 法の政令改正に伴い第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更されたため、平成 21 年度以降は PRTR の届出がされていない。そのため、平成 20 年度のデータを示した。

※※ 「下水道業」、「一般廃棄物処理業」、「産業廃棄物処分量」、「金属鉱業」の事業所は、処理する廃液、廃棄物中の物質又は施設からの坑水・鉱水に含まれる対象物質の排出量が事前に特定できないことから、PRTR 制度上、「特別要件施設」として、排水規制の対象物質について濃度の実測値から算出した排出量を届け出ることになっている。（「パルプ・紙・紙加工品製造業」等の事業所が廃棄物処理施設を有する場合も同様）。実測した濃度が検出下限値以上、定量下限値未満の場合、定量下限値の 2 分の 1 の値に排水量を乗じて排出量を算定することとされているため、排出量が過大に算定されている可能性がある。

表 3 1,2-ジクロロエチレンの届出事業所数

対象物質	PRTR 届出業種	報告事業所数
シス -1,2-ジクロロエチレン (平成 28 年度)	金属鉱業 3	3
	原油・天然ガス鉱業	1
	パルプ・紙・紙加工品製造業	11
	化学工業	11
	石油製品・石炭製品製造業	2
	プラスチック製品製造業	1
	窯業・土石製品製造業	2
	鉄鋼業	1
	非鉄金属製造業	10
	電気業	1
	下水道業	2,003
	一般廃棄物処理業（ごみ処理業に限る）	930
	産業廃棄物処分量	146
	特別管理産業廃棄物処分量	2
自然科学研究所	1	
トランス -1,2-ジクロロエチレン (平成 20 年度)	化学工業	6

表4 1,2-ジクロロエチレンの排出量、移動量

項目	シス-1,2-ジクロロエチレン		トランス-1,2-ジクロロエチレン	
	平成28年度	平成20年度	平成20年度	
排出量	大気	219 kg	442 kg	11,414 kg
	公共用水域	4,847 kg	3,526 kg	13 kg
	土壌	0 kg	0 kg	0 kg
	埋立	0 kg	0 kg	0 kg
	合計	5,066 kg	3,968 kg	11,427 kg
移動量	下水道	0 kg	0 kg	0 kg
	廃棄物	161,300 kg	87,400 kg	50,800 kg
	合計	161,300 kg	87,400 kg	50,800 kg
排出・移動量合計	166,366 kg	91,368 kg	62,227 kg	

(2) 1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染実態について

環境省は平成21年度及び平成22年度に、事業場9サイト77試料及び産業廃棄物不法投棄地3サイト30試料を対象とした1,2-ジクロロエチレンに関する調査を実施した。この結果、シス体とトランス体がともに検出された試料は、事業場で1サイト4試料、産業廃棄物不法投棄地では1サイト5試料であった。シス体のみが検出された試料は事業場で5サイト17試料、産業廃棄物不法投棄地で2サイト7試料であった。トランス体のみが検出された試料はなく、その他はシス体、トランス体ともに不検出であった(表5)。

シス体及びトランス体の両方を検出した試料においては、シス体とトランス体の濃度には相関が見られたが、1,2-ジクロロエチレンに占めるトランス体の寄与率<sup>\*</sup>は事業場では0.7~1.2%、産業廃棄物不法投棄地では0.2~4.8%と低い結果であった(図1)。

※ トランス体の寄与率は、シス体及びトランス体の両方を検出した試料におけるシス体とトランス体の合算濃度中に占めるトランス体の濃度の割合を求めた。

表5 1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染実態調査

項目	事業場	産業廃棄物 不法投棄地
調査サイト数	9	3
土壌溶出量分析数量	91	16
シス体及びトランス体の両方を検出した試料数	4	5
シス体のみ検出した試料数	17	7
トランス体のみ検出した試料数	0	0

備考) 定量下限値は0.002mg/L(平成21年度調査)又は0.004mg/L(平成22年度調査)

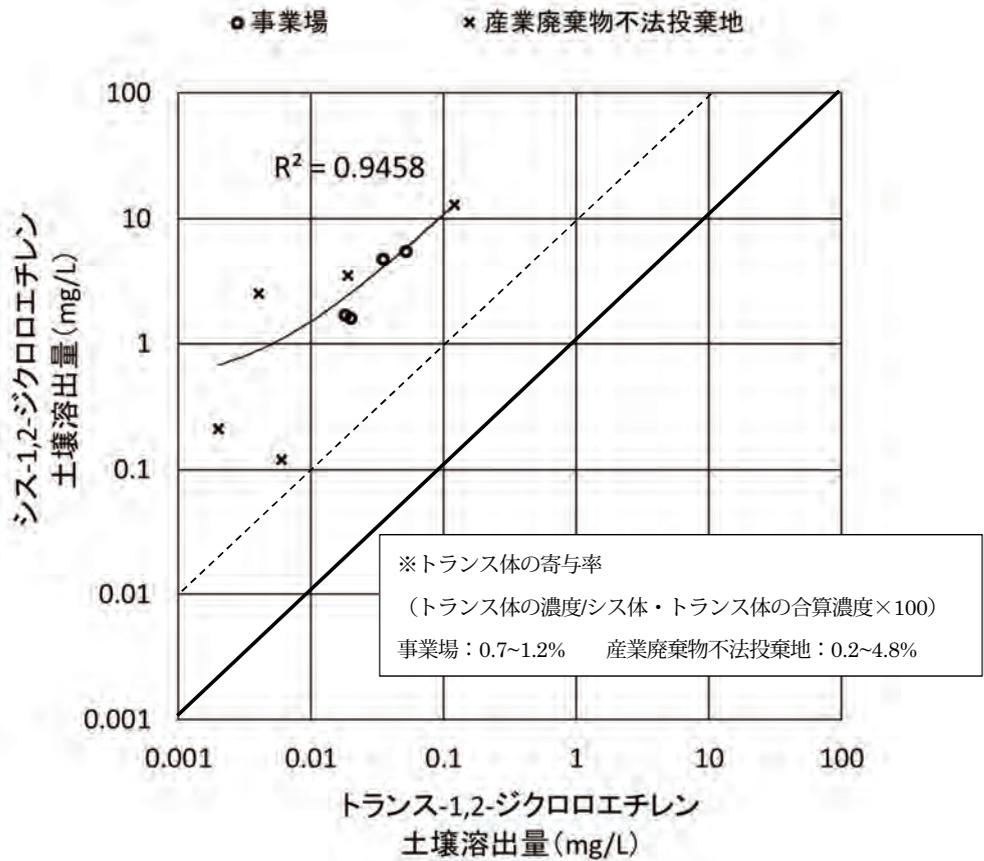


図1 環境省が実施した調査におけるシス体とトランス体の関係  
(シス体とトランス体の両方を検出した試料)

平成 25 年度に環境省が自治体及び指定調査機関に行った 1,2-ジクロロエチレンの土壌調査状況に関するアンケートでは、自治体及び指定調査機関が過去に実施した調査事例のうち、1,2-ジクロロエチレンの土壌溶出量が地下水環境基準（0.04mg/L）を超過した事例が、自治体、指定調査機関ともに 1 件確認されている（表6）。なお、確認された 1 件に係る 1,2-ジクロロエチレンの土壌溶出量については、自主的にトランス体を測定し、シス体とトランス体の和として測定しているものである。

表6 1,2-ジクロロエチレンに係る自治体及び指定調査機関のアンケート結果

回答者	調査種別	調査事例数	検出事例数	地下水環境基準 (0.04mg/L) 超過事例数
自治体	土壌ガス	1	1	—
	土壌溶出量	4	4	1
指定調査機関	土壌ガス	4	2	—
	土壌溶出量	24	5	1

1,2-ジクロロエチレンのうち、既に法の指定基準に設定されているシス体に係る法の区域の指定状況を表7に示す。平成28年度にシス体により要措置区域等に指定された区域は37件であり、第一種特定有害物質の中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに次いで3番目に多かった。また、累計においてもシス体により要措置区域等に指定された区域は、第一種特定有害物質の中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに次いで3番目に多い。

表7 土壤汚染対策法の区域の指定状況（シス-1,2-ジクロロエチレン）

項目	平成28年度	累計
法に基づく調査事例数	434	2,886 <sup>注1)</sup>
要措置区域数	8	63
形質変更時要届出区域数	29	183
指定件数	37	304 <sup>注2)</sup>
法対象外も含めた基準不適合事例数	56	924

出典) 平成28年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果（平成30年4月環境省水・大気環境局）

注1) 調査事例数の累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成28年度末までの件数。

注2) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

## 2. 1,2-ジクロロエチレンの調査方法及び措置・運搬・処理方法について

### (1) 1,2-ジクロロエチレンの調査方法について

土壤ガスの測定方法については、平成21年度及び平成22年度に行った実験により、トランス体も既存の土壤ガス試料の採取方法、運搬及び保管方法などが適用できることが確認されている。ガスクロマトグラフによる土壤ガスの測定は、シス体及びトランス体ともに、「土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件」（平成15年環境省告示第16号）別表1に記載されているどの分析方法を用いても、定量下限値0.1volppmを担保できることが確認されている（表8）。

表8 1,2-ジクロロエチレンに適用可能な分析方法

物質	GC-PID		GC-FID	GC-ECD	GC-ELCD	GC-MS
	10.2eV	11.7eV				
1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○

土壤溶出量調査の検液の作成方法は、「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）付表の2に掲げる方法で作成し、検液中濃度の測定方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）別表に掲げる方法で測定することができると考えられる。

### (2) 1,2-ジクロロエチレンによる汚染の除去等の措置について

トランス体は、シス体と類似した物性や土壤中の挙動を示すことから、両異性体を対象とした場合でも法に定められた既存の第一種特定有害物質の措置方法をそのまま適用できると考えられる。そのため、表9の適用性欄が「○」の措置方法は適用が可能と考えられる。

表9 1,2-ジクロロエチレンに係る汚染の除去等の措置の適用性

措置の種類	適用性
地下水の水質の測定	○
原位置封じ込め	○
遮水工封じ込め	○
地下水汚染の拡大の防止（揚水施設、透過性地下水浄化壁）	○
土壌汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）	○
遮断工封じ込め	—
不溶化（原位置不溶化、不溶化埋め戻し）	—

(3) 1,2-ジクロロエチレンにより汚染された土壌に係る運搬及び処理方法について

トランス体は、シス体と同様の運搬・処理が適用できると考えられることから、汚染土壌の運搬にあたっては、既存のシス体と同様にフレキシブルコンテナ（内袋有）やコンテナ、ドラム缶及びこれらと同等以上の運搬容器を用いて運搬することによって、飛散や地下への浸透を防止することが可能と考えられる。

また、汚染土壌処理施設における処理においては、表10において適用性が「○」及び「△」の処理方法であれば処理が可能と考えられる。なお、「△」については、処理を行う際の留意点等に記載している事項を満たしている場合に限り処理が可能と考えられる。

表10 1,2-ジクロロエチレンに係る汚染土壌の処理方法の適用性

施設の種類		処理方法	適用性及び処理を行う際の留意点等
浄化等処理施設	浄化	抽出	洗浄処理 △ 排水側に移行しやすい又は揮散しやすい物質として留意が必要。
			化学脱着 ○
			熱脱着 △ 処理により揮散しやすい物質として留意が必要。
	分解		熱分解 ○
			化学処理 ○
			生物処理 × 60日の処理期間を考慮すると処理は困難であることから、適用不可。
		溶融 ○	
		不溶化 ×	
セメント製造施設			△ 揮散しやすい物質として留意が必要。
埋立処理施設		内陸埋立処理施設 ○	第二溶出量基準に適合している場合に限る。
		水面埋立処理施設 ○	
		盛土構造物等 ○	
分別等処理施設		異物除去施設 △	揮散しやすい物質として留意が必要。
		含水率調整施設 △	揮散しやすい物質として留意が必要。

3. 1,2-ジクロロエチレンの対応方針について

地下水環境基準において、「シス-1,2-ジクロロエチレン」からシス体とトランス体の和とした「1,2-ジクロロエチレン」に見直されていることを踏まえて、1,2-ジクロロエチレンに係る土壌環境基準の答申が取

りまとめられていること、トランス体による土壤汚染が確認されていることから、法に基づく特定有害物質として、「シス-1,2-ジクロロエチレン」からシス体とトランス体の和とした「1,2-ジクロロエチレン」に見直すことが適当である。

また、1,2-ジクロロエチレンの物性を踏まえると第一種特定有害物質に区分することが適当であり、土壤含有量基準は定めず、汚染状態に関する基準その他の関連基準については、以下により設定することが適当である

なお、調査、汚染の除去等の措置、運搬及び汚染された土壤の処理に関し適用可能な方法が既に存在することから、法の運用は行うことができる。

### (1) 土壤溶出量基準

土壤溶出量基準は、平成14年1月の中央環境審議会「今後の土壤環境保全対策の在り方について」(答申)において、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から設定された土壤環境基準(溶出基準)を用いることとするとされており、これまでの考え方と同様に、土壤溶出量基準は、土壤環境基準と同じ値である「0.04mg/L以下であること」(シス体とトランス体の和として)と設定する。

1,2-ジクロロエチレンの測定結果の数値の取り扱い方法は以下のとおりとし、シス体とトランス体の測定を行う際のそれぞれの定量下限値は土壤溶出量基準の1/10を目安とする。

- ・ シス体とトランス体が両方も定量下限値以上の場合、シス体とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- ・ シス体、トランス体のいずれか一方が定量下限値未満で、いずれか一方が定量下限値以上の場合、定量下限値以上の方の測定値を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。
- ・ シス体とトランス体が両方も定量下限値未満の場合、「定量下限値未満」と表示することとする。

なお、既に法に基づく特定有害物質に定められており、基準値が複数物質の濃度の和で設定されている1,3-ジクロロプロペンについても同様とすることが適当と考えられる。

### (2) 地下水基準

地下水の飲用による人の健康被害を防止するための地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準(地下水基準)は、土壤溶出量基準と同じ値となっており、これまでの考え方と同様に地下水基準は、土壤溶出量基準と同じ値である「0.04mg/L以下であること」(シス体とトランス体の和として)と設定する。

なお、測定結果の数値の取り扱い方法は、土壤溶出量基準と同様とする。

### (3) 第二溶出量基準

第二溶出量基準は基準不適合土壤の汚染の除去等の措置方法を選定する場合の基準であり、現在、土壤溶出量基準の値の3~30倍に相当する値が定められている。

第一種特定有害物質の第二溶出量基準の値は、土壤溶出量基準の値の10倍(1,1,1-トリクロロエタンのみ3倍)としている。

1,2-ジクロロエチレンについては、シス体の考え方と同様に土壤溶出量基準の値の10倍とし、第二溶出量基準は「0.4mg/L以下であること」(シス体とトランス体の和として)と設定する。

表 11 1,2-ジクロロエチレンに係る汚染状態に関する基準及び関連基準（案）

基準の種類		基準（案）
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.04mg/L 以下であること (シス体とトランス体の和として)
	土壌含有量基準	—
地下水基準		0.04mg/L 以下であること (シス体とトランス体の和として)
第二溶出量基準		0.4mg/L 以下であること (シス体とトランス体の和として)

#### （４）土壌ガス調査における定量下限値

土壌ガス調査では、採取した土壌ガスから試料採取等対象物質が検出された場合（土壌ガスの採取が困難であり地下水を採取したときは、地下水中の試料採取等対象物質の濃度が地下水基準に適合しなかった場合）、土壌溶出量調査を行うこととしており、土壌ガス中の対象物質の定量下限値は、平成 15 年環境省告示第 16 号において 0.1volppm（ベンゼンのみ 0.05volppm）と定めている。土壌ガスの測定においては、シス体とトランス体の測定結果が個別に得られることから、土壌ガス調査における定量下限値は、シス体、トランス体それぞれで 0.1volppm とすることが適当である。

## 4. 1,2-ジクロロエチレンへの特定有害物質の見直しに伴う法の制度運用について

### （１）基本的考え方

1,2-ジクロロエチレンは、既に特定有害物質に指定されていたシス体にトランス体を加えて 1 つの特定有害物質とすることとなる。法に基づく特定有害物質への追加に伴う基本的考え方については、平成 27 年 8 月中央環境審議会答申「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 2 次答申）」における塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）に係る検討の際の考え方を基本とし、1,2-ジクロロエチレンについては異性体の追加であるため、その観点も踏まえて検討することとなる。

1,2-ジクロロエチレンの見直しの後に、有害物質使用特定施設の廃止（法第 3 条第 1 項）、法第 4 条第 2 項の報告、法第 4 条第 3 項の調査の命令、法第 5 条第 1 項の調査の命令、又は法第 14 条第 1 項の申請（以下「有害物質使用特定施設の廃止等」という。）をする場合の土壌汚染状況調査や認定調査、汚染の除去等の措置に伴う地下水の測定及び汚染土壌処理施設における浄化確認検査において、1,2-ジクロロエチレンを測定の対象とする場合には、シス体及びトランス体の両方を測定し、その和をもって評価を行うことが適当である。

また、今般の見直しの時点で、既に有害物質使用特定施設の廃止等により、法に基づく調査に着手している場合（既に区域指定されている場合、措置、搬出、運搬、処理を実施している場合を含む。）は、これらのやり直しを求めないことが適当である。

### （２）土壌汚染状況調査における特定有害物質の見直しの適用時期について

土壌汚染状況調査における特定有害物質の見直しの適用時期については、有害物質使用特定施設の廃止等により、調査又は報告を行うこととなった時点を見直し基準とすることとし、法第 3 条ただし書きにより一時的免除を受けている場合は、一時的免除の取り消し時点で特定有害物質の見直しが行われていれば、1,2-ジ

クロロエチレンを対象として地歴調査や試料採取等を行うこととすることが適当である。

このため、特定有害物質の見直し前に調査又は報告を行うこととなった土地については、調査のやり直しを求めないことが適当である。

### (3) 土壤汚染状況調査

1,2-ジクロロエチレンを対象にした土壤汚染状況調査においては、試料採取等はシス体とトランス体の両方について調査対象物質として行うこととなる。また、土壤ガス調査において、土壤ガス中のシス体とトランス体の濃度の和が最も高い地点を土壤汚染が存在するおそれが最も多いと認められる地点とし、土壤溶出量調査の試料採取地点とすることが適当である。

なお、土壤ガスの代わりに地下水を採取した場合においても、同様の考え方とすることが適当である。

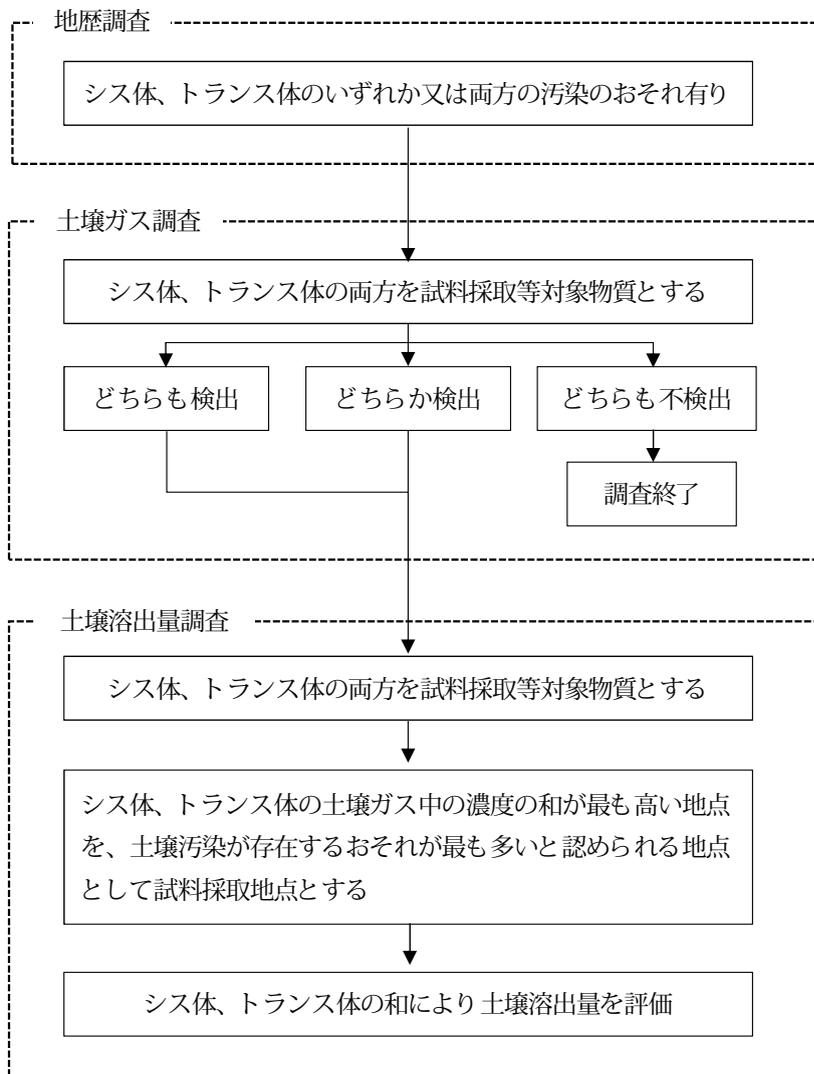


図2 1,2-ジクロロエチレンに係る土壤汚染状況調査の流れ

#### (4) 区域指定

特定有害物質が見直された後に調査又は報告を行うこととなった土地については、トランス体を含めて調査を行い、基準不適合土壌が確認された場合は要措置区域等に指定されることとなる。

一方、現在、シス体を区域指定対象物質として要措置区域等に指定されている土地については、引き続きシス体を区域指定対象物質とすることが適当である。

#### (5) 汚染土壌の運搬・処理

トランス体による汚染土壌であっても、既存の第一種特定有害物質と同様、フレキシブルコンテナ（内袋有）等で運搬することにより飛散等の防止は可能であると考えられる。なお、汚染土壌の運搬の際に用いる管理票については、1,2-ジクロロエチレンの汚染状態を記載できるよう、様式を変更する必要がある。

シス体に係る許可を受けている汚染土壌処理業者については、①汚染土壌処理業の許可は5年ごとにその更新を受けなければならないこと、②シス体の処理が可能な処理方法をトランス体に適用した場合であっても適正な処理が可能であること、③変更の許可等の事務手続きを必要とした場合に自治体や事業者の負担が少なからず発生しうることを考慮して、次の更新までは暫定的な取扱いができるようにする等、過度な負担とならないよう留意する必要がある。

#### (6) 過去にシス体を対象に土壌汚染状況調査を行った土地の扱い

過去にシス体の使用等の履歴があった、又はシス体の親物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン。以下同じ。）が使用等されていたことにより土壌汚染状況調査を行った結果、シス体又は親物質で区域指定されなかった土地において、新たに土壌汚染状況調査の義務が発生した場合は、1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれはないと考えることが適当である。

これは、当該土地においては、過去の調査でシス体を試料採取等対象物質として調査が行われ基準適合であることが確認されていること、第2章Ⅱ 1. (2)の土壌汚染実態調査の結果からは、トランス体は検出されることが少なく、検出される場合であっても1,2-ジクロロエチレンに占めるトランス体の寄与率は数パーセントと低いことから、過去の土壌汚染状況調査でトランス体の測定を行っていなかったとしても、1,2-ジクロロエチレンによる汚染のおそれはないとすることが適当と考えられるためである。

なお、地歴調査において過去の土壌汚染状況調査以降に1,2-ジクロロエチレンや親物質の使用等の履歴が確認された場合は、1,2-ジクロロエチレンを試料採取等対象物質として調査を行う必要がある。

#### (7) 過去にシス体、又は分解生成に係る親物質で区域指定されていた土地の扱い

過去にシス体又はその親物質を区域指定対象物質として要措置区域等に指定されていたが、土壌汚染の除去を行ったことにより区域指定が解除された土地において、特定有害物質が1,2-ジクロロエチレンに見直された後に新たに土壌汚染状況調査の契機が生じた場合、過去に掘削除去を行ったことにより区域指定が解除されている土地は、1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染のおそれはないものと判断して差し支えないと考えられる。また、原位置浄化を行ったことにより区域指定が解除された場合、シス体について工事終了後の地下水モニタリングにおいて地下水基準適合が確認された場合は、工事前にトランス体による汚染があったとしても、工事によりシス体とともにトランス体も除去されていると考えられることから、1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染のおそれはないものと判断して差し支えないと考えられる。

## 第3章 施行等について

### I. 施行について

1,2-ジクロロエチレンは、現行ではシス体が法に基づく特定有害物質として定められているが、改正後はシス体とトランス体の和となることから、調査・対策及びそれらに係る事務処理の適切な対応を求めるには自治体、指定調査機関及び汚染土壌処理業者への一定の周知期間が必要である。

他方、1,2-ジクロロエチレンに係る土壌汚染状況調査については、既に適用可能な分析方法が存在しており、汚染土壌の処理についてはトランス体が追加された場合であっても従来からの手法が適用可能であり、必ずしも新しい設備の導入を要するものではないため、設備導入に係る準備期間を考慮する必要はないと考えられる。

これらのことから、今般の見直しに係る準備期間としては、概ね半年以上とすることが適当である。

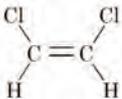
また、土壌環境基準と法の指定基準の改正・施行時期が異なる場合、それらの運用に関して現場で混乱が生じるおそれがあることから、同日に施行することが適当である。

### II. 課題について

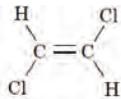
中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会で1,2-ジクロロエチレンの土壌環境基準見直しについて、土壌制度専門委員会では、1,2-ジクロロエチレンの土壌環境基準見直しに伴う土壌汚染対策法の制度・運用について検討を行い、土壌農薬部会においてこれら結果を第3次答申として取りまとめた。

今後は、諮問された6物質のうち、まだ検討されていないカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて検討を進めるとともに、これらの物質を含め、引き続き土壌中の挙動や周辺環境への影響等に関する科学的知見の蓄積に努め、土壌汚染対策を適切に推進することが重要である。

シス-1,2-ジクロロエチレン

名称	シス-1,2-ジクロロエチレン
CAS	156-59-2
元素 / 分子式	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>
原子量 / 分子量	96.94
構造式	
毒性評価 <sup>9)</sup>	<p>シス-1,2-ジクロロエチレンの慢性毒性に関する実験の報告は多くない。トランス体については、マウスにトランス-1,2-ジクロロエチレンを90日間、飲み水に混ぜて与えた実験では、雄にアルカリフォスファターゼ（ALP、リン酸化合物を分解する働きをもつ酵素）の増加が、雌に胸腺重量の減少が認められた。</p> <p>このトランス体の実験結果から、シス-1,2-ジクロロエチレンのTDI(耐容一日摂取量)は体重1kg当たり1日0.017mgと算出され、水道水質基準、水質環境基準や地下水環境基準が設定された。</p>
環境中での挙動 <sup>7)</sup> 等	<p>土壌中や地下水中では、酸素の少ない状態でトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが微生物により分解されることによって、1,2-ジクロロエチレンが生成される可能性がある。</p> <p>1,2-ジクロロエチレンは、塩化ビニルモノマーや1,1-ジクロロエチレンを製造する過程での副生成物であり、触媒や製造条件によりシス体とトランス体の比率が異なる。</p> <p>製造過程及び溶剤として使用される過程で環境中に放出されると、その揮発性のために多くが大気中に移行する。地表水を汚染したものは速やかに大気中に揮散する。</p> <p>水中では安定であるとの報告(日本環境管理学会, 2004)<sup>10)</sup>があり、化審法に基づくクロードボトル法の生分解性試験(28日間)のBODによる分解率は被験物質濃度が2.62mg/L及び6.43mg/Lの場合には0%であり、難分解性と判定されている(通商産業省, 1990)<sup>11)</sup>。底質を用いた嫌氣的生分解性試験(被験物質濃度0.123mg/L、17°Cで7週間の誘導期間)でのガスクロマトグラフ(GC)測定での分解率は16週間で99%以上であった(Wilson et al., 1986)<sup>12)</sup>。嫌氣的な生分解生成物としては、クロロエチレン(塩化ビニル)が報告されている(Barrio-Lage et al., 1986)<sup>13)</sup>。</p> <p>その他、1,2-ジクロロエチレンの生分解性に関する総説があり、未馴化の微生物を用いた分解半減期は、好氣的な条件下では28~180日、嫌氣的な条件下では112~720日とされている(Howard et al., 1991)<sup>14)</sup>。</p> <p>オクタノール/水分配係数(log Pow)は1.83(測定値)であることから、化審法に基づく濃縮性試験では、濃縮性がない、または低いと判定されている(通商産業省, 1990)<sup>11)</sup>。</p> <p>土壌吸着性は低く、地下に浸透する。地下水中では多くの場合、トリクロロエチレンと共存している。</p>
物理的性状 <sup>15)</sup>	<p>外観：無色液体          融点：-81.5°C          沸点：60°C          比重：1.284 (20°C)          水溶解度：3.5g/L(20°C)、5.1g/L(20°C)          ヘンリー定数：413Pa・m<sup>3</sup>/mol(25°C)          蒸気圧：8.7kPa(0°C)、24kPa(20°C)、27kPa(25°C)、47kPa(40°C)          分配係数：オクタノール/水分配係数(log Kow) 1.86 (測定値) 1.98 (推定値)、1.83 (測定値)          土壌吸着係数：Koc=44 (推定値)</p>

トランス-1,2-ジクロロエチレン

名称	トランス-1,2-ジクロロエチレン
CAS	156-60-5
元素 / 分子式	C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub>
原子量 / 分子量	96.94
構造式	
毒性評価 <sup>9)</sup>	<p>マウスにトランス-1,2-ジクロロエチレンを90日間、飲み水に混ぜて与えた実験では、雄にアルカリフォスファターゼ（ALP、リン酸化合物を分解する働きをもつ酵素）の増加が、雌に胸腺重量の減少が認められた。</p>
環境中での挙動 <sup>7)</sup> 等	<p>土壌中や地下水中では、酸素の少ない状態でトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが微生物により分解されることによって、1,2-ジクロロエチレンが生成される可能性がある。</p> <p>1,2-ジクロロエチレンは、塩化ビニルモノマーや1,1-ジクロロエチレンを製造する過程での副生成物であり、触媒や製造条件によりシス体とトランス体の比率が異なる。</p> <p>主に光化学反応的にヒドロキシルラジカルを生成する反応によって大気中から除去される。推定半減期は、シス及びトランス異性体について、それぞれ8.3日、3.6日である。表流水中と表土中のほとんどは、揮発すると考えられる。また、この化合物は、表面下の土を浸透して地下水に達する可能性がある。</p> <p>1,2-ジクロロエチレンは、水中で安定であるとの報告がある（日本環境管理学会、2004）<sup>10)</sup>。化審法に基づく好氣的生分解性試験（クローズドボトル法、28日間）では、被験物質濃度が2.32 mg/l及び6.06 mg/lの条件において、BODによる分解率は0%であり、難分解性と判定されている（通商産業省、1990）<sup>11)</sup>。また、嫌氣的な条件下では生分解され難いが長期間の誘導期間の後に生分解される可能性があると評価されている（NITE&amp;CERI 初期リスク評価書、2008）<sup>16)</sup>。</p> <p>生物蓄積性についてはオクタノール / 水分配係数（log Pow）が1.92（実測値）であることから、化審法に基づく濃縮性試験では、濃縮性がない、または低いと判定されている（通商産業省、1990）<sup>11)</sup>。</p> <p>嫌氣的生物分解によって、地下水から両異性体が除去される可能性があり、そのときの半減期は13～48週程度である。</p>
物理的性状 <sup>16)</sup>	<p>外観：無色液体          融点：-49.4℃          沸点：48℃          比重：1.257（20℃）          水溶解度：：6.3g/L(20℃)          ヘンリー定数：950Pa・m<sup>3</sup>/mol(25℃)          蒸気圧：12.8kPa(0℃)、27kPa(20℃)、35.3kPa(25℃)、76.7kPa(40℃)          分配係数：オクタノール / 水分配係数（log Kow）2.09（測定値）1.98（推定値）、1.92（測定値）          土壌吸着係数：Koc=44（推定値）</p>

## 出典一覧

1. 土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて（第1次答申）（平成26年3月）中央環境審議会土壌農薬部会
2. 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第2次答申）（平成27年12月）中央環境審議会土壌農薬部会
3. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（環水大水発第091130004号、環水大土発第091130005号）（平成21年11月30日）
4. 水道水質基準の見直しについて（答申）（平成15年4月28日）厚生科学審議会
5. 第6回厚生科学審議会生活環境水道部会資料2-2（平成19年10月26日）
6. 水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成20年12月22日厚生労働省令第174号）厚生労働省
7. 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第2次答申）（平成21年9月）中央環境審議会水環境部会
8. Barnes, DW, et al. (1985) Toxicology of *trans*-1,2-dichloroethylene in the mouse. *Drug Chem. Toxicol.* 8, 373-392.
9. 化学物質ファクトシート（2012年版 環境省 *cis*-1,2-ジクロロエチレン）
10. 日本環境管理学会編（2004）改訂3版 水道水質基準ガイドブック，丸善，東京（NITE&CERI 初期リスク評価書，2008d から引用）
11. 通商産業省（1990）通商産業公報（1990年12月28日），3省共同化学物質データベース（NITE&CERI 初期リスク評価書，2008b 及び 2008d から引用）
12. Wilson, B. H., Smith, G. B. and Rees, J. F. (1986) Biotransformations of selected alkylbenzenes and halogenated aliphatic hydrocarbons in methanogenic aquifer material : A microcosm study. *Environ. Sci. Technol.*, 20, 997-1002. (NITE&CERI 初期リスク評価書，2008d から引用)
13. Barrio-Lage, G., Parsons, F. Z., Nassar, R. S. and Lorenzo, P. A. (1986) Sequential dehalogenation of chlorinated ethenes. *Environ. Sci. Technol.*, 20, 96-99. (NITE&CERI 初期リスク評価書，2008d から引用)
14. Howard, P. H., Boethling, R. S., Jarvis, W. F., Meylan, W. M. and Michalenko, E. M. Eds. (1991) *Handbook of Environmental Degradation Rates*, Lewis Publishers, Inc., Chelsea, MI (NITE&CERI 初期リスク評価書，2008d から引用)
15. 化学物質の初期リスク評価書 Ver. 1.0 No.137 *cis*-1,2-ジクロロエチレン（2008年10月 独立行政法人製品評価技術基盤機構、財団法人化学物質評価研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
16. 化学物質の初期リスク評価書 Ver. 1.0 No.136 *trans*-1,2-ジクロロエチレン（2008年10月 独立行政法人製品評価技術基盤機構、財団法人化学物質評価研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

## プラスチック資源循環戦略について

### 【概要】

2017 年 7 月、中国政府は 2017 年末までに生活系廃プラスチックを含む 4 種類 24 品目のリサイクル可能な廃棄物原料の輸入を禁止すると通知しました。世界の工場であり廃棄物・スクラップの一大リサイクル拠点でもある中国の政策変更は世界各国に大きな影響を与え、現在もその影響は続いています。

本報では、プラスチック資源循環戦略について中央環境審議会循環型社会部会の最新の情報を報告致します。

諮問第 4 9 3 号  
環循総発第 1807132 号  
平成 30 年 7 月 13 日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣  
中川 雅

### プラスチック資源循環戦略について（諮問）

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）を踏まえ、かつ、「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標も含め、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（以下「プラスチック資源循環戦略」という。）の在り方について、平成 30 年度中に貴審議会の意見を求める。

#### （諮問理由）

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチック資源循環戦略を策定することとされている。

また、平成 31 年 6 月に我が国で開催予定の G20 に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要である。

このため、プラスチック資源循環戦略の在り方について、平成 30 年度中に貴審議会の意見を求めるものである。

中央環境審議会循環型社会部会  
部会長 酒井 伸一 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦

### プラスチック資源循環戦略について（付議）

平成 30 年 7 月 13 日付け諮問第 493 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、循環型社会部会に付議する。

### プラスチック資源循環戦略小委員会の設置について

#### 1. 設置の趣旨

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）において、

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

こととされた。

また、平成 31 年 6 月に我が国で開催予定の G 20 に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要である。このため、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を置き、必要な検討を行うこととする。

#### 2. 検討事項

第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）を踏まえ、かつ、「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標も含め、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方について検討を行う。

#### 3. 検討スケジュール

平成 30 年度中に結論を得るべく検討を進める。

#### 4. 運営方針

学識経験者、産業界、地方公共団体、市民団体関係者等から委員を構成する。また、オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る

〔目 次〕

◎健康増進法の一部を改正する法律及び東京都 受動喫煙防止条例	----- [ 1 ]
◎環境報告ガイドライン 2018 年版	----- [ 27 ]
◎「食品ロス実態調査」(結果報告)	----- [ 49 ]
◎「持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド」	----- [ 56 ]
◎土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に 基づく特定有害物質の見直しその他法の運用 に関し必要な事項について (第3次答申) 1,2-ジクロロエチレン	----- [ 89 ]
◎プラスチック資源循環戦略について	----- [110]
◎《次号予定目次》	----- [112]

[広告関係]

表2 コンピュータによる拡散方程式の演習

表3 アスベストによる公害紛争処理対応のための基礎調査報告書

表4 人と環境にやさしいインクを使用したオリジナル暖簾製作のご案内

## 官公庁環境専門資料 デジタルマガジン

### 定期購読契約限定サービス

誌面ではお伝えしきれない  
コンテンツをフルカラーで  
掲載した電子ブック

### デジタルマガジン機能

- 誌面に関連する豊富な情報をフルカラー掲載
- フリーワード検索
- テキスト・図表フリーコピー

ご利用にはIDとパスワードが必要となります。EARTH-VISION2020メンバーサイトよりご利用ください。

[http://www.earth-vision2020.jp/material\\_member.html](http://www.earth-vision2020.jp/material_member.html)

## Vol.53 No.5 予定目次

- ◎国際的資源循環の動向
- ◎環境への取組をエンジンとした経済成長に向けて報告書
- ◎有害大気汚染物質対策のあり方（第十一次報告）
- ◎法令関係資料

〔注〕行政発表の重要な資料により予定通り掲載できない場合がありますので予めご了承ください

ISSN 1348-0324

官公庁環境専門資料 Vol. 53 No. 4  
平成30年7月30日発行（隔月年6回発行）  
税別価格 ¥3,000  
（税別年間購読料 ¥18,000）

編集・発行人 有賀良学  
info@earth-vision2020.jp  
発行所 plus81 有限会社

〒180-0003  
東京都武蔵野市吉祥寺南町1-6-18-809

編集室 TEL.0422(29)8618  
FAX.0422(24)7101

ホームページアドレス <http://www.earth-vision2020.jp>  
郵便振替 00150-0-647766  
印刷所 勝美印刷株式会社

乱丁・落丁本はお取替えいたしますので、小社へ直接ご返送くださるようお願い申し上げます。

〔禁無断転載複写〕



業界初 簡単設置・リユース可能！！

## 人と環境にやさしいインクを使用したオーダーメイド暖簾



プリントした印刷物は有害廃棄物を排出しません。

臭いや有害成分の心配がないエコマーク認定を受けたインクでVOC(揮発性有機化合物)が極めて少ない、環境性能に優れた無臭の水溶性インクを使用しています。特に飲食店や、教育機関、医療機関などでも安心してご利用頂いております。

環境関連書類： 環境関連一般仕様書 (GSE) /RoHSに関する宣言書 /MSDS シート

【問い合わせ】 plus81 有限会社 03-3847-9334

インターネットショッピングサイト <http://www.diyparty.jp>